

「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」
を目指して



「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」



和歌山県田辺市

第1次田辺市総合計画

田辺市民憲章

(平成17年10月1日制定)

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりまます。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまます。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまます。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまます。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまます。

田辺市の木花鳥

(平成17年10月1日指定)



田辺市の木「うばめがし」



田辺市の花「梅」



田辺市の鳥「めじろ」

ごあいさつ

田辺市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、古くから紀南地方の交通の要衝として栄え、美しい海、山、川の大自然をはじめ、世界遺産に登録された「熊野古道」や「熊野本宮大社」に代表される古い歴史や文化、日本三美人の湯で知られる「龍神温泉」や、日本最古の湯といわれる「湯の峰温泉」など、人々の心と身体を癒す豊かな自然やたくさんの地域資源を有しています。



合併して間もなく2年になろうとしていますが、何よりも合併という大きな変化を理解し受け入れていただいた皆様方に、「合併して良かった」「田辺市に住んでいて良かった」と思っただけけるよう、お応えしていかなければならないと考えています。

そのことを踏まえ、このたび、今後10年間におけるまちづくりの基本指針となる「第1次田辺市総合計画」を策定しました。

本計画は、先の合併協議における「市町村建設計画」の内容を十分に尊重するとともに、より具体的かつ発展的にまちづくりを推進していくために策定したもので、本計画の基本理念に掲げる「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に基づき、市民と行政が力を合わせて「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」を築いてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました田辺市総合計画審議会の委員をはじめ、多くの市民の皆様方に心からお礼を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

田辺市長 真 砂 充 敏

目次

はじめに 9

| | |
|---------------------|-----|
| 1. 総合計画策定の目的 | 1 1 |
| 2. 総合計画の構成・期間 | 1 1 |
| 3. 田辺市の現況 | 1 2 |
| (1) 位置と地勢 | 1 2 |
| (2) 土地利用 | 1 2 |
| (3) 気候 | 1 5 |
| (4) 人口 | 1 5 |

基本構想 17

第1章 まちの将来目標 19

| | |
|---------------------|-----|
| 1 基本理念と将来像 | 1 9 |
| (1) 基本理念 | 1 9 |
| (2) 将来像 | 2 0 |
| (3) まちづくりの主体像 | 2 1 |
| 2 将来の人口 | 2 2 |
| 3 まちの骨格 | 2 3 |

第2章 まちづくりの基本方向 24

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 人をはぐくむまち | 2 4 |
| 2 安心して暮らせるまち | 2 7 |
| 3 安全で住みよいまち | 3 0 |
| 4 活力みなぎる産業のまち | 3 2 |
| 5 快適な環境のまち | 3 5 |
| 6 市民と行政が共につくるまち | 3 8 |

重点プロジェクト 41

| | |
|---------------------|-----|
| 1. 防災強化プロジェクト | 4 3 |
| 2. 環境創造プロジェクト | 4 3 |
| 3. 産業振興プロジェクト | 4 4 |
| 4. 地域再生プロジェクト | 4 4 |

基本計画 45

第1章 人をはぐくむまち 47

| | |
|----------------------------|----|
| 第1節 人を大切にするまちづくり | 49 |
| 1. 人権意識の向上を図ります | 51 |
| 2. 男女共同参画社会づくりを推進します | 51 |
| 第2節 子供をはぐくむまちづくり | 53 |
| 1. 学校教育を充実します | 57 |
| 2. 児童生徒の健全育成を推進します | 59 |
| 第3節 文化のかおるまちづくり | 60 |
| 1. 郷土の歴史を学び、後世へ伝承します | 62 |
| 2. ふるさと文化の振興を図ります | 63 |
| 3. 文化財を保護します | 64 |
| 第4節 学びを支えるまちづくり | 65 |
| 1. 生涯学習の振興を図ります | 67 |
| 2. 生涯スポーツの振興を図ります | 67 |
| 第5節 国際化に対応するまちづくり | 69 |
| 1. 国際交流を推進します | 70 |

第2章 安心して暮らせるまち 71

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 地域福祉をはぐくむまちづくり | 73 |
| 1. 地域福祉活動を推進します | 75 |
| 2. バリアフリーを推進します | 75 |
| 第2節 健康に暮らせるまちづくり | 76 |
| 1. 健康づくりを推進します | 78 |
| 2. 医療環境の充実を図ります | 79 |
| 第3節 子育てを支えるまちづくり | 81 |
| 1. 子育てを支える環境づくりを推進します | 84 |
| 2. 子育てと社会参加の両立を支援します | 84 |
| 3. 子供が健やかに育つ環境づくりを推進します | 85 |

| | |
|------------------------|-----|
| 第4節 障害者が安心して暮らせるまちづくり | 86 |
| 1. 社会参加の促進を図ります | 88 |
| 2. 障害者福祉サービスの充実を図ります | 89 |
| 第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり | 90 |
| 1. 社会参加の促進を図ります | 91 |
| 2. 在宅生活を支援します | 92 |
| 3. 施設サービスの充実を図ります | 92 |
| 第6節 生活を支えるまちづくり | 94 |
| 1. 経済的自立を促進します | 99 |
| 2. 働く環境づくりを推進します | 100 |
| 3. 国民健康保険事業を適切に運営します | 101 |
| 4. 介護保険事業を適切に運営します | 102 |

第3章 安全で住みよいまち 103

| | |
|--------------------|-----|
| 第1節 災害に強いまちづくり | 105 |
| 1. 地域防災体制を充実します | 109 |
| 2. 災害予防を推進します | 109 |
| 3. 災害対応力の強化を図ります | 110 |
| 4. 火災予防を推進します | 110 |
| 5. 消防力の強化を図ります | 111 |
| 第2節 日々の暮らしを守るまちづくり | 112 |
| 1. 交通安全対策を推進します | 115 |
| 2. 防犯対策を推進します | 116 |
| 3. 安全な市民生活を確保します | 116 |

第4章 活力みなぎる産業のまち 117

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1節 農林水産業を大切にするまちづくり | 119 |
| 1. 梅・かんきつを軸とした足腰の強い農業の振興を図ります | 123 |
| 2. 森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります | 125 |
| 3. 恵まれた水産資源を生かす漁業の振興を図ります | 126 |
| 第2節 地域産業を活性化するまちづくり | 128 |
| 1. 地域の特性を生かした商工業の振興を図ります | 131 |
| 第3節 交流型観光を推進するまちづくり | 133 |
| 1. 質の高い観光の振興を図ります | 134 |

第5章 快適な環境のまち 137

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1節 環境にやさしいまちづくり | 139 |
| 1. 環境を保全します | 145 |
| 2. 循環型社会づくりを推進します | 146 |
| 第2節 うるおいとやすらぎのあるまちづくり | 147 |
| 1. 憩いのある環境づくりを推進します | 148 |
| 第3節 便利で機能的なまちづくり | 149 |
| 1. 道路網の整備を図ります | 154 |
| 2. 交通体系の確立を図ります | 154 |
| 3. 情報通信基盤の整備を図ります | 155 |
| 第4節 魅力あふれるまちづくり | 156 |
| 1. 魅力ある市街地づくりを推進します | 158 |
| 2. 活力ある山村づくりを推進します | 159 |
| 3. 土地の有効利用を図ります | 160 |

第6章 市民と行政が共につくるまち 161

| | |
|------------------------------|-----|
| 第1節 市民が参画するまちづくり | 163 |
| 1. 情報の共有化を推進します | 165 |
| 2. 市民の活動の場を広げます | 165 |
| 第2節 健全に行財政を運営するまちづくり | 167 |
| 1. 効果的、効率的な行財政運営を推進します | 169 |
| 2. 広域的な行政を推進します | 170 |

参考資料 171

はじめに

| | |
|---------------|-----|
| 1. 総合計画策定の目的 | 1 1 |
| 2. 総合計画の構成・期間 | 1 1 |
| 3. 田辺市の現況 | 1 2 |

1. 総合計画策定の目的

地方分権の進展や少子高齢化、国・地方を取り巻く厳しい財政環境などを背景に、平成17年5月1日に合併した田辺市は、田辺広域合併協議会が作成した「市町村建設計画」の内容を尊重しつつ、今後10年の社会経済情勢の変動に対応し、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを進めていくための基本指針として「田辺市総合計画」を策定します。

2. 総合計画の構成・期間

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

- 「基本構想」は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とし、まちの将来目標やまちづくりの基本方向を示します。
- 「基本計画」は、平成19年度から平成23年度までの5年間を前期計画期間とし、基本構想実現のための具体的な施策の内容を示します。

3. 田辺市の現況

(1) 位置と地勢

- 田辺市は、紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町に接し、東西約 45 km、南北約 46 km で、総面積は約 1,026k m²あり、広大な面積を有しています。
- 西よりの海岸部に面した市街地を中心として、左会津川等に沿って中山間地域が形成され、さらに日高川、富田川、日置川、熊野川の4つの流域に山村地域が広がっています。
- 市内の道路網は、市街地から国道311号及び県道田辺龍神線で山村地域につながり、県道龍神中辺路線等により山村地域間がつながっています。
- 海岸部に沿ってJR紀勢本線が通っており、紀伊田辺駅から大阪市内への所要時間は、約2時間となっています。また、田辺市から京阪神地域・関西国際空港までは約2時間、南紀白浜空港から東京まで約1時間の時間距離にあり、さらに平成19年度に予定されている近畿自動車道紀勢線の（仮称）田辺インターチェンジまでの開通により、京阪神地域との時間距離が短縮されます。

(2) 土地利用

土地利用の現況は、全体面積の89.3%を山林が占めています。続いて農地は3.6%、宅地は1.2%、その他の土地利用は2.3%となっています。

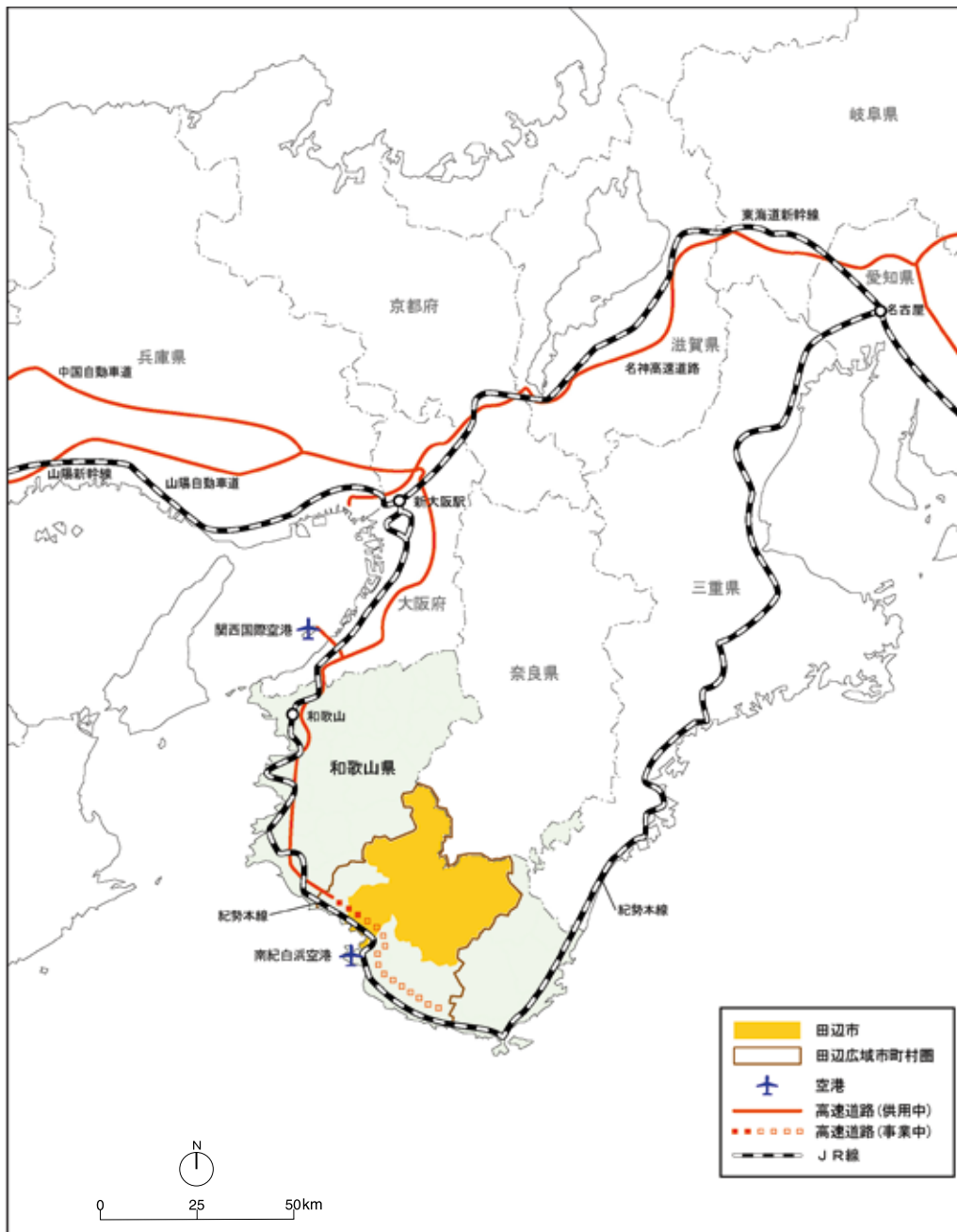
また、地形については、海岸部から平野部を経て、広大な山地部へ移行しているという状況にあります。

図表 土地利用現況 (単位：k m²)

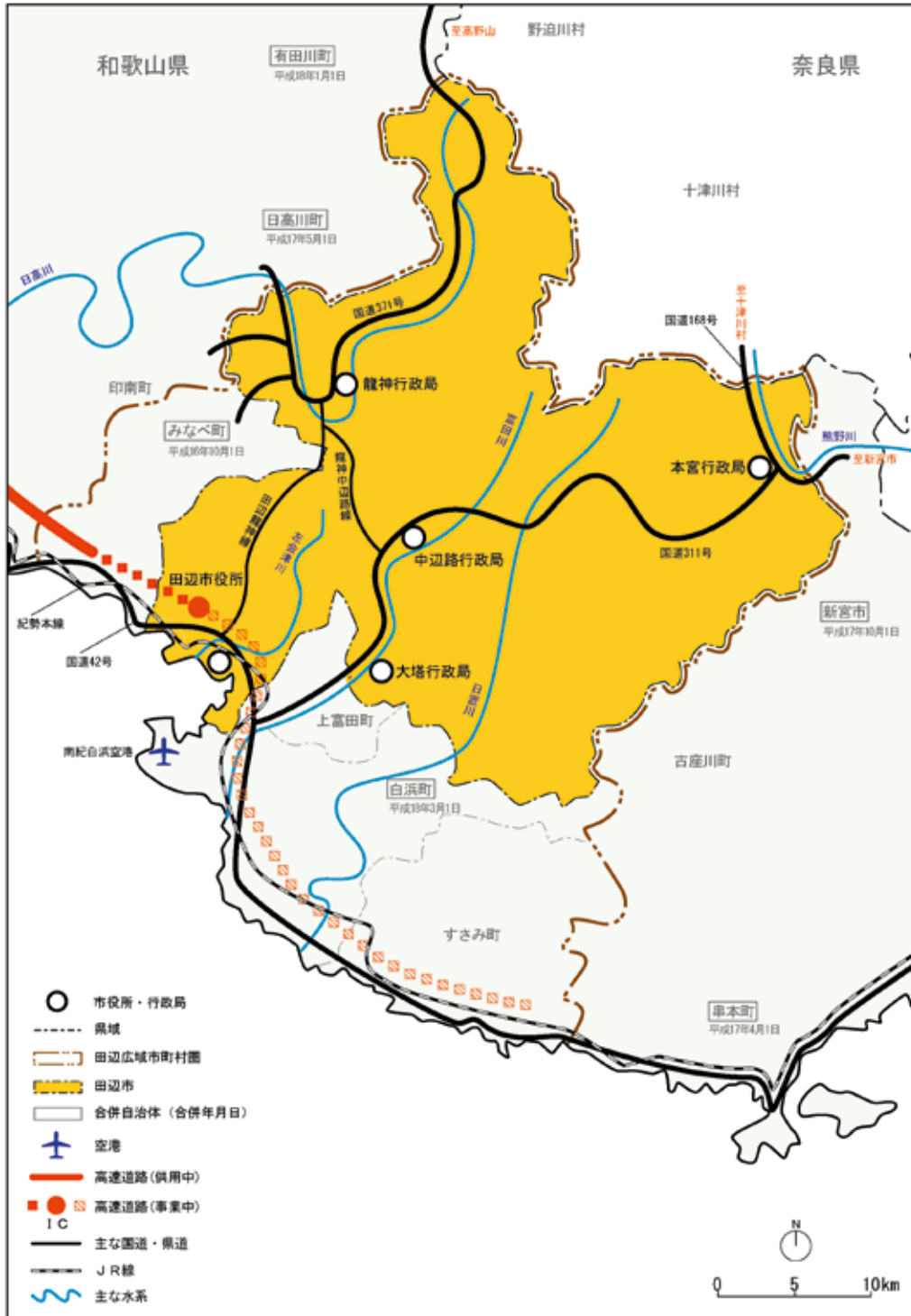
| 区 分 | 面 積 | 割 合 |
|----------|----------|--------|
| 農用地 | 36.55 | 3.6% |
| 森林 | 916.65 | 89.3% |
| 水面・河川・水路 | 18.93 | 1.8% |
| 道路 | 18.45 | 1.8% |
| 宅地 | 12.27 | 1.2% |
| その他 | 23.89 | 2.3% |
| 合計 | 1,026.74 | 100.0% |

資料：市土地対策課（平成17年10月1日現在）

図表 田辺市の位置



図表 田辺市域



(3) 気候

気候は、海岸部の温暖多雨な太平洋型気候から、山間地の寒暖の差が激しい内陸型の気候まで広範囲にわたっています。年間平均気温は 13.1 度から 17.1 度、年間降水量は 1,780 mmから 2,860 mm、年間日照時間は 1,343 時間から 1,995 時間とかなりの地域差が見られます。

図表 気象状況

| 観測所 | 年平均気温 (度) | 最高気温 (度) | 最低気温 (度) | 年間降水量 (mm) | 年間日照時間 (時間) |
|------------|--------------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 龍神地域気象観測所 | 13.1 | 33.7 | -5.7 | 2,860 | 1,343 |
| 栗栖川地域気象観測所 | 14.6 | 35.0 | -5.6 | 2,441 | 1,745 |
| 白浜地域気象観測所 | 17.1 | 33.5 | -1.0 | 1,780 | 1,995 |

※気象庁の統計から、過去 20 年(昭和 62 年～平成 18 年)の平均値を算出

(4) 人口

① 総人口及び年齢別人口

- 総人口は、平成17年の国勢調査では82,499人となり、減少傾向が強まっています。
- 平成17年における総人口に占める年少人口の割合は14.4%で、全国平均13.7%を上回っていますが、生産年齢人口は60.4%で全国平均65.8%より低く、また老年人口が25.2%で全国平均20.1%より高くなっており、高齢化の進行が顕著になっています。

図表 人口の推移

(単位：人)

| 区分 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 全国(H17) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 総人口 | 88,130 | 88,263 | 86,143 | 86,159 | 85,646 | 82,499 | |
| 年少人口 (14 歳以下) | 20,569 23.3% | 19,055 21.6% | 16,299 18.9% | 14,544 16.9% | 13,418 15.7% | 11,843 14.4% | 13.7% |
| 生産年齢人口 (15～64 歳) | 56,509 64.1% | 56,919 64.5% | 55,599 64.5% | 54,618 63.4% | 52,710 61.5% | 49,799 60.4% | 65.8% |
| 老年人口 (65 歳以上) | 11,052 12.5% | 12,281 13.9% | 14,185 16.5% | 16,988 19.7% | 19,483 22.7% | 20,829 25.2% | 20.1% |

資料：国勢調査

② 就業人口

- 就業人口の総数は、年々増加していましたが、平成 12 年に減少に転じ、それに伴い就業率も下降しています。産業別の就業人口は、第 1 次産業が減少しており、第 2 次産業及び第 3 次産業においても、平成 7 年までは増加傾向にありましたが、平成 12 年から減少に転じています。
- 平成 17 年における就業人口の産業別構成比は、第 1 次産業が 14.5 %で全国平均 4.8%と比較して極めて高く、第 2 次産業が 20.4%で全国平均 26.1%より低くなっています。また、第 3 次産業が 64.1%で全国平均 67.2%より若干低く、全国平均に比べると第 1 次産業の構成比が高い地域といえます。

図表 産業別就業人口の推移

(単位：人)

| 区 分 | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 全国(H17) |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 就業人口 | 39,545 | 40,485 | 40,827 | 42,702 | 41,186 | 39,435 | |
| 就業率 | 44.8% | 45.5% | 47.1% | 49.4% | 47.9% | 47.8% | |
| 第 1 次産業 | 8,339 | 8,026 | 6,912 | 6,737 | 5,949 | 5,705 | 4.8% |
| | 21.1% | 19.8% | 16.9% | 15.8% | 14.4% | 14.5% | |
| 第 2 次産業 | 8,366 | 8,621 | 9,523 | 10,127 | 9,484 | 8,055 | 26.1% |
| | 21.2% | 21.3% | 23.3% | 23.7% | 23.0% | 20.4% | |
| 第 3 次産業 | 22,805 | 23,783 | 24,353 | 25,805 | 25,579 | 25,280 | 67.2% |
| | 57.6% | 58.7% | 59.6% | 60.4% | 62.1% | 64.1% | |
| 分類不能 | 35 | 55 | 39 | 33 | 174 | 395 | 1.9% |
| | 0.1% | 0.2% | 0.2% | 0.1% | 0.5% | 1.0% | |

資料：国勢調査

基本構想

| | |
|-----------------|----|
| 第1章 まちの将来目標 | 19 |
| 1 基本理念と将来像 | 19 |
| 2 将来の人口 | 22 |
| 3 まちの骨格 | 23 |
| 第2章 まちづくりの基本方向 | 24 |
| 1 人をはぐくむまち | 24 |
| 2 安心して暮らせるまち | 27 |
| 3 安全で住みよいまち | 30 |
| 4 活力みなぎる産業のまち | 32 |
| 5 快適な環境のまち | 35 |
| 6 市民と行政が共につくるまち | 38 |

第1章 まちの将来目標

1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

私たちの先人は、黒潮洗う田辺湾、緑豊かな紀伊山地とその山々を源とする大小の河川など、様々な自然の中で、歴史や文化、地域の伝統をはぐくんできました。

また、人と人が、互いに尊重し、助け合う関係を大切にしながら、まちの活力を生み出してきました。

こうして築かれた、まちの姿を貴重な財産として、市民みんなで守り、さらに発展させ、未来へと継承していくことが私たちのつとめです。

私たちは、田辺市の多様な地域の特性を生かしながら、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に、力を合わせて取り組みます。



(2) 将来像

「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」

田辺市は、世界に誇れる自然や歴史、文化など、多様な地域資源と、県南部の中核を担う都市的機能を併せ持っています。

これらを、さらに高めながら、発展していくまちの姿として、田辺市の将来像を、「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」と定めます。

田辺市が有する、多様な地域資源や都市的機能を有機的に結びつけ、また人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、紀南地域の中核都市としての責任ある発展を目指すとともに、揺るぎなき新地方都市としての存在感を国内外に発信します。



(3) まちづくりの主体像

まちづくりの主役は市民であることを踏まえ、市民と行政の役割を明確にし、力を合わせてまちづくりを進めます。

また、職員は、積極的に地域活動に取り組む中で、地域の一員としての役割を果たします。

① 市民や自治会等の各種団体

- 市民は、一人ひとりが日々の暮らしの中で、まちづくりに取り組むとともに、相互に支え合います。
- 自治会やNPO等の各種団体は、主体的な活動を通して、公益を担うことが期待されます。
- 子供から高齢者までの市民や来訪者など、すべての人の力を合わせてまちづくりを進めます。



② 行政

- 市政運営の担い手として、専門的な業務や社会基盤の整備を進めます。
- 市民や各種団体がより活動しやすくなるように、行政情報や活動の場・機会の提供など、活動を支える仕組みづくりを行います。
- 市民に分かりやすい情報提供に努め、市民への説明責任を明確にするとともに、高度化・多様化する住民需要に的確に対応し、効果的な行政運営を目指します。

2 将来の人口

少子化が進む中、我が国の人口は減少に転じています。このような状況の中で、田辺市の平成17年国勢調査による人口は、82,499人となり、平成12年時の85,646人と比較して、3,147人減少しています。田辺市における近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くとした場合、80,000人を下回ることは確実であると推測され、大変深刻な問題です。

今後は、教育や産業など、あらゆる分野において、若年層の確保をはじめとする対策を講じ、人口の減少を抑えるとともに、年齢構成の均衡化に努めます。



3 まちの骨格

自然の地域

○ 海

美しい海岸線を形成する「天神崎」、「扇ヶ浜」、「鳥の巣海岸」など、温暖で自然豊かな海岸部の環境保全に努めます。

また、自然に配慮しながら、憩いの場として海辺の活用を図ります。

○ 山

護摩壇山や果無山脈などの山々が持つ森林の多面的機能を生かすため、適正な整備・保全を図ります。

また、世界遺産である熊野古道、吉野熊野国立公園や高野龍神国定公園については、保全と適切な活用に努めます。

○ 川

日高川、富田川、日置川、熊野川、左会津川等の清流を維持するとともに、保全に努めます。

また、河川の特徴を生かした水辺の活用を図ります。

暮らしの地域

市街地については、都市機能を高め、紀南地方の中核都市にふさわしい土地利用を図ります。

また、市街地を取り巻く地域については、自然との調和を図ることを基本とし、農林水産業基盤の充実を図るとともに、住みよい環境を創出します。

連携・交流のための交通網・情報網

高速道路、国道、県道等の道路網をはじめ、南紀白浜空港やJR紀勢本線の活用、さらには情報通信基盤の整備により、市内はもとより広域的にも対応できる連携・交流機能の強化を図ります。

第2章 まちづくりの基本方向

1 人をはぐくむまち

我が国では、「基本的人権の尊重」を重要な柱の一つとする「日本国憲法」の下で、人権に関する諸制度の整備等を進めてきましたが、依然として様々な人権問題が存在しており、近年、人々の権利意識の高揚や価値観の多様化などにより、新たな課題も生じています。

また、まちづくりを担う人づくりのため、一人ひとりの個性が尊重されるとともに、生涯を通して、自分自身の可能性を見だし、その実現を目指しながら、心身ともに健康な生活を送ることのできる環境づくりが重視されてきています。

田辺市では、これまでも「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、共に認め合い、尊重し合う土壌をはぐくんできました。しかし、都市化や核家族化、少子高齢化等の進展に伴い、地域社会や世代間での交流が少なくなり、人と人とのつながりの希薄化や、家庭や地域における教育力の低下などが大きな課題となっています。

田辺市は、幼少期からの情操教育に必要とされる自然や歴史、文化などの豊かな地域資源を有しており、これらを生かして、ふるさとへの愛着心を育てる取り組みを、これまで以上に行うとともに、学校、家庭、地域社会が連携した学びの機会づくりが求められています。

また、まちづくりの基本は人づくりという観点から、一人ひとりが自分の価値観に応じて、自己を高めながら、まちづくりに参画できる土壌づくりが必要です。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、人づくりを進め、人権感覚あふれる、心豊かなまちを創造します。



人を大切にするまちづくり

- 「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、人権尊重の精神を、あらゆる行政施策に生かした取り組みを進めます。

子供をはぐくむまちづくり

- 田辺市の自然や地域の伝統文化・行事、地元産業を素材とした学習を通して、子供たちが、まちの姿や特徴を理解できる取り組みを進めます。特に、子供と地域社会とのつながりを深めるとともに、様々な年齢層との交流により、社会への適応能力を養います。
- 教育内容の充実、教育環境の整備を進めるとともに、教員の指導力の向上を図るなど、学校教育の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域社会の連携を図り、家庭や地域の教育力を高めます。



文化のかおるまちづくり

- ふるさとにゆかりのある偉人の顕彰や郷土の歴史についての学習、ふるさと文化の普及、発展、継承に努めるとともに、世界遺産をはじめ、文化財の保護・保全と適正な活用に努めます。



学びを支えるまちづくり

- 学習環境や機会の充実により、生涯学習を推進するとともに、スポーツの振興を通して体力や健康の増進を図ります。
- 産学官の連携を図り、田辺市で学び、働き、地域に貢献する人材育成に取り組みます。



国際化に対応するまちづくり

- 友好都市であるオーストラリアのワイオン市をはじめ、海外諸都市との交流を図り、外国文化や習慣に触れる機会を通して、国際感覚豊かな市民の育成に取り組みます。
- 市内に在住する外国人との交流を通して、国際理解を深めます。

2 安心して暮らせるまち

我が国では、少子高齢化が世界に類を見ない速さで進行しており、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、人々を取り巻く環境が大きく変わってきています。また、不安定な経済状況や厳しい雇用情勢の中で、生活上の支援を必要とする人々が厳しい環境におかれています。

さらに、生活不安などによる自殺者の増加や犯罪の低年齢化・凶悪化、児童虐待や家庭内暴力等の問題も後を絶ちません。

こうした中、地方自治体の果たすべき役割や責任を明確にするとともに、地域社会で互いに支え合い、だれもが安心して暮らせる地域づくりが大きな課題となっています。

田辺市では、若年層の流出等により全国平均に比べ10年程度早く高齢化が進み、高齢者同士の介護や介護施設等への入所待機者が増加しています。また、地域経済の低迷等による人口減少や過疎化により、高齢者や障害者、女性など、社会的に弱い立場にある人々を支える地域基盤が年々弱くなってきており、市民と行政とが連携しながら、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

また、移動手段をはじめとする各種のサービスについて、地域の特性に応じた、効率的・効果的な提供が課題となっています。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、だれもが安心して、心豊かに暮らせる社会づくりを進めます。



地域福祉をはぐくむまちづくり

- 市民参加のもと、社会福祉協議会をはじめとする関係団体と行政が手を携え、適切な役割分担を図り、各種の課題に対応していきます。また、バリアフリー（障壁のない社会）を推進するとともに、福祉サービスへの民間活力の導入に努め、地域福祉をはぐくむまちづくりを目指します。

健康に暮らせるまちづくり

- 市民が健康を維持し健やかに過ごせるために、疾病の予防施策を推進するとともに、地域中核病院や診療所など、医療機関との連携を強化し、医療環境の充実を図るなど、市民の健康増進活動を、企業や各種団体とも連携しながら、地域の中で推進します。

子育てを支えるまちづくり

- 子供は地域の宝であり、活力の源でもあるため、あらゆる子育て支援施策の充実を図り、子供が健やかに育つ環境づくりを推進します。



障害者が安心して暮らせるまちづくり

- 障害者の自立支援や、社会参加の促進を図るとともに、障害者福祉サービスの充実に努め、さらに家族や地域との連携も深め、障害者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。



高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

- 本格的な高齢社会の到来を迎え、高齢者がいきいきと暮らせるために、高齢者の社会参加や介護予防を促進するとともに、在宅生活や施設入所の支援、施設サービスの充実に努めます。

生活を支えるまちづくり

- 経済的自立が図れるよう各種支援施策を講ずるほか、勤労者福祉の充実や就労支援体制の整備による、定住効果も含めた働く環境づくりと、国民健康保険事業や介護保険事業などの適切な運営に努め、生活を支えるまちづくりを目指します。

3 安全で住みよいまち

我が国は世界でも有数の地震国であることから、これまで大規模地震や津波によって、幾度となく甚大な被害を受けており、風水害も含めて、自然災害に対する国民の防災意識は非常に高くなっています。

また、子供が被害者となる凶悪犯罪や消費生活にかかわる事件も多発し、大きな社会問題となっており、安全対策の確立が緊急の課題となっています。

田辺市は、山間地域から海岸部に至る多様な地形や気象状況により、想定される災害の種類や規模が地域によって異なるため、それぞれの地域に応じた防災基盤の整備と防災対策が課題となっています。

さらには、大規模災害に備えた、周辺自治体等との協力体制の確立や消防組織の一層の充実を図るとともに、消防団との連携、多様な地形や気象状況に対し、いつでもどこでも対応できる地域住民の体制づくりが必要です。

また、田辺市においても、都市化や核家族化等により、子供を取り巻く環境は変化してきており、地域全体で子供の安全を確保しなければなりません。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、地域の総力を挙げて、安全なまちを創造します。



災害に強いまちづくり

- 今後、発生が予想される東南海・南海地震をはじめ、風水害等の自然災害に備え、行政の果たす役割の明確化と併せて、市民一人ひとりの防災意識や近隣住民相互の共助意識をはぐくみます。
- 自主防災組織等の地域防災体制や地域に応じた防災基盤の整備を図り、火災への対応についても消防基盤や消防団機能の充実、広域連携の促進により、消防力の強化を図ります。



日々の暮らしを守るまちづくり

- 市民の安全を確保するため、危機管理体制の確立をはじめ、衣食住の安全に関する情報の提供、交通安全運動の推進や交通安全施設の整備、地域全体で子供を守り育てる活動の強化、暴力追放運動や地域での防犯対策の推進を図ります。さらには、安全な消費生活の確保を図るため、消費者の保護に努めます。



4 活力みなぎる産業のまち

我が国の経済状況は、回復傾向にあるものの、地方においては、依然景気の低迷が続いています。さらに、これまで地域経済を支えてきた基幹産業の不振が、他の産業へも影響し、地域産業全体が低迷するという悪循環を招いています。

田辺市は、中心市街地の商工業とともに、周辺地域の農林水産業と観光産業がその経済基盤でしたが、林業は安価な外国産材の輸入の増加、水産業は魚価の低迷や漁獲量の減少を主な要因として長期にわたる不振が続く、後継者不足も深刻な問題となっています。さらに、田辺市経済のけん引役であった農業においても、主力の梅、かんきつ類の生産が国内外の他産地との競合や消費者の低価格志向等から厳しい状況にあります。

こうした基幹産業の不振は、他の産業にも影響を与え、雇用の形態や人口動態にも変化を及ぼしており、商店街では、車社会への対応の難しさも加わり、かつてのにぎわいがなくなってきています。また、観光産業においても、多様化する観光客の需要や、団体旅行から個人・グループ旅行へといった旅行形態の変化に対応することが課題となっています。

さらには、若者の流出を防ぐとともに、都市住民のふるさと回帰の誘導や団塊の世代などのU・J・Iターン者の受入れのためには、産業全体を活性化させ、雇用の場の確保や創出を図ることが求められています。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、それぞれの産業の活性化を図るとともに、産業間や地域間の有機的な連携を図り、相乗効果を最大限に発揮させるほか、国内外への効果的な情報発信も行い、産業全体の強化を図ります。また、豊富な地域資源など、田辺市の特色を生かした新産業の創造に向け、取り組みを進めます。



農林水産業を大切にすまちづくり

- 田辺市の基幹産業である農林水産業については、これまでの取り組みを継続しながらも、社会経済情勢の変化を的確に見極め、生産から、加工、販売までの一体化や環境等に配慮した多面的機能の向上を図るとともに、ブランド化や高付加価値化に取り組みます。また、観光産業との連携や食育の推進も含めた地産地消への取り組み、さらには定住の促進を進め、その活性化を図ります。



地域産業を活性化すまちづくり

- 中心市街地の再生により、商店街の活性化を図るとともに、情報化の進展など時代に即応した地場産業の高度化を推進します。
- 観光産業との連携を強化するなど、田辺市の特色を生かした商工業の振興を推進します。
- 田辺市の多様な地域資源や高速道路の延伸などの立地条件を生かし、新規企業の誘致に取り組みます。
- 新たに起業しようとする人や組織に対して、人材育成の観点からも、積極的な支援を行います。
- 健康、環境及び福祉等に関連する生活に密着した新たな産業への取り組みを支援します。



交流型観光を推進するまちづくり

- 世界遺産「熊野古道」をはじめとし、海、山、川、温泉などの豊かな自然、歴史、文化など、恵まれた地域資源を生かした観光産業の振興による交流人口の拡大を目指します。
- 農林水産業や商工業との連携を図りながら、体験観光や学習観光の推進、食文化の確立や特産品の開発を進めるとともに、各地域あるいは市全体としての観光ブランド化を目指します。



5 快適な環境のまち

生活の安定とさらなる向上を図るためには、良好で快適な生活環境が必要です。

また、幹線道路の整備や自家用車の普及等により、広域的な利便性が高まっている中、核家族化や高齢化の進展等に即応した、きめ細かな交通手段の提供が求められています。

さらに、豊かな自然環境や良好な生活環境の保全を図るとともに、資源の消費を抑制し、環境に対する負荷をできるだけ小さくする循環型社会への移行は、国際的にも重要な課題となっています。

田辺市には、世界遺産をはじめ、ナショナルトラスト運動発祥の地である天神崎に代表される青い海、熊野に代表される奥深い緑の山々、大小の清流など、世界に誇れる自然環境があり、これらを大切に作る取り組みを進めるとともに、責任を持って後世へ引き継ぐ必要があります。

生活環境では、市街地での生活排水等の処理施設や山村地域における水道施設等の整備が課題となっているほか、生活様式の多様化による、排出されるごみの量や質の変化に対応する必要があります。また、大規模商業施設や宅地の郊外化により、市街地の空洞化を招く一方、山村では過疎化により、集落の衰退が進んでおり、深刻な課題となっています。

さらに、田辺市は、集落が河川の流域ごとに分散した特有の地域構造を抱えており、これらの地域間を結ぶ道路網の整備や交通弱者のための効率的な公共交通サービスの提供が必要となっています。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、市民が住んでよかった、来訪者も住んでみたいと思える快適なまちの環境を創造します。



環境にやさしいまちづくり

- 豊富な自然環境を貴重な財産として保全に努めるとともに、循環型社会に対応するため、生活排水等の処理施設やごみ処理施設の整備を図る一方、環境学習やごみの排出抑制、再利用、再生利用を推進します。



うるおいとやすらぎのあるまちづくり

- 市民の憩いや交流の場である公園の整備を進めるとともに、緑化を推進するなど、うるおいとやすらぎを実感できるまちづくりを進めます。



便利で機能的なまちづくり

- 地域性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、情報通信基盤の整備を推進するとともに、道路網の整備をはじめとする交通体系の確立、J R 紀勢本線、高速道路及び南紀白浜空港などの高速交通網も有効に活用しながら、市民の利便性の向上を図り、機能性の高いまちづくりを進めます。



(イメージ図)

魅力あふれるまちづくり

- 自然環境をはじめ、歴史や文化資源、特色ある街並みなど、田辺市の様々な景観にも配慮した保全と開発により地域の魅力を高めながら、中心市街地や山村地域の活性化と定住促進等を図ります。



6 市民と行政が共につくるまち

社会経済情勢の変化や住民需要の高度化・多様化に対応し、個性と活力に満ちた社会を形成していくために地方分権が進められており、今後は、自己決定と自己責任のもと、市民と行政が知恵を出し合い、力を合わせて地域づくりを行うことが求められています。

田辺市では、分権型社会に対応できる地方自治体を目指して、5市町村による合併を選択し、行政体制のあり方を見直してきました。また、一方では、地域の課題を自らの力で解決し、より良いまちづくりを進める自治会等の住民自治組織に加え、住民需要の高度化・多様化を背景として、社会的な公益活動を行うNPOやボランティア等の団体が増加しています。

今後のまちづくりを進めるに当たっては、これまでに築かれた市民相互の豊かな関係を大切にして、自治会や各種団体などの活動を、さらに発展させていく必要があります。

このためには、次世代のリーダー育成など人づくりを進めるとともに、時代に即応した発想をまちづくりに反映することが大切です。そして、市民と行政とが情報を共有し、適切な役割分担を行い、円滑に活動できる体制づくりを進めるとともに、広域的な交流を促進することも重要です。

また、居住地が多岐にわたる田辺市では、市民と行政がそれぞれの地域の個性や特性を生かしたまちづくり活動を行うとともに、地域間の交流を通して、お互いの良さを学び合い、地域課題を共有し合う中で、市民の一体感をつくりだすことが必要です。

さらに、行政においては、厳しい財政状況の中、高度化・多様化する住民需要に対応するため、着実に行財政改革を推し進め、市民から信頼されるよう、その責務を果たしていくことが必要です。

こうしたことから、以下のまちづくりに取り組む中で、地方分権の進展と地域間競争時代の到来に対応した協働の仕組みを整えます。



市民が参画するまちづくり

- 市民と行政がそれぞれの役割のもと、交流、連携、協働によるまちづくり活動を推進するとともに、広聴・広報機能の充実により、市民の行政活動への参加を推進します。また、まちづくりに取り組む中で、人と人との豊かな信頼関係やつながりを深めていきます。



健全に行財政を運営するまちづくり

- 柔軟な思考と深い見識を持った職員の育成、組織・機構の見直し、周辺自治体との連携による広域行政の推進などにより、より効果的、効率的な行財政運営を推進します。

重点プロジェクト

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 防災強化プロジェクト | 4 3 |
| 2. 環境創造プロジェクト | 4 3 |
| 3. 産業振興プロジェクト | 4 4 |
| 4. 地域再生プロジェクト | 4 4 |

重点プロジェクト

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念に、将来像である「自然と歴史を生かした新地方都市田辺」を実現するため、「人をはぐくむまち」、「安心して暮らせるまち」、「安全で住みよいまち」、「活力みなぎる産業のまち」、「快適な環境のまち」、「市民と行政が共につくるまち」の6つの政策を柱に、まちづくりを進めます。

その中で、行政運営上実施しなければならない事業等を着実に進める中、特に、選択と集中により、重点をおいて取り組むプロジェクトとして、次の4つを掲げます。

1. 防災強化プロジェクト

今後、発生が予想される東南海・南海地震をはじめ、風水害等の自然災害から、市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、防災基盤や情報基盤の整備をはじめ、地域の状況に即した災害対策を講ずるとともに、防災学習会等を通して防災意識の高揚を図るほか、自主防災体制の整備を進めるなど、地域における災害対応力をはぐくみます。



2. 環境創造プロジェクト

田辺市が有する世界遺産や海、山、川など、世界に誇れる自然環境を損なうことなく後世へ引き継ぐため、保護・保全を基本として、適切な活用に努めるとともに、生活環境面においても、廃棄物処理施設の整備等による適正なごみ処理や循環型社会に対応した取り組みを進め、自然に配慮した豊かな環境を創造します。



3. 産業振興プロジェクト

田辺市の基幹産業である農林水産業や商工業について、変化の激しい社会経済情勢の動向に対応した取り組みを行うとともに、交流型観光の推進や産業間の有機的な連携を進め、多様な資源と地域の特性を生かした新産業づくりを行うなど、産業全体の再生と活性化を図ります。



4. 地域再生プロジェクト

空洞化する市街地や過疎化・高齢化が進む山村地域等の再生を図るため、それぞれの地域の状況を踏まえた居住環境の整備をはじめ、雇用の場の創出や、安心して子育てのできる環境づくりを推進し、若年層を中心とした定住促進に取り組むとともに、交流人口の増大を促進するための環境整備を進めます。



基本計画

| | | |
|-----|---------------|-----|
| 第1章 | 人をはぐくむまち | 47 |
| 第2章 | 安心して暮らせるまち | 71 |
| 第3章 | 安全で住みよいまち | 103 |
| 第4章 | 活力みなぎる産業のまち | 117 |
| 第5章 | 快適な環境のまち | 137 |
| 第6章 | 市民と行政が共につくるまち | 161 |

第1章 人をはぐくむまち

| | | |
|-----|---------------|----|
| 第1節 | 人を大切にするまちづくり | 49 |
| 第2節 | 子供をはぐくむまちづくり | 53 |
| 第3節 | 文化のかおるまちづくり | 60 |
| 第4節 | 学びを支えるまちづくり | 65 |
| 第5節 | 国際化に対応するまちづくり | 69 |

第1節 人を大切に するまちづくり

現況と課題

戦争という人権侵害が繰り返された20世紀の経験を踏まえ、地球上に住むすべての人の人権が守られ、全人類の幸福が実現される時代にしたいという全世界の人々の願いから、21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。

すべての人の人権が守られるためには、他の人の人権も自分の人権と同じように尊重することを基本とした一人ひとりの自覚と行動が大切です。

本市では、これまで同和問題の早期解決をはじめ、様々な人権問題を解決するため、市民、行政、関係機関・団体が連携して、人権教育・啓発の取り組みを進めてきましたが、今もなお人権にかかわって解決しなければならない課題は残されており、また社会の変化に伴い、新たな問題も生じています。

こうした中、平成17年に「田辺市民憲章」を制定し、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちづくりに取り組むことを宣言しました。

今後も人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけるための取り組みを継続的に進めることが大切であり、人権に関する行政の責務を明らかにするとともに、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的、継続的に推進するため、平成18年度に「人権施策基本方針」の策定に取り組みました。

また、企業や各種団体等においても、それぞれの活動における人権課題の解決に向けて取り組みを進める必要があります。

教育の分野では、日本国憲法や教育基本法の具現化を目指し、人間尊重の精神を位置付けた教育方針として、平成17年に「人を大切に
する教育」の基本方針を策定しました。

この基本方針に基づき、学校教育にあっては、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、人として大切にされる社会づくりを担う人間の育成に向けた取り組みを進めています。

また、社会教育では、地域の公民館に63名の生涯学習（人権）推進員を配置し、各種団体・機関と連携して、学習会や地域での活動において、人権意識の向上を図る取り組みを進めています。

今後とも、あらゆる差別を許さない社会を築くため、人権尊重の視点に立って、市民の主体性を大切に
した人権認識を深めるための取り組みを進めていくことが必要です。

また、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定づける最重要課題と位置付けられています。

国では、男女共同参画社会の形成を図るため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しました。このほか、育児・

介護休業制度の充実や男女間の暴力根絶に向けた取り組みなど、法律や制度の整備を進めてきました。

しかし、固定的な性別役割分担をはじめ、政策・方針決定の場への参画、職場における能力発揮など、意識や慣習の面において、多くの課題が残っています。また、男女間の暴力も大きな問題となっており、人権尊重意識の高揚を図る取り組みが必要です。

本市では、男女共同参画センターでの活動を中心に、市民と共に男女共同参画に関する取り組みを進めてきました。

また、平成17年度には男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、平成18年度は「田辺市男女共同参画プラン」の策定に取り組みました。

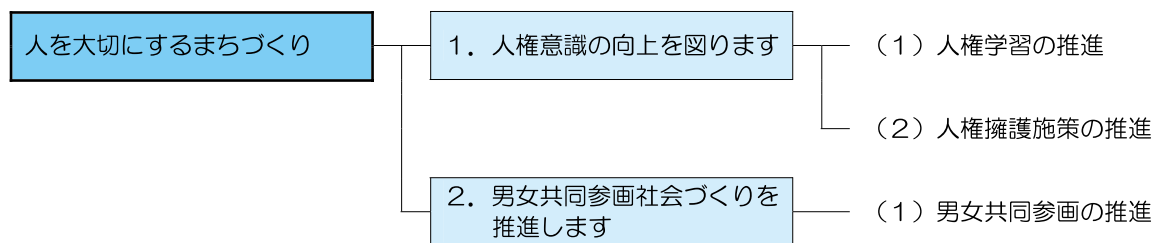
今後も、個人の尊重と男女平等の意識づくり、社会活動や地域活動などあらゆる分野への男女共同参画の推進、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための施策の充実、男女間の暴力を根絶するための啓発活動など、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを進める必要があります。

基本方針

人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちを実現するため、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った取り組みを進め、人権意識の向上を図ります。

また、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 人権意識の向上を図ります

(1) 人権学習の推進

- あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策を進めるための「人権施策基本方針」に基づき、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけるため、“人権フェスティバル”や“人権を考える集い”など、様々な人権学習の取り組みを進めます。
- 「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、学校や社会において人権学習の推進を図るとともに、学習機会の提供や学習教材の整備など、学習環境の充実を図ります。
- 公民館では、各種団体・機関と連携し、市民の主体性を大切にした地域別人権学習会を実施します。
- 企業における人権学習の取り組みを推進するため、企業人権推進協議会と連携して、企業内研修の充実に向けた支援や情報・教材の提供を行います。

(2) 人権擁護施策の推進

- 人権が尊重されるまちづくりのため、田辺市人権擁護連盟や人権擁護委員をはじめ、関係団体と連携した人権啓発や人権擁護活動のさらなる充実に努めます。また、人権の問題について、最も身近な窓口として、気軽に相談できる体制づくりを進めるなど、人権相談の充実を図り、関係団体や地域、市民の自主的・主体的な取り組みを支援します。

2. 男女共同参画社会づくりを推進します

(1) 男女共同参画の推進

- 「田辺市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に推進します。
- 性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識づくりを進めるために、男女共同参画センターを拠点として、人権尊重の視点に立った学習活動や学習支援、相談事業等を実施します。
- 政策・方針決定の場や社会活動への男女共同参画を図るために、各種審議会等への女性の登用を促進します。

- 雇用分野において、男女の均等な機会や待遇を確保し、個人の能力が十分に発揮できるよう関係団体と連携を図り、就業環境の整備に取り組みます。
- 生涯にわたる健康づくりへの支援と福祉の充実に努め、男女が協力し、責任を分かち合いながら育児や介護等の家庭生活を行い、仕事や地域活動に参画できる環境整備を進めます。

第2節 子供をはぐくむまちづくり

現況と課題

学校教育の充実を図るため、「学校教育指導の方針と留意点」に沿った学校・園経営を行い、教育内容の充実に努めています。

また、学校間の交流と連携を進めるため、地域間学校交流事業に取り組むとともに、地域の特色を生かした教育活動に取り組んでいます。

参観日や学校開放月間等を通して、保護者や地域住民の学校に対する関心を高め、支援や協力を得る取り組みを進めるとともに、保護者等から学校評価を受け、その結果を学校の教育活動に生かすよう開かれた学校づくりに努めています。

幼児・児童・生徒の健康の保持と増進を図るため、健康診断を実施し、疾病の予防措置や治療の指示、運動・活動の軽減等を行うとともに、学校環境衛生基準に基づき、施設等の定期検査や日常点検も実施しています。

平成18年度における学校給食については、小学校で31校中22校（内ミルク給食のみ1校）、中学校では18校中14校で実施しており、児童数4,942名中1,958名（内ミルク給食のみ217名）、実施率39.6%（完全給食実施率35.2%）、生徒数2,511名中1,064名、実施率42.4%となっています。

食習慣の形成や食に関する理解の促進、子育て支援、公平性の確保から、未実施校における完全給食の早期実施が課題となっています。また、食育基本法に基づく食育推進基本計画においても「学校給食の充実」が示されるなど、学校給食の果たすべき役割は重要となっています。

学校施設については、市立では小学校が33校（うち2校は一時閉鎖中）、中学校が18校、幼稚園が4園あり、この他に平成18年度に開校した県立中学校が1校と私立幼稚園が5園あります。

図表 小学校児童数

（単位：人）

| 施設名 | 田辺第一 | 田辺第二 | 田辺第三 | 芳養 | 大坊 | 稲成 | 会津 | 新庄 | 新庄第二 | 三栖 | 馬我野 | 長野 | 伏菟野 | 上秋津 | 秋津川 | 上芳養 | 中芳養 | 田辺東部 |
|-----|------|------|------|-----|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 児童数 | 296 | 537 | 313 | 366 | 26 | 231 | 544 | 217 | 192 | 339 | - | 21 | 18 | 270 | 41 | 117 | 199 | 479 |

| 施設名 | 龍神 | 宮代 | 東 | 殿原 | 中山路 | 咲楽 | 栗栖川 | 二川 | 近野 | 鮎川 | 三川 | 富里 | 三里 | 本宮 | 静川 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|-------|
| 児童数 | 31 | 21 | 24 | 14 | 57 | 52 | 96 | 28 | 35 | 163 | 15 | 19 | 54 | 127 | - | 4,942 |

※馬我野・静川小学校は、現在一時閉鎖中

資料：市教育委員会学校教育課（平成18年5月1日現在）

図表 中学校生徒数

(単位：人)

| 施設名 | 市立 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 県立 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|-------|
| | 東陽 | 明洋 | 高雄 | 新庄 | 衣笠 | 長野 | 上秋津 | 秋津川 | 上芳養 | 中芳養 | 龍神 | 虎東 | 下山路 | 中辺路 | 近野 | 大塔 | 本宮 | 三里 | 田辺 | |
| 生徒数 | 412 | 401 | 459 | 176 | 261 | 21 | 177 | 33 | 65 | 93 | 26 | 73 | 29 | 60 | 19 | 95 | 67 | 44 | 80 | 2,591 |

※龍神中学校、虎東中学校、下山路中学校は平成19年4月1日に統合予定

※県立田辺中学校は平成18年4月1日開校

資料：市教育委員会学校教育課（平成18年5月1日現在）

図表 幼稚園園児数

(単位：人)

| 施設名 | 市立 | | | | 私立 | | | | | 合計 |
|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| | 新庄 | 三栖 | 上秋津 | 中芳養 | 立正 | 昭和 | 紀南 | シオン | 上野山 | |
| 園児数 | 76 | 54 | 60 | 34 | 199 | 289 | 51 | 59 | 125 | 947 |

資料：市教育委員会学校教育課（平成18年5月1日現在）

学校施設の整備については、田辺第一小学校、東陽中学校など老朽化している校舎等の改築を順次、進めていく必要があります。

また、小中学校施設の耐震対策については、昭和56年以前に建築した非木造の学校施設を対象に、二次診断が必要との結果が出ており、早急に耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく耐震補強工事を進めることが緊急の課題となっています。

学校統合については、小規模校における教育環境の改善充実のため、地域、保護者等の意向を尊重しながら統合に取り組んでおり、平成18年4月に、福井小学校と甲斐ノ川小学校を統合して咲楽小学校を、また請川小学校、本宮小学校、四村川小学校を統合して本宮小学校をそれぞれ開校しました。平成19年4月には、虎東中学校、龍神中学校、下山路中学校の統合を予定しており、さらに今後は、東小学校、宮代小学校、殿原小学校の統合に取り組むとともに、他の小規模校についても、地域や保護者等の意向を十分把握し、学校統合についての検討を慎重に進めていく必要があります。

不登校児童生徒数については、減少傾向にあるものの、在籍児童生徒数に占める割合では全国平均を上回っています。このため、不登校対策に関する基本方針のもと、田辺市不登校問題対策委員会からの助言をもとに、不登校児童生徒への対策の充実に努めています。各校においては、子供の不登校の傾向に応じた指導を行うとともに、田辺市適応指導教室の積極的な活用や、ITなどを活用した学習と在宅学習の工夫等により、不登校からの回復に努めています。

いじめ問題については、年々減少傾向にありますが、田辺市いじめ問題対策委員会から助言を求めながら、防止と対策に取り組んでおり、各学校でも子供の豊かな人間関係づくりに取り組ん

でいます。

複雑な社会・家庭環境や人間関係の中で、悩みや不安を持って生活している子供が増加傾向にあるため、小学校2校に子供と親の相談員、中学校6校にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談機能の充実に努めています。

小中学校の児童生徒の遠距離通学対策では、龍神、中辺路、大塔、本宮地域において、スクールバスを運行しています。また、勉学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、短大生、大学生等に対し、奨学金を貸与しています。

全国的に青少年の犯罪や非行の低年齢化、また子供が被害に遭う事件が大きな社会問題となっています。

こうしたことから青少年の健全育成、児童生徒の安全確保のため、学校・保護者・地域が一体となった「明るい笑顔 街いっぱい運動」を行うとともに、関係車両や公用車に「子供安全パトロール」のステッカーを貼っての巡回、全児童への防犯ブザーの配付、通学路危険箇所マップの作成、広報車による呼びかけと巡視、防災放送や町内会放送による呼びかけ、「きしゅう君の家」等の緊急避難場所の設置、危機対応マニュアルに基づく訓練などの取り組みを行ってきました。さらに、平成18年2月からは、パソコンや携帯電話を利用して不審者情報等を配信する「安心・安全メール」の提供を開始し、平成18年4月現在、1,236人が登録しています。

これらの取り組みを充実させるには、地域住民の理解と協力が不可欠で、今まで以上に学校、保護者、地域住民が連携を強め、児童生徒を見守っていく地域づくりが必要です。

児童館については、末広児童館、天神児童館、芳養児童センターの3施設において、校区全体の子供を対象とした事業を推進しており、遊びを通して子供の健全な発達を支援していくとともに、子供が安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。

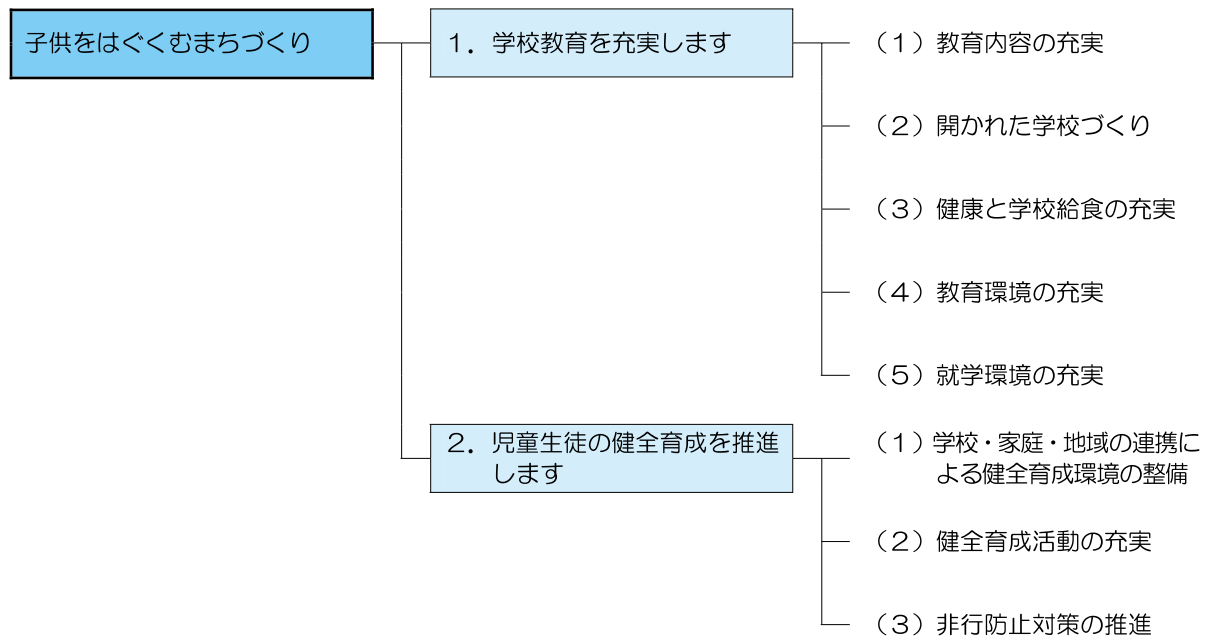
青少年の健全育成については、田辺市子どもクラブ育成協議会による夏の親善体育大会や指導者研修会、子どもクラブ未設置地域での設置の促進などの取り組み、また各種団体からの代表者や校区協議会、地区協議会などで組織された青少年育成市民会議では、青少年健全育成市民大会、夏の子供を守る運動、講演会などを実施しており、今後も学校、保護者、地域が連携して、地域をあげて青少年の健全育成を推進していく必要があります。

基本方針

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体とたくましい体力」のバランスがとれた児童生徒の育成を目指した教育課程の編成と教育活動の充実を図るとともに、学校教育環境や学校給食の充実、学校環境衛生の向上に取り組みます。

また、学校、家庭、地域の連携を図りながら、児童生徒の健全育成を推進します。

施策体系



施策の展開

1. 学校教育を充実します

(1) 教育内容の充実

- 基礎的・基本的学習内容の徹底及び学習への関心・意欲・態度を育て、生涯学習につながる教育を進めます。
- 市内の学校間の交流を促進するとともに、地域の特色を生かした教育活動を実践します。
- 教職員の研修の充実を図り、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体とたくましい体力」のバランスがとれた児童生徒の育成を目指します。
- 教育活動の深化、充実を図るため「市指定教育研究事業」を実施します。
- 情報教育の高度化に対応した教職員の資質の向上を図り、教科指導の中で情報機器を積極的に活用した、「わかる授業」の創造を目指します。
- 地域での奉仕活動や副読本「わたしたちの田辺」、「郷土の偉人南方熊楠」、「郷土の偉人植芝盛平」等をはじめとする資料から、郷土を学び、ふるさとの自然や歴史に親しむ心を育てます。

(2) 開かれた学校づくり

- 参観日や学校開放月間等を設けて、子供の学習活動の様子を保護者や地域住民に公開するなど、地域の学校に対する関心を高め、支援や協力が得られるよう取り組みます。
- 学校評価を保護者や評議員から受け、その結果を教育活動に生かします。

(3) 健康と学校給食の充実

- 学校給食の充実を図るため、給食未実施校 14 校と市立幼稚園 4 園、さらに給食調理施設が老朽化している 4 校を対象とした学校給食センターを建設し、市内全域での完全給食の早期実施に取り組みます。
- 既存の学校給食施設における調理場環境の改善に取り組むとともに、将来的な設置方式も含め検討します。
- 食材を通して地域の自然、文化、産業等への理解を深めるとともに、それらの生産に携わる人の努力や食への感謝の念をはぐくむため、学校給食における地場産物のより一層の使用に取り組みます。
- 栄養バランスのとれた学校給食を提供できるよう献立内容のより一層の充実に努めます。

また、事前に使用食材を周知するなど、食物アレルギー体質を持つ園児・児童・生徒に配慮します。

- 学校医による園児・児童・生徒の各種健康診断を実施し、診断結果に基づき必要な管理を行います。
- 教職員の健康管理のための健康検査を実施します。
- 学校薬剤師による教室等の照度検査や飲料水等の検査を実施し、必要に応じた改善を行います。

(4) 教育環境の充実

- 小中学校施設の整備については、田辺第一小学校、東陽中学校をはじめとする老朽校舎等の改築を進めるとともに、教室等の木質化を検討します。
- 小中学校施設の耐震対策については、児童生徒の安全確保、防災面での緊急課題として、昭和56年以前に建築した非木造の学校施設の耐震二次診断を実施するとともに、その診断結果に基づく耐震補強工事を順次進めます。
- 小中学校の統合については、東小学校、宮代小学校、殿原小学校の統合に取り組むとともに、他の小規模校についても、地域や保護者等の意向を十分把握しながら、慎重に検討を進めます。
- 不登校・いじめ問題については、それぞれの対策委員会の助言を求めながら、その対策をより一層進めます。
- 悩みの電話相談活動を継続するとともに、田辺市適応指導教室の内容の充実を図ります。
- 各学校においては、子供の不登校の傾向に応じた指導を行い、田辺市適応指導教室の活用や、ITなどを活用した学習と在宅学習の工夫により、不登校からの回復を図ります。
- 一人ひとりが安心して楽しく生活できるよう学校の教育相談機能の充実を図ります。

(5) 就学環境の充実

- 龍神、中辺路、大塔、本宮地域において、小中学校児童生徒の登下校のためのスクールバスを運行し、就学環境の充実を図ります。
- 勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、短大生、大学生等に対し、奨学金を貸与し、教育の機会均等の確保に努めます。

2. 児童生徒の健全育成を推進します

(1) 学校・家庭・地域の連携による健全育成環境の整備

- 田辺市不審者情報連絡システム事業を実施するとともに、学校・保護者・地域が一体となり児童生徒の登下校の安全確保に取り組みます。
- 学校・家庭・地域及び関係機関、団体と連携し、子供たちが安全で健全に育成される環境の整備をより一層進めます。

(2) 健全育成活動の充実

- 学校、児童館及び関係機関・団体等が連携を図りながら、児童生徒の健全育成を推進します。

(3) 非行防止対策の推進

- 田辺市・上富田町青少年補導センター協議会（田辺青少年補導センター）を中心に関係機関・団体との連携を充実強化し、補導活動、相談活動、環境浄化活動、広報啓発活動など、青少年の非行防止に努めます。

第3節 文化のかおるまちづくり

現況と課題

南方熊楠翁の顕彰については、熊楠翁の埋もれた偉業を掘り起こし、広く社会に顕彰していくために、昭和62年に南方熊楠邸保存顕彰会（現「南方熊楠顕彰会」）を設立し、熊楠翁の研究業績や実像を紹介する取り組み、また南方邸に残された蔵書・資料の調査整理、保存等の顕彰事業を、市民ボランティアである顕彰会スタッフや研究者が中心となり、市民と行政が一体となって推進してきました。本事業の具体的な展開は、平成2年の南方熊楠賞の制定や翁没後50周年記念顕彰事業を中心として多岐にわたって始まり、その先見性に満ち卓越した研究業績を残した無位無冠の学者「南方熊楠」に対する全国的な高い関心を喚起し、熊楠ブームのきっかけとなりました。

平成18年5月に開館した南方熊楠顕彰館は、市民をはじめ、県内外や世界の人々が熊楠翁の実像にふれ、その業績を知る施設であるとともに、これまで取り組んできた顕彰事業をさらに発展させていく拠点となります。

今後、顕彰館を本市の文化情報発信の中核に据えるとともに、世界的にも類いまれな学者の貴重な遺産の保存と活用を図ることにより、文化のみえるまちづくりを進めることが重要となっています。

植芝盛平翁の顕彰については、昭和63年の「国際合気道大会」の誘致と「植芝盛平翁顕彰像建立」を契機に、「植芝盛平翁顕彰会」が組織され、その後、盛平翁ゆかりの地との交流や合気道各種大会等の誘致活動に取り組んできました。

今後は、盛平翁ゆかりの地である茨城県笠間市や北海道遠軽町、京都府綾部市との友好都市提携や交流活動、また記念館建設等、さらにその功績の顕彰に取り組んでいくことが必要です。

田辺歴史民俗資料館では、考古資料を中心に縄文時代から近代に至るまで郷土の歴史を学習できるように展示公開を行うとともに、歴史・民俗資料を用いて郷土の歴史や文化を紹介する企画展を毎年開催しています。また大塔歴史民俗資料館では、貴重な民具類を多数収蔵しているほか、龍神、中辺路、本宮においても地域の民俗資料を保存・展示しています。

図書館では、地域の文化や歴史をより理解してもらうため、郷土史の講座を開催しています。田辺市史、龍神村誌、中辺路町誌、本宮町史については既に刊行されており、現在、大塔村史の編さん作業を進めています。

文化活動では、ふるさと文化の普及・発展を図るため、田辺市美術展覧会や田辺市文化協会による文協フェスティバル等を行うとともに、自主企画展や市民による展覧会、展示会への共催、後援のほか、文化・芸術団体等の育成と文化意識の高揚に努めています。また、文化活動の振興や伝統文化の継承を行っている団体に助成を行うなど、その活動を支援しています。

田辺市立美術館と熊野古道なかへち美術館は、貴重な美術品を所蔵、公開し、美術に親しむ機会と学びの場を提供しています。

紀南文化会館は、広域的な文化活動の拠点として、地域文化の向上に寄与しています。

平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコ世界遺産に登録されました。紀伊山地には、起源や内容の異なる「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の3つの山岳霊場があり、そこに至る参詣道が全国から人々の訪れるところとなったものです。こうしたことから「紀伊山地の霊場と参詣道」は、和歌山、三重、奈良の三県にまたがる紀伊山地の自然がなければ成立しなかったと言ってよく、「霊場」と「参詣道」やそれらを取り巻く「文化的景観」を主役とした、日本で唯一、世界でも類を見ない資産として価値が高い文化遺産です。

本市が有する登録資産は、霊場としての「熊野本宮大社」、「熊野本宮大社旧社地大斎原」と、「中辺路」、「小辺路」、「大峯奥駈道」、「伊勢路」の総延長約60kmに及ぶ参詣道です。これらの資産を、人類のかけがえのない財産として守り、引き継いでいくとともに、「田辺市歴史文化的景観保全条例」を設け、登録資産の周囲をバッファゾーン(緩衝地帯)として地域指定し、環境や文化的景観の維持に努めています。

文化財の保護については、市内に所在する文化財の調査・研究を進め、保護資料等を作成するとともに、文化財保護の普及・顕彰に努めています。また「田辺市の指定文化財補助金」を設け、各地域で行われている文化財の保護・継承や顕彰のための活動・事業に対して支援を行っています。

国指定文化財「熊野本宮大社」社殿は旧社地大斎原から遷座されて110年余が経過し、礎石の傷みが激しく、また社殿の桧皮屋根の葺き替えもあわせた、社殿修復整備が必要となっています。

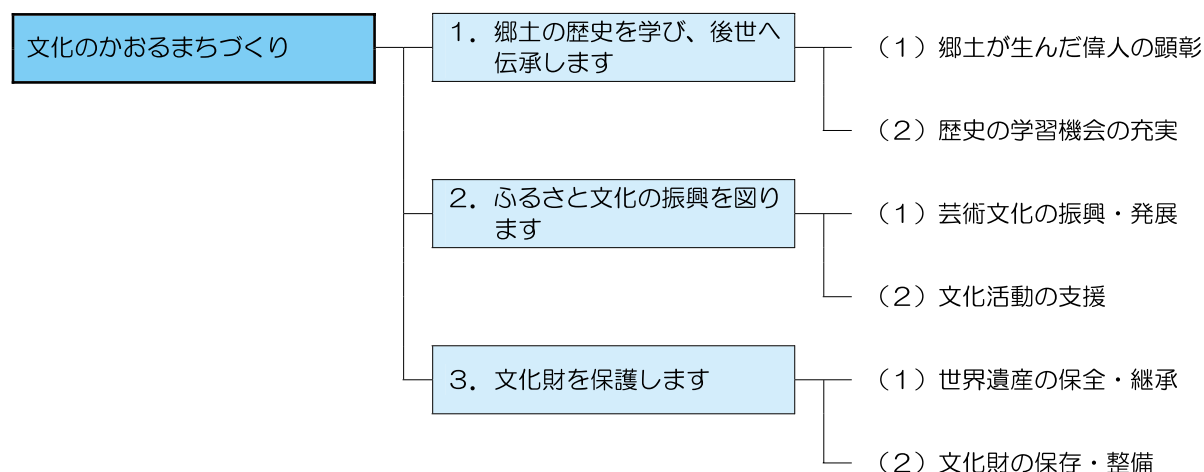
基本方針

郷土にゆかりのある偉人を広く社会に顕彰し、その功績を後世に伝えるとともに、先人の功績や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や資料の提供に努めます。

また、美術館や紀南文化会館などの活動・運営を充実させるとともに、市民の文化活動を支援することにより、個性と魅力のあるふるさと文化の振興を図ります。

さらに、世界遺産である熊野参詣道、本宮大社に代表される文化遺産並びに文化的景観の保全をはじめ、多くの文化財の保護・継承に取り組みます。

施策体系



施策の展開

1. 郷土の歴史を学び、後世へ伝承します

(1) 郷土が生んだ偉人の顕彰

- 南方熊楠翁が晩年を過ごし、その研究と生活の拠点とした南方熊楠邸や、貴重な菌類研究の場で、新種新属の粘菌（変形菌）を発見した柿の木等、ゆかりの樹木が数多く現存する庭、25,000点以上に及ぶ蔵書・資料を保存し、後世に伝えます。
- 熊楠翁の偉業を顕彰するため、蔵書・資料及び熊楠翁の調査研究を推進し、その実像や業績を明らかにします。さらに研究機関等との連携を図り新たなネットワーク構築に取り組みます。
また、熊楠翁の実像や業績に対する理解が深まるよう、調査研究の成果や蔵書・資料の電子画像化、複製化や収蔵管理の充実により、広く閲覧公開を行うとともに、熊楠翁の日常空間を体感できるよう、南方熊楠邸を一般公開します。
- 南方熊楠賞の国際的な位置付けを目指し、歴代受賞者等によるシンポジウムや国際的なフォーラムの開催等により、内容の充実に努めます。また、若手研究者を対象としたスカラシップ賞の制定について検討し、熊楠研究の裾野を広げるよう取り組みます。
- 調査研究により明らかになる人間「南方熊楠」の実像や業績に迫る正確で価値のある情報

を、新聞・テレビ等のマスメディア^(※1)との連携、さらにインターネットなどのマルチメディア^(※2)を活用し、発信します。また、展示会や講演会等を開催し、熊楠翁について知り、学ぶ機会を提供します。

- 植芝盛平翁の偉大な功績を顕彰するために、合気道の普及と広報活動を行うとともに、合気道を通じての交流事業に取り組みます。また、国内外の大会等の開催や誘致に取り組むとともに、記念館建設についても検討を進めます。

(※1) マスメディア・・・新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体。

(※2) マルチメディア・・・複数の種類の情報をひとまとめにして扱う媒体のこと。

(2) 歴史の学習機会の充実

- 郷土の歴史学習や貴重な文化財の保管・展示、また資料の収集、整理、研究、公開ができる施設を整備し、学習の場を提供します。また、子供たちを対象にした体験学習にも力を入れるとともに、歴史・伝統を体感できる取り組みを行います。

2. ふるさと文化の振興を図ります

(1) 芸術文化の振興・発展

- 美術の振興、芸術水準の向上発展のため田辺市美術展覧会を継続して開催するとともに、関係機関・団体との連携を図り、芸術・文化活動の普及・啓発に努めます。
- 美術館では熊野古道なかへち美術館と連携し、館蔵作品の充実のため作品収集を進めるとともに、収集作品や資料の調査・研究を行います。
- 紀南文化会館は広域における文化活動の拠点施設として、活動の場を提供するとともに、ニーズに対応した主催事業に取り組みます。

(2) 文化活動の支援

- 田辺市文化協会の充実・発展に努めるとともに、自主的に活動する文化団体に対する支援を行い、地域文化の継承と新たな文化の創造を支援します。

3. 文化財を保護します

(1) 世界遺産の保全・継承

- 熊野参詣道に代表される世界遺産の保護・保全のため、市民や行政、来訪者が連携し、保全活動への取り組みを進めるなど世界遺産保全の意識高揚を図ります。

古道周辺のバッファゾーン（緩衝地帯）における文化的景観については、田辺市歴史文化的景観保全条例に基づき、周辺環境の保全に努めます。

(2) 文化財の保存・整備

- 指定文化財の解説パンフレットやビデオ等を作成するとともに、文化講演会の開催や、文化財の保護・継承や顕彰のための活動・事業に対する支援を行います。

第4節 学びを支えるまちづくり

現況と課題

少子高齢化や国際化、高度情報化など社会の進展や個人の価値観の多様化により、私達を取りまく社会環境は急速に変化しています。

このような変化に対応しながら、一人ひとりの人権が大切にされ、心豊かに生活できるとともに、市民が主体的に地域の課題を解決し、活力ある社会を築いていくためには、だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が生かされ、適切に評価されるような生涯学習社会を実現することが重要です。

本市では、市民の幅広い生涯学習活動の拠点施設として、市民総合センター内に生涯学習センターを設置し、学習活動を総合的に推進するため、各種講座・教室・講演会等の事業を展開するほか、学習情報の収集・提供、学習相談、学習機会の拡大、ボランティアの養成等、様々な取り組みを進めています。また、学校教育と社会教育が双方向性を尊重しながら学社連携・融合を推進するとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上に努めています。

地域における生涯学習活動の拠点施設としては、中央公民館、拠点公民館9館、地区公民館16館、分館18館の計44館を設置し、それぞれの特色を生かした学習活動を展開しています。地域には、高齢化に伴う福祉の課題や、安全で快適な環境づくり、子供の健全育成など、日常生活に密着した特有の課題が存在しており、公民館が中心となって、学校、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、これらの課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。活動の拠点である公民館施設の整備や機能のさらなる充実が求められています。

また、生涯学習センターをはじめ地区公民館、図書館などの社会教育施設の連携による学習情報提供サービスのネットワーク化や、民間の学習情報の収集についての充実も求められています。

市立図書館は蔵書数が約22万冊（分室を含む）で、年間約17万冊の図書を貸し出しており、すべての市民が身近に利用できるよう、各教育事務所にも図書館分室を設置し、住民サービスの向上に努めています。また、情報提供の一環としてホームページを開設して蔵書検索や展示コーナー、催事等を紹介するなど、利用者の多様なニーズに迅速に対応するための情報機能の整備を進めています。

今後の課題としては、利用者の増加に伴い閲覧室をはじめ書架スペースや、来館者駐車場が狭い状況にあることから、多様化するニーズに対応した総合的な機能を有する新たな図書館整備が必要となっています。

生涯スポーツについては、市民が気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツの普及、振興に向けた取り組みとして、地域におけるスポーツ指導者の育成、体育指導委員会を中心としたニュースポーツの普及等に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの

育成に努めています。さらに、体育連盟に加盟する各種競技団体が中心となり競技スポーツの振興を図っています。このような現状を踏まえた上で、今後、市民の多様な要望に対応していくために、さらなる指導体制の充実、人材の育成や確保、施設の整備・充実を図る必要があります。

人々の学んだ成果が生かされ、また適切に評価されることにより、学習意欲が高まるとともに、学習の輪がさらに広がり、地域づくりやまちづくりの活動にもつながっていきます。このため、学習成果を発表する場の確保や機会の提供、学習評価の仕組みを構築する必要があります。

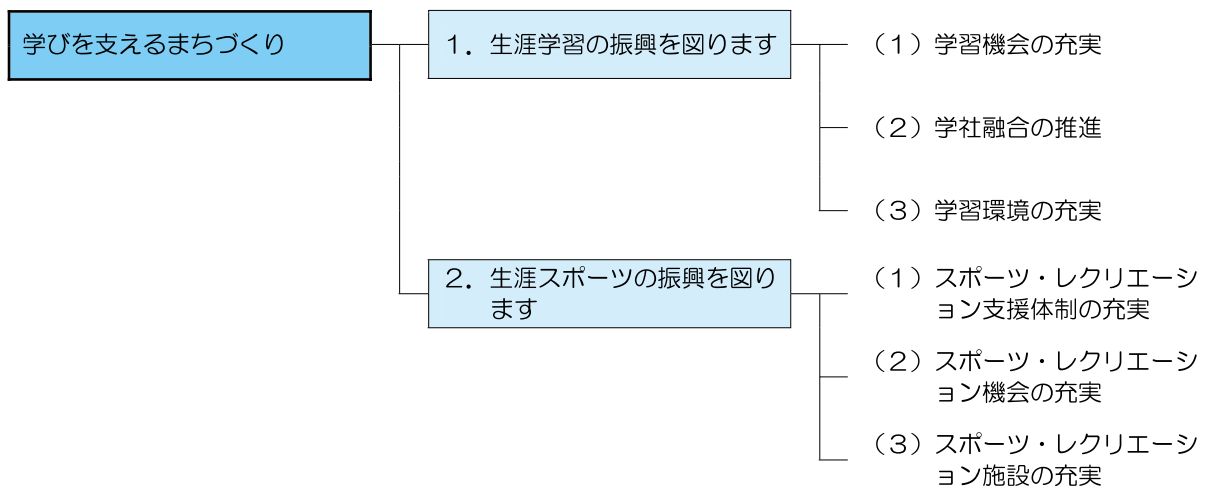
近年、連帯感の希薄化や共同意識の不足による、地域の教育力の低下が懸念されていることから、市民が学んだ成果を自ら積極的に地域社会へ還元できるよう、生涯学習による地域づくりの推進とその体制づくりが必要です。

基本方針

「いつでも、どこでも、だれでも学べる」ことを基本に、様々な学習ニーズに対応できる学習環境の整備や学習機会の拡充を図るとともに、学習成果が地域づくりやまちづくりに生かされるよう、生涯学習のまちづくりを進めます。

また、だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組めるよう、地域に根ざした市民スポーツの振興を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 生涯学習の振興を図ります

(1) 学習機会の充実

- 乳幼児期から高齢期までの各時期や成長過程に対応した学習機会を提供します。
- 公民館では、多様化する市民の学習要望にこたえることができるよう、的確にニーズを把握し、魅力ある学級・講座等の開催や活動情報、活動の場を提供します。
- 生涯学習フェスティバルなどを開催し、学習活動の成果発表の機会を提供します。
- 多様な学習ニーズや地域課題に応じた学習機会を提供するため、民間も含めた学習情報の収集を行うとともに、総合的な学習のネットワーク化を図ります。
- 大学や企業と連携しながら、本市で学べる環境づくりに取り組みます。

(2) 学社融合の推進

- 学社連携・融合を推進し、学校・家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、三者一体となって青少年の健全育成に取り組む体制をつくり、地域の特色ある教育を推進します。

(3) 学習環境の充実

- 生涯学習の拠点施設である生涯学習センターをはじめとする各施設を効果的に活用するとともに、学校施設や地域集会施設などの有効な活用を図ります。
- 地域の総合的な情報センターとして、市民の多様な学習ニーズに対応でき、様々な情報を発信する機能を兼ね備えた図書館の整備・運営に取り組みます。

2. 生涯スポーツの振興を図ります

(1) スポーツ・レクリエーション支援体制の充実

- 各種競技団体指導者等を中心に、事故・ケガの防止、「救命救急」や技術向上のための各種講習会を開催し、指導者の資質の向上を図ります。
- 各種競技団体加盟の体育連盟や青少年スポーツ団体、スポーツ少年団の支援を行うとともに、市民のスポーツ活動充実のため各種大会を拡充します。

(2) スポーツ・レクリエーション機会の充実

- 総合型地域スポーツクラブの育成のため、クラブマネージャー（指導者）の養成を進めます。
- 体育指導委員を中心としてニュースポーツの普及に努めるとともに、活動展開のため社会体育施設はもとより、学校体育施設の開放を進めます。
- スポーツに親しむ機会の拡充を図り、市民の関心を高めるため各種大会を開催するとともに、高度な技術に触れる機会の充実を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

- 市民スポーツの振興と施設利用者の安全を図るため、老朽化した体育施設の整備・改修を行います。
- 多様化する市民スポーツのニーズにこたえるため、施設の整備充実に努めます。
- 施設利用者の便宜や受付業務の簡素化を図るため、インターネットを利用した公共施設予約システムの導入を図ります。

第5節 国際化に対応するまちづくり

現況と課題

情報技術や交通ネットワークの飛躍的な発達によって、人、物、情報などが日常的に地球規模で交流する時代を迎えています。

国際化は地域社会でも進展しており、在住外国人と地域住民が様々な文化や価値観を互いに認め合いながら暮らしていける地域社会の創造が求められています。

本市の外国人登録人員は、平成18年3月末現在、19箇国、350人となっており、外国人に利用しやすい行政サービスの提供に努めています。

環境整備面では、公共施設案内標識や、道路標識等の外国語併記を行うとともに、日常生活に必要な情報や各種手続をまとめた4箇国語の生活ガイドブックや、公共施設や銀行、医療機関などを示した公共ガイドマップを作成するなど、情報の提供を行っています。

田辺市国際交流センターでは、住民と外国人の交流の機会と場の提供、市民レベルでの国際交流を図ることを目的とした情報提供、相談活動等を行うとともに、外国人のために日本語指導ボランティアによる日本語を習得する機会の提供等にも努めています。

また、個人やグループの国際交流活動をネットワーク化した「田辺国際交流協会」を中心に、子供たちと外国人と一緒に体験活動をする国際理解講座の開設や、講演会、高校生海外ホームステイ支援事業など、ボランティアによる国際交流活動が活発に展開されています。

平成5年、オーストラリア・ワイオン市との間で締結した友好都市提携については、平成18年に更新したところであり、今後はさらに幅広く市民が主体となった交流を促進するため、広報等情報提供に努める必要があります。

また、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、田辺市国際交流センターに国際交流員（CIR）、教育委員会に外国語指導助手（ALT）を配置し、地域レベルでの国際交流の推進と、学校教育の場における語学教育の充実を図り、次代を担う子供たちの語学力の向上と国際感覚の養成に努めています。

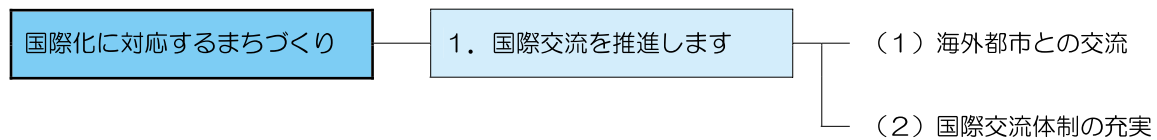
今後は、さらに在住外国人の増加や定住化が進むことが予想されることから、地域住民と在住外国人が互いの生活や習慣の違いを理解し、日常において交流ができ、共に安心して暮らせる地域社会を築いていくために相互理解の促進、情報提供の充実、共生環境の整備が必要となります。

また、市民の異文化理解と国際感覚の一層の醸成を図るため、国際理解を深める事業をさらに促進するとともに、次代を担う子供たちの国際感覚を養うことが重要です。

基本方針

市民の国際理解に対する幅広い意識の向上に努め、次代を担う子供たちの外国語教育や国際理解を深める教育などの充実を図るとともに、情報提供や相談活動、在住外国人への各種行政サービスを充実するなど、国際化に対応できるまちづくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 国際交流を推進します

(1) 海外都市との交流

- 友好都市提携を結んでいるオーストラリア・ワイオン市との交流を中心として、様々な海外諸都市との民間交流を推進し、国際感覚豊かな市民の育成に取り組みます。

(2) 国際交流体制の充実

- 市民の国際理解を深めるための学習機会の拡充を図ります。特に、将来を担う子供たちを対象とした講座の充実を図ります。
- 外国語指導助手（ALT）を配置し、学校教育の場における語学教育の充実を図り、次代を担う子供たちの語学力の向上と国際感覚の養成を推進します。
- 在住・来訪外国人への生活情報提供や相談活動、市民への国際交流活動に関する情報提供業務等を行うための拠点となる、田辺市国際交流センターの充実を図ります。
- 個人やボランティア団体、NPO法人等の民間団体による国際交流活動等を支援し、市民が一体となり、主体的に交流することのできる機会を拡充します。

第2章 安心して暮らせるまち

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第1節 | 地域福祉をはぐくむまちづくり | 73 |
| 第2節 | 健康に暮らせるまちづくり | 76 |
| 第3節 | 子育てを支えるまちづくり | 81 |
| 第4節 | 障害者が安心して暮らせるまちづくり | 86 |
| 第5節 | 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり | 90 |
| 第6節 | 生活を支えるまちづくり | 94 |

第1節 地域福祉をはぐくむまちづくり

現況と課題

少子高齢化の進展、核家族化や一人暮らし高齢者世帯の増加、都市化・過疎化の二極化が進むなど社会背景の大きな変化によって、人々の地域社会とのかかわりが薄れ、住民相互の連帯感の希薄化から、つながりや相互扶助機能が弱体化するといった個人の孤立化等の課題が増加しています。

こうした中、ボランティア、NPO等の活動が徐々に活発化するなど、地域福祉活動の主体が多様化しており、地域住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民相互の協力と助け合いや支え合いによって、地域の福祉課題を地域全体で解決していく取り組みが必要になります。

本市では、地域における福祉の増進を図るための基本指針として、地区別住民懇談会の開催など、市民の参画を得て策定した田辺市地域福祉計画に基づき、それぞれの地域の福祉課題や将来像を市民と行政が共有し、住民同士が様々な活動を通して、絆を強め、お互いに支え合い、助け合えるようなコミュニティづくりを目指して取り組んでいくこととしています。

また、地域における各種民間団体の先導的な保健福祉活動を支援し、活動を醸成するため、補助制度を活用するとともに、高齢者や障害者などを対象として地域福祉を推進していく上で核となる事業を展開している社会福祉協議会や、地域福祉活動の担い手である民生児童委員協議会への支援等を通して地域福祉の振興を図ってきました。

保健福祉行政の拠点である田辺市民総合センターには、田辺市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体やボランティア団体の活動の拠点となる福祉センターのほか、平成17年10月には田辺市市民活動センター、平成18年4月には田辺市地域包括支援センターを設置し、拠点としての機能を充実してきました。また、各行政局管内では、地域福祉活動の中核的な役割を担う施設として、龍神高齢者福祉センター、中辺路福祉センター、大塔ふくしかいかん、本宮保健福祉総合センターを位置付けています。

地域における福祉活動の拠点となる隣保館においては、デイサービス事業を実施するとともに、各種講座やサークル活動を通して、地域住民だけでなく広く市民が参加する教養文化・健康増進・日常生活訓練等の活動を行っており、今後もより一層の拡充を図る必要があります。

バリアフリー^(※1)のまちづくりについては、建物等の物理的なものだけでなく、社会的、心理的なものを含めたものとして理解されています。

公共施設等のバリアフリーの推進は「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づいて施設設計や建設に取り組むとともに、民間の施設についてはその改造費用を一定の基準に基づき補助しています。

また、心のバリアフリーの推進のため、小学校5年生に副読本「ともに生きる」を配布しているほか、総合学習等において、障害者との交流をはじめ、点字・手話学習や車いすの体験学習を実施するとともに、公民館においても手話教室などを行っています。

福祉のまちづくりの目標は、ノーマライゼーション^(※2)の理念に基づき、すべての市民が安心して生きがいのある生活を営めることにあります。

今後も、保健福祉サービスの充実に努めるとともに、「個々の課題は地域全体の課題でもある」という課題の共有化を図り、つながりを再構築し、地域住民、福祉関係活動者や行政が協働して、共に生きる「支えあいのふるさと」の実現を目指して取り組むことが重要です。

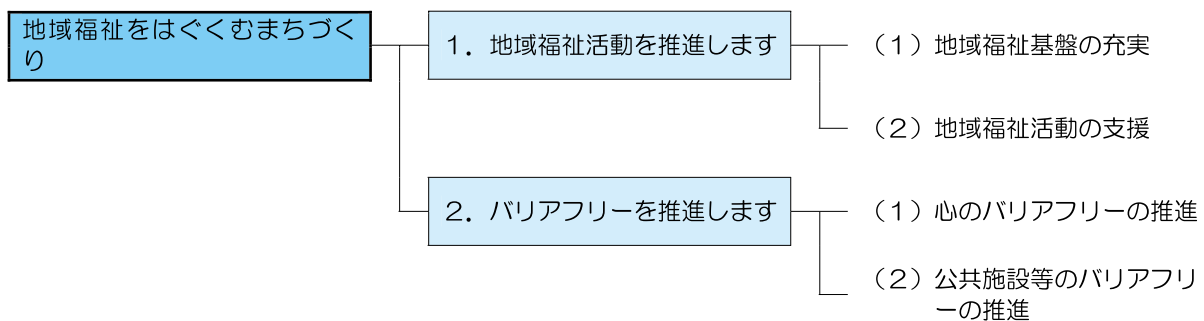
(※1) バリアフリー・・・高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

(※2) ノーマライゼーション・・・障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

基本方針

市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭の中で、共に助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、保健福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民、福祉関係活動者と行政の協働によって、共に生きる「支えあいのふるさと」の実現を目指した、地域福祉活動を推進します。また、ノーマライゼーションの理念を実現するため、あらゆる面でのバリアフリーを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 地域福祉活動を推進します

(1) 地域福祉基盤の充実

- 保健福祉行政の拠点として田辺市民総合センターの機能を充実するとともに、地域福祉活動の担い手である田辺市社会福祉協議会や、行政局管内の各福祉センターとの連携を深めるなど地域福祉活動の充実を図ります。
- 隣保館では、地域における福祉活動はもとより人権学習、交流活動等の推進と、生活相談・職業相談活動や各種研修会を開催し、地域のコミュニティセンターとしてより広く市民一般の利用を図り、まちづくりの拠点となるよう取り組みを展開します。

(2) 地域福祉活動の支援

- 社会福祉協議会や民生児童委員協議会への支援を通じて、地域福祉の推進を図ります。
- 民間団体等が、地域の実情に応じた高齢者等の保健福祉の増進を図る事業に対する助成を行うとともに、ボランティア団体の組織化、情報交換の場づくりや研修会の開催等、地域保健福祉活動を支援します。

2. バリアフリーを推進します

(1) 心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーの推進に向け、学校や地域などあらゆる機会を通じて、教育・啓発活動に取り組めます。

(2) 公共施設等のバリアフリーの推進

- 高齢者や障害者等が暮らしやすい地域社会はすべての人々にとっても暮らしやすい地域社会であるとの認識のもと、ユニバーサルデザイン^(※3)の理念や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共施設等のバリアフリーの推進に取り組めます。

(※3) ユニバーサルデザイン・・・あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第2節 健康に暮らせるまちづくり

現況と課題

近年、医学の進歩や生活環境の改善等により、国民の平均寿命は急速に伸び世界有数の長寿国となっています。しかし、一方では高齢化の進展とともに、食生活や運動習慣を原因とする生活習慣病及びこれに起因して、認知症や要介護状態等となる人々が増加しています。

人生を健康で心豊かに過ごせることはだれもの願いであり、健康寿命の延伸が大きな課題となっているため、疾病の早期発見や早期治療はもとより、病気を発症させない一次予防や内臓脂肪症候群^(※1)の改善に焦点を当てた健康診査・保健指導の取り組みが重要となります。

本市では、国の「健康日本21」の地方計画として、地域の特性を生かした田辺市健康づくり計画を策定し、①栄養・食生活、②運動・身体活動、③休養・こころの健康づくり、④たばこ、⑤むし歯予防・歯周病予防等の分野で、市民、地域、団体、関係機関が連携、協力のもとに健康づくりへの取り組みを進めています。

また、各保健センター等を拠点に医師会、歯科医師会、関係機関等の協力を得て、がんや心臓疾患、脳血管疾患等の生活習慣病予防のための健康診査や健康講座、健康相談、訪問指導に取り組んでいます。

健康づくりは個人が主体的に取り組むものであり、今後はさらに、一次予防の重要性を普及啓発し「自分の健康は自分でつくり守る」という自覚と認識を深めるとともに、社会的ひきこもり者に対する相談や高齢者の健康づくりについて、市民、地域、団体、関係機関が連携しながら効果的な活動を展開する必要があります。

また、疾病の早期発見や早期治療を図るためには、医療環境の充実が不可欠ですが、本市には、病院5箇所、一般診療所86箇所、歯科診療所が42箇所あり、そのうち公的医療機関である社会保険紀南病院、独立行政法人南和歌山医療センターは、多くの診療科目を有し、特殊な設備、機器についても数多く設置されており、がん・救急医療など医療の高度化、専門化が図られています。さらに、この2つの医療機関は紀南地方の「先進医療」、「救急」、「急性期の入院医療」を担う地域中核病院として、機能分化を図りながら地域医療機関との連携を密にするなど、医療環境の充実が進められています。

市が直営する診療所は、現在10箇所（上芳養、中芳養、秋津川、長野、龍神中央、龍神湯ノ又、龍神大熊、大塔三川、大塔富里、本宮さくら）、公設民営の形態では4診療所（中辺路3、本宮1）と3歯科診療所（龍神、中辺路、本宮）を設置しており、地域住民の医療を担っています。

また、心肺停止から命を守るため市内の公共施設等に順次AED^(※2)を設置し救命率の向上に努めています。

さらに、南和歌山医療センターに三次救急医療機関（救命救急センター）が設置されたことに

より、重傷度の高い傷病者に対しての診療が可能になるとともに、未熟児など危険な状態で生まれた新生児の早期治療対策として、社会保険紀南病院に、新生児を治療しながら病院に運ぶドクターカーが導入されたことなどにより、当地方の救急医療体制は充実されつつあります。

今後は、従来からの病院群輪番制や田辺広域休日急患診療所の充実に努めるとともに、医療機関だけでなく、救急救命士の養成や教育、市民への救急救命講習の実施による、病院収容前の応急処置の充実など医療環境の拡充が課題となっています。

過疎地域における高齢者等の交通弱者に対する医療施設への通院手段を確保するため、主として路線バスが未運行の地域、極度に運行本数の少ない地域などで市保有のバス等を運行し、適切な医療を受ける機会の均等化を図っていますが、疾病内容の変化や医療技術の高度化に伴い、医療に対する住民の要望も多様化してきており、特定診療科目の受診が必要な場合における地域医療と中核病院との連携が重要な課題となっています。

今後は、市民が疾病の程度に応じて適切な医療を受けられるよう、医療機関の協力のもと、総合的な医療体制の整備が求められています。

(※1) 内臓脂肪症候群・・・内臓脂肪蓄積、糖尿病、高脂血症、高血圧などの動脈硬化危険因子が重複する病態をいう。

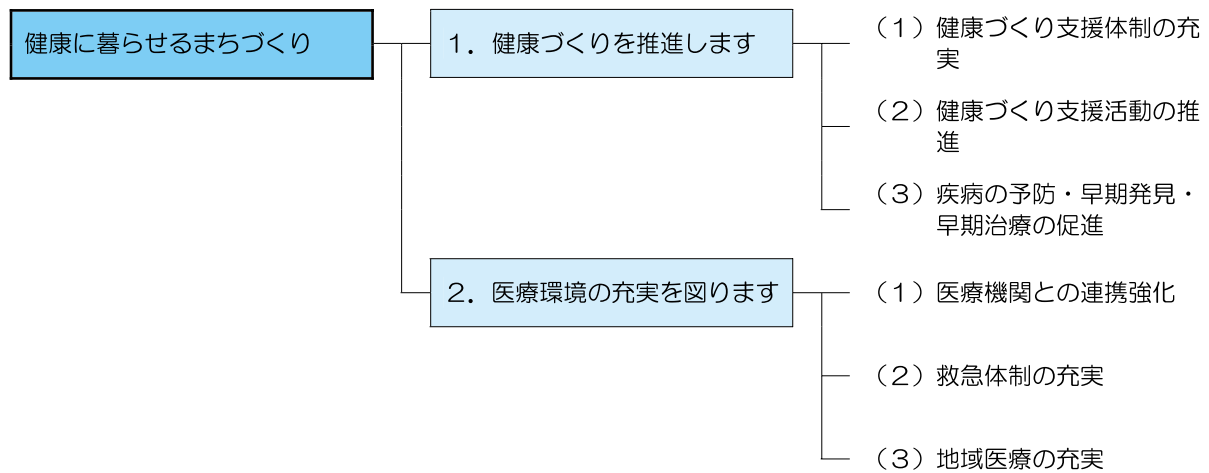
(※2) AED(自動体外式除細動器)・・・心臓が停止するような不整脈が生じた場合、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すための応急処置機器。早く処置を施すほど救命の効果がある。

基本方針

生涯を通じて、健やかで、心豊かな生活が送れるよう、「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚を図るとともに、市民団体や関係機関との連携により、健康増進、生活習慣病予防などの地域保健サービスを展開します。

また、医療の高度化・専門化に対応するため、関係医療機関の機能分化と連携強化を図るとともに、医療機関はもとより、救急救命士の養成及び教育並びに市民への救急救命講習の普及により病院収容前の応急処置等、医療環境の充実を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 健康づくりを推進します

(1) 健康づくり支援体制の充実

- 市民の主体的な健康づくりを支援する体制をつくるため、健康づくりを推進する市民団体や関係機関と連携し、地域の特性を生かして策定した「田辺市健康づくり計画」に基づき、市民との協働による健康づくり事業を推進します。
- 健康づくりを推進する市民団体、ボランティアグループ等の育成と活動の支援を図り、市民の自主的な健康づくりを支援します。

(2) 健康づくり支援活動の推進

- 「自分の健康は自分で作り守る」という意識の高揚を図り、市民が自発的に生活習慣の改善に取り組めるよう、あらゆる機会を通して普及啓発を行います。
- 各保健センターや地域の拠点において、心身の健康に関する個別の相談や、生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防等、健康に関する知識の普及に努めるとともに、健康づくりを支援し健康の保持増進の充実を図ります。
- ひきこもり状態にある青少年やその家族への支援と、ひきこもりへの理解や啓発活動を推

進するために保健、福祉、医療、教育機関などの関係機関や団体が相互に連携し、自立や就労支援に取り組みます。

(3) 疾病の予防・早期発見・早期治療の促進

- 生活習慣病や各種がんの予防、早期発見、早期治療のため、健康診査のほか各種がん検診を実施し、診断結果に基づく生活習慣の改善指導を充実するとともに、適切な治療につなげます。
- 内臓脂肪症候群の改善に焦点を当てた健康診査・保健指導に関係機関と連携して取り組みます。
- 健康診査及び各種がん検診における受診率の向上と精度管理に努めます。
- 日常の生活習慣が大きく関与する生活習慣病対策として、健康を増進し、発症を予防する「田辺市健康づくり計画」に基づいた健康づくり事業の展開を図ります。
- 国際化する社会の中、感染症予防の知識の普及に努め、予防接種率の向上と関係機関との連携強化による防疫体制の充実を図ります。

2. 医療環境の充実を図ります

(1) 医療機関との連携強化

- 基幹病院と他の医療機関との連携を密にし、予防・治療・リハビリテーションまでの一貫体制と医療サービス網の確立と充実に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 三次救急医療機関の整備や小児救急の体制が整いつつある中で、引き続き病院群輪番制や田辺広域休日急患診療所の充実に努めます。
- 救急救命士が行う救命処置の高度化に対応するため、救急救命士の養成や教育の実施に取り組みます。
- 高度化される救命処置に対応するため、高規格救急自動車と救急用資機材の整備・充実に取り組みます。
- AEDの設置場所の拡充を図るとともに、使用方法を含めた救急法について指導し、応急手当の普及啓発を推進します。

(3) 地域医療の充実

- 疾病内容の変化、医療技術の高度化に対応できる、地域の診療所の充実に努めるとともに、基幹病院等との連携を図ります。
- 過疎地域における診療所への交通手段確保と充実に努めます。
- 生活習慣病の予防に努めるため、保健事業における生活習慣改善指導との連携や健康診断の実施を行い、適切な治療につなげるよう努めます。
- 田辺医療圏における自治体等と連携し、十分な医療従事者の確保に向けて、関係機関に要望します。

第3節 子育てを支えるまちづくり

現況と課題

我が国の人口は平成17年において死亡数が出生数を上回り、日本の人口が初めて自然減となりました。本市では平成12年から同様の現象がはじまり、平成16年にはその差が200人を超える状況にあり少子化の進行が顕著となっています。

このような少子化に対応するため、本市では、平成17年5月に次世代育成支援対策推進法に基づき、「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、少子化対策の具体的な施策を定め事業を推進しています。

図表 出生の状況

(単位：人)

| 年 | 出生数 | 人口千人あたりの出生数 | | | 合計特殊出生率 | | 備考 |
|--------|-----|-------------|------|------|---------|------|----|
| | | 田辺市 | 和歌山県 | 全国 | 和歌山県 | 全国 | |
| 平成 2年 | 897 | 10.1 | 9.4 | 10.0 | 1.55 | 1.54 | |
| 平成 7年 | 870 | 9.8 | 9.2 | 9.6 | 1.48 | 1.42 | |
| 平成 12年 | 814 | 9.3 | 9.0 | 9.5 | 1.45 | 1.36 | |
| 平成 16年 | 667 | 7.7 | 7.8 | 8.8 | 1.28 | 1.29 | |

※合計特殊出生率は、一人の女性が一生のうちに出産する子供の平均数値

資料：市子育て推進課

急速な少子化の進行や子育て環境が変化する中、地域社会においては人間関係の希薄化が進み、孤立した状況での子育てが増え、子育てに対する保護者の経済的、精神的な負担感や不安感が増しています。

このような状況の中、行政や家庭だけでなく地域社会が子育て支援に果たす役割はより重要となっており、地域における子育て支援システムの充実が強く求められています。

本市では、保育所や幼稚園で就学前の児童を受け入れる環境づくりを進めるほか、地域子育て支援センターでは、子育てサークルの育成や子供と保護者による集いの広場の開設により、未就園児童のいる家庭の子育てを支援しています。また、ファミリーサポートセンターでは、子育てにおける会員同士の助け合い活動を支援しています。その他、学校・学童保育所・児童館・公民館・コミュニティセンターなどにおいて、子供の安全な居場所づくりと子育て支援のため、各種の取り組みを行っています。しかし、保護者の就労形態の多様化などから緊急時の保育や社会参加の支援など、一層幅広い子育て支援の充実が課題となっています。

図表 公立保育所の入所状況

(単位：人)

| 旧管内 | 旧田辺市管内 | | | | | | | | 龍神行政局管内 | | | |
|-----|--------|-----|----|-----|-----|------|------|-----|---------|----|----|------|
| | 牟婁 | みどり | 日向 | 稲成 | まるみ | はやざと | もとまち | 秋津川 | 湯ノ又 | 東 | 柳瀬 | 甲斐ノ川 |
| 定員 | 90 | 90 | 90 | 100 | 120 | 60 | 130 | 30 | 30 | 60 | 60 | 25 |
| 在籍数 | 60 | 72 | 71 | 106 | 101 | 55 | 126 | 17 | 11 | 35 | 39 | 7 |

| 旧管内 | 中辺路行政局管内 | | 大塔行政局管内 | | | 本宮行政局管内 | | 合計 |
|-----|----------|-----|---------|-----|------|---------|------|-------|
| 施設名 | くりすかわ | ちかの | あゆかわ | みかわ | とみさと | ひまわり | たんぼぼ | 19園 |
| 定員 | 80 | 30 | 90 | 30 | 30 | 60 | 45 | 1,250 |
| 在籍数 | 71 | 12 | 95 | 3 | 11 | 42 | 35 | 969 |

資料：市子育て推進課（平成18年4月1日現在）

図表 民間保育所の入所状況

(単位：人)

| 旧管内 | 旧田辺市管内 | | | | | | 合計 |
|-----|--------|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 施設名 | いずみ | 芳養 | 扇ヶ浜 | 会津 | あゆみ | わんぱく | 6園 |
| 定員 | 90 | 90 | 90 | 120 | 120 | 60 | 570 |
| 在籍数 | 99 | 80 | 78 | 136 | 114 | 53 | 560 |

資料：市子育て推進課（平成18年4月1日現在）

図表 保育所の入所状況

| | 公立保育所 | 民間保育所 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|
| 園数(園) | 19 | 6 | 25 |
| 定員(人) | 1,250 | 570 | 1,820 |
| 在籍数(人) | 969 | 560 | 1,529 |

資料：市子育て推進課（平成18年4月1日現在）

家庭や児童に関する問題に対しては、家庭児童相談室の相談体制を強化し、相談、指導にあたっています。特に増加する児童虐待に対しては「田辺市児童問題対策地域協議会」を組織し、児童やその家庭への支援体制を整えるとともに、児童の健全育成に取り組んでいますが、協議会活動の一層の拡充を図る必要があります。

子育て家庭の経済的支援については、児童手当及び児童扶養手当の給付をはじめとして、乳幼児の健全な成長を図るための乳幼児医療費助成や母子・父子家庭等に対するひとり親医療費助成、そのほか母子家庭の母に対する各種の自立支援事業などを実施していますが、引き続き子育て支援のための各種施策を推進していく必要があります。

乳幼児の健康管理については、定期健診や家庭訪問等による適切な保健指導を実施するとともに、疾病予防だけでなく、事故予防や虐待予防をも視野に入れた育児支援に取り組んでいますが、

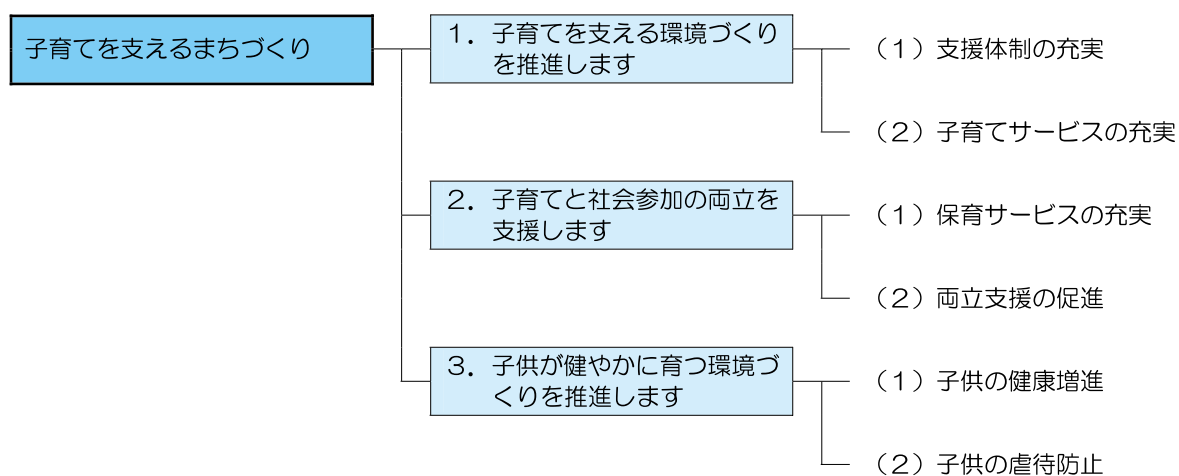
子供の急病や事故への対処方法の周知と安定した小児救急医療体制の整備を図る必要があります。

基本方針

子育てに関する相談や情報の充実、さらには子育てにやさしい地域コミュニティの形成を促進し、子育てを支える環境づくりを推進します。

多様化する保育需要に対しては、保育サービスのさらなる拡充に努め、子育てと社会参加の両立を支援します。また、子供の健やかな成長のため、母子保健の充実や安心して子育てができる生活環境を整備し、次代を担う子供が健やかに育つ環境づくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 子育てを支える環境づくりを推進します

(1) 支援体制の充実

- 少子化対策のための「田辺市次世代育成支援行動計画」に基づいた具体的な子育て支援事業を積極的に推進します。
- 田辺市民総合センターや各行政局での母子に関する相談・指導の充実を図り、妊娠、出産、育児における悩みや不安を解消し、母親の妊娠に対する喜びや子育てに自信を持てるような環境基盤づくりを推進します。
- 家庭における児童養育支援のため、家庭相談員や民生・児童委員等との連携による相談・指導を行います。
- 児童の健全育成支援のため、児童手当、児童扶養手当の適正支給に努めます。
- 乳幼児の健康管理のため、乳幼児医療費制度の充実を図ります。
- ひとり親家庭医療費の適正支給に努めます。
- 母子寡婦福祉資金による各種融資や母子家庭における母親の就業支援事業を実施し自立を支援します。

(2) 子育てサービスの充実

- 地域における子育て需要に対応した施策を展開し、子育て支援サービスのより一層の充実に努めます。
- 地域子育て支援センターによる子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。
- ファミリーサポートセンターによる相互援助活動の促進と支援の充実を図ります。
- 子育て情報の充実を図ります。

2. 子育てと社会参加の両立を支援します

(1) 保育サービスの充実

- 多様化する保育需要に的確に対応するため、乳児保育、延長保育、障害児保育をはじめ、病氣回復期にある児童の保育など多様なサービスを検討します。
- 保育所の整備については、地域の人口動態や就学前児童数の状況、入所児童の充足率等を勘案した将来予測と耐震強度確保の観点に基づき、計画的に施設の安全性の向上と老朽化対

策に取り組みます。

(2) 両立支援の促進

- 仕事と育児の両立のため、育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間などの雇用条件の改善を事業主へ働きかけます。
- 父親の子育て参加の促進を図ります。

3. 子供が健やかに育つ環境づくりを推進します

(1) 子供の健康増進

- 妊娠・出産期における、妊婦一般健康診査や母子保健推進員活動など、早期からの地域に密着した支援体制を整えるとともに、不妊相談や助成等の紹介など充実を図ります。
- 小児保健水準の維持・向上のため、健診内容の充実と予防接種率の向上に努め、食育の推進等、各種小児保健対策に取り組みます。また、小児医療体制の充実に向け、関係機関と連携を図ります。
- 思春期の保健対策の強化と知識の普及のため、関係機関と連携し、ふれあい体験学習等健康教育の充実を図ります。

(2) 子供の虐待防止

- 田辺市児童問題対策地域協議会を中心とした関係機関の連携強化による要保護児童対策の充実を図るとともに、児童虐待を未然に防止するための市民意識の向上を図る取り組みを展開します。

第4節 障害者が安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

本市の障害者（児）数は、平成18年4月1日現在で、身体障害者手帳の所持者が3,711人、療育手帳が594人、精神障害者保健福祉手帳が273人となっており、障害福祉サービスの利用者数とともに、手帳の所持者も増加傾向にあります。

このような状況の中、本市では、総合的な障害者施策の推進のため、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、平成18年4月から施行された障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の策定を行い、施策の実施に取り組んでいくこととなっています。

また、障害者の自立・社会参加の促進のため、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化のまちづくり、補装具・日常生活用具制度の利用拡大と補装具制度利用時の利用者負担の軽減、聴覚障害者等への手話・要約筆記等を派遣する事業を実施しています。

就労の促進については、雇用促進奨励金の給付のほか、小規模作業所等への運営費の補助、就労支援施設等へ通う障害者への交通費及び利用者負担の補助等を行っています。

在宅福祉サービスについては、地域活動支援センターによる障害者やその家族への相談支援のほか、発達障害者（児）への支援、ホームヘルプサービス（居宅介護）、デイサービス、短期入所の実施、障害児サマースクールの事業等を行っています。施設福祉サービスについては、市内にある障害者の更生施設や授産施設の開設に支援を行っています。

平成15年4月の支援費制度の創設に続く障害者自立支援法は、これまでの障害者の自立と社会参加を一層進めるもので、三障害（身体、知的、精神）の種類によらないサービスの提供や、複雑な障害者施設の体系をニーズに合わせた再編、障害者の心身の状態を総合的に表す障害程度区分の導入、サービスを利用する者が原則1割を負担するなどの内容となっています。これらの制度改正により、障害福祉サービスのほとんどが再編され、その中でも、障害者施設の再編は平成18年10月からおおむね5年間をかけて図られることになっています。

このため、本市ではこれまで身体・知的と精神に分かれていた行政の窓口を一本化し、利用者の利便を図るとともに、障害程度区分決定のための市町村審査会を障害保健福祉圏域の自治体と共同設置しました。また、入所施設が居住支援と日中活動に分かれ、これまで以上に施設入所者の地域移行と地域生活者の日中活動での入所施設利用も図られるほか、日中活動の場における就労支援を強化しています。

今後は、新制度への円滑な移行のため、市民の理解と協力のもとに、施策の拡充や施設の整備を図り、ノーマライゼーション^(※1)社会の実現を目指すとともに、保健・医療・福祉の連携のもと、障害の発生予防、早期発見・早期治療、リハビリテーション等の一貫した体制の整備が求められています。

図表 身体障害者手帳所有状況

(単位：人)

| 障害等級 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 合計 |
|------|------|------|------|-------|------|-------|
| 1級 | 112 | 46 | 5 | 458 | 460 | 1,081 |
| 2級 | 59 | 78 | 4 | 518 | 4 | 663 |
| 3級 | 22 | 60 | 30 | 305 | 131 | 548 |
| 4級 | 18 | 85 | 16 | 460 | 216 | 795 |
| 5級 | 21 | 5 | 0 | 233 | 0 | 259 |
| 6級 | 35 | 235 | 0 | 95 | 0 | 365 |
| 合計 | 267 | 509 | 55 | 2,069 | 811 | 3,711 |

資料：市やすらぎ対策課（平成18年4月1日現在）

図表 療育手帳所有状況

(単位：人)

| | 18才未満 | 18才以上 | 合計 |
|-----|-------|-------|-----|
| A1 | 22 | 107 | 129 |
| A2 | 34 | 109 | 143 |
| A全体 | 56 | 216 | 272 |
| B1 | 33 | 153 | 186 |
| B2 | 28 | 108 | 136 |
| B全体 | 61 | 261 | 322 |
| 合計 | 117 | 477 | 594 |

資料：市やすらぎ対策課（平成18年4月1日現在）

図表 精神手帳所有状況

(単位：人)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|-----|----|-----|----|-----|
| 全年齢 | 57 | 152 | 64 | 273 |

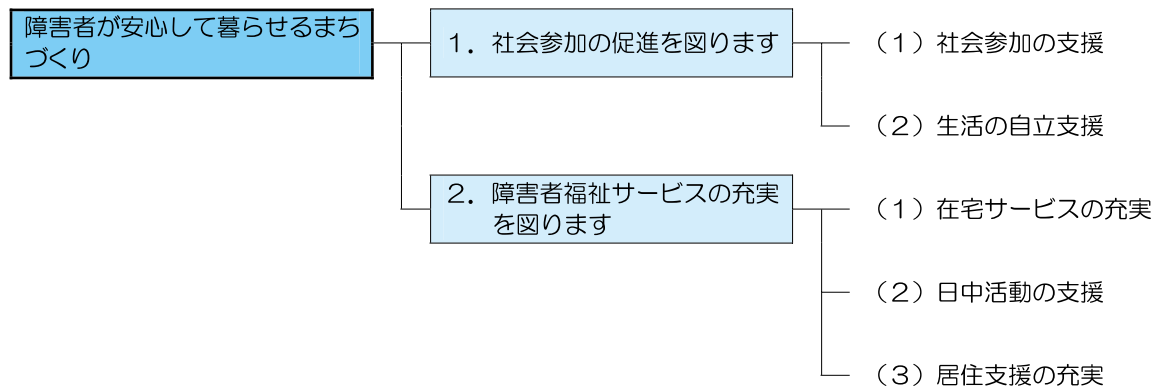
資料：市やすらぎ対策課（平成18年4月1日現在）

(※1) ノーマライゼーション・・・障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

基本方針

田辺市障害者計画や障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念を実現するため、関係機関の相互連携を強化し、生活支援などの障害福祉サービスを提供するとともに、障害の早期発見・治療、療育・訓練、教育、就労等の諸施策の充実に努め、障害者の自立・社会参加の促進を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 社会参加の促進を図ります

(1) 社会参加の支援

- 障害者基本法に基づく「障害者計画」や障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を基本として、地域の実情に即した障害者施策の推進を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、外出困難な障害者の移動支援、手話通訳設置などの聴覚障害者等のコミュニケーション支援、視覚障害者への情報収集支援等の事業の充実に努めます。
- 各種のスポーツやレクリエーション活動への参加機会の拡大と、それに伴うボランティア

の育成と活動支援を行います。

(2) 生活の自立支援

- 障害者自立支援法により再編された自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院）や重度障害者医療、精神障害者医療などの充実を図ります。
- 発達障害者を含めた障害者及びその家族への生活や、就労等に関する各種相談や支援体制の強化に取り組むとともに、障害者の生活の自立支援事業に取り組みます。

2. 障害者福祉サービスの充実を図ります

(1) 在宅サービスの充実

- 障害者自立支援法により再編された居宅介護等の各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者が日常生活を営む上で必要となる補装具や日常生活用具の利用拡大に努めるとともに、補装具制度利用時の利用者負担の軽減を図ります。
- 重度障害者等福祉年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給により、重度障害者等の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 日中活動の支援

- 障害者自立支援法により再編された生活介護等の各種日中活動サービスの充実を図ります。
- 作業所での就労移行支援や地域活動支援センター等の日中活動サービスの整備拡大に努めるとともに、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの連携、職場適用援助者（ジョブコーチ）の支援等により、一般就労への移行に取り組めます。
- 障害児の日中活動の支援として、児童デイサービス、タイムケア事業、障害児サマースクール等の事業により、多面的に取り組めます。

(3) 居住支援の充実

- 障害者自立支援法により再編された施設入所支援等の各種居住支援サービスの充実を図ります。
- 障害者の施設から地域への生活移行を支援するため、行政、相談支援事業者及びサービス提供事業者等関係機関との連携を図ります。
- 緊急時・災害時の情報伝達、避難誘導方策についての研究に取り組めます。

第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

現況と課題

本市の65歳以上の人口は、平成18年3月末現在で21,292人、高齢化率は25.1%となっています。なかでも本宮地域の高齢化率は41.0%と高く、続いて中辺路地域の36.2%、龍神地域36.0%、大塔地域32.0%、田辺地域22.6%となっており、山村地域を中心に高齢化が進んでいます。

高齢化の進展に伴い、本市の要援護高齢者についても増加することが予想され、介護保険制度の改正による要支援・要介護状態になるおそれの高い人を対象とした介護予防特定高齢者施策や、元気高齢者を対象とした一般高齢者施策による介護予防事業に取り組んでいます。

介護が必要な状態となった場合に、高齢者が尊厳をもって自立した生活を営むことのできる環境の構築を目指し、新たに創設された地域支援事業（介護予防事業・包括的支援事業・任意事業）によって、在宅生活を支援していますが、一人ひとりの介護予防に対する意識の向上や、介護予防を支援する体制の整備、地域包括支援センターの機能の充実に努める必要があります。

高齢者が要介護状態になることを未然に防止するため、閉じこもりをなくし、地域において、健康でいきいきと活躍することが大切であり、このため、生きがい活動の支援・社会参加の促進を図る必要があります。

また、老人クラブの活動を支援し、社会奉仕活動、友愛活動、スポーツ大会等を通じ社会参加の機会の確保に取り組んでいます。近年、会員の高齢化が進むとともに、会員数は減少傾向にあります。

高齢者の就業機会の確保を図るために設立されている、シルバー人材センターに対する支援も行っています。

施設サービスについては、平成12年度に介護保険法が施行され、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設等の整備については、田辺・西牟婁圏域内における利用見込を基に整備床数を調整し、和歌山県介護保険事業支援計画に基づき整備を図ってきました。

平成18年3月末現在における介護保険対象施設は、介護老人福祉施設6（333床）、介護老人保健施設2（188床）、介護療養型医療施設5（168床）が整備済みであり、その他にも認知症対応型高齢者グループホーム2（18床）、介護保険対象外施設では、養護老人ホーム千寿荘の76床、ケアハウス神島の15床、高齢者生活支援ハウスは田辺地域に1箇所、龍神地域に1箇所、大塔地域に2箇所、本宮地域に3箇所の計7箇所86床が整備されています。今後は市全体の均衡あるサービス基盤の整備・充実が課題となっています。

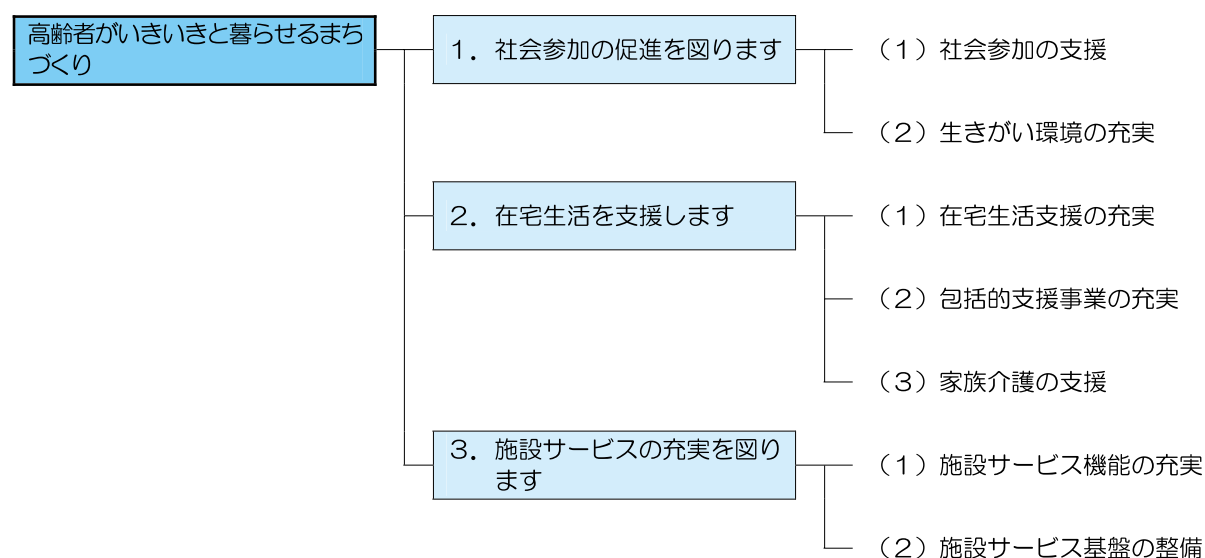
平成18年度の介護保険法の改正により、従来の施設・在宅といった枠にとらわれない地域密着型のサービスが創設されたところであり、本市では、施設整備については、これからも高齢者保健福祉計画を踏まえた整備を図り、高齢者が要介護状態となってもできるだけ住み慣れた地域を

離れることなく、安心した生活を送れるようなまちづくりを推進していく必要があります。

基本方針

田辺市高齢者保健福祉計画に基づき、地域支援事業など、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援します。また、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活を営むことのできる環境づくりや社会参加の促進、施設サービスの充実に努めます。

施策体系



施策の展開

1. 社会参加の促進を図ります

(1) 社会参加の支援

- 高齢者の就労対策として、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の社会参加を図ります。

(2) 生きがい環境の充実

- 老人クラブや高齢者学級などにおける各種事業を実施し、社会参加の促進・健康保持・学習機会の確保を図ります。
- 高齢者を敬愛し、長寿を祝うため敬老行事等を実施します。

2. 在宅生活を支援します

(1) 在宅生活支援の充実

- 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するため、介護保険の対象となる住宅改修に対して助成を行います。

(2) 包括的支援事業の充実

- 将来的に要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者に対する「特定高齢者施策」や、元気高齢者を対象とした「一般高齢者施策」などの介護予防事業を実施します。
- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活を送れるよう、総合相談窓口としての地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携を図りながら、在宅生活を支援します。
- 成年後見制度^(※1)の利用を促進するための広報・普及活動等に取り組みます。
- 緊急通報装置設置事業・外出支援サービス事業・配食サービス事業等を実施し、高齢者の在宅生活を支援します。

(3) 家族介護の支援

- 高齢者を介護している家族等の介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を支援します。

(※1) 成年後見制度・・・判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

3. 施設サービスの充実を図ります

(1) 施設サービス機能の充実

- 居宅において生活することに不安のある高齢者に必要に応じて生活支援ハウスなどの住居場所を提供し、安心して自立した生活が送れるよう支援します。
- 老人憩の家等、学習やレクリエーション等の場を提供し、高齢者の生きがい活動・社会参

加を支援します。

- 養護老人ホーム「千寿荘」、ケアハウス「神島」の適切な運営に努めます。

(2) 施設サービス基盤の整備

- 高齢者が要介護状態等となっても、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、日常生活圏域を単位に地域密着型サービス等の計画的な整備を進めます。
- 地域の高齢者が安心して、健康で明るい自立した生活を送れるよう支援するため、高齢者生活支援ハウスの整備を検討します。

第6節 生活を支えるまちづくり

現況と課題

長引く景気低迷も回復状態にあると言われていますが、全国的に見ても被保護世帯数は毎年増加しており、今後もこの傾向は継続することが予想されます。本市においても平成12年以降は増加傾向となり、平成18年4月現在、被保護世帯数554世帯、被保険者数709名、保護率は8.44%（パーミル：千分率）となっており、さらに増加することが見込まれています。

生活保護業務においては、社会経済情勢が大きく変動する中で、経済的給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援することが重要な課題となっており、今後も生活困窮者の生活を保障し、社会資源の情報収集、福祉施策等の活用を図り、また自立支援プログラムの導入と併せハローワーク等関係機関との連携を密にし、個々のニーズにあった援助指導に努めていく必要があります。

災害による被災者への支援については、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給や、災害援護資金の貸付けを行っているとともに、災害により死亡、又は重傷を負った人、あるいは住家に被害を受けた世帯主に対し見舞金を支給しています。

交通災害共済事業については、事業の健全運営のために加入率を高めていくことが重要な課題であり、町内会などの自治会をはじめとする各種団体の協力を得ながら、加入の促進に努めています。しかしながら、将来的には、加入者の交通事故の増加に伴う支払見舞金の増大が予想され、交通災害共済事業を健全に運営していくため、今後もより一層の加入の促進を図る必要があります。

市営住宅については、平成18年3月末現在、1,403戸の住宅を管理しており、地域別で見ると、田辺地域が1,007戸と最も多く、次いで、大塔地域の183戸、中辺路地域の135戸、龍神地域の50戸、本宮地域の28戸となっています。

構造別では、中層耐火住宅と木造住宅が1,066戸と全体の76.0%を占めており、建築時期では、64.1%に当たる900戸を昭和40年から昭和63年に建設しており、昭和20年代の住宅も47戸残っています。

入居状況では、単身者世帯と2人世帯が全体の58.9%を占め、世帯主年齢も50歳以上の世帯の割合は全体の59.6%で、内22.9%が70歳以上の世帯主が占めており、高齢の単身世帯や夫婦世帯が多く、入居者の高齢化が進んでいます。

市営住宅全体としては、老朽化した施設が多く、今後の建替計画や用途廃止、改修・修繕計画等の活用手法を選定するため策定した田辺市営住宅ストック総合活用計画に基づき、入居者が安心して暮らせる安全な住宅の確保や、特に高齢化した小規模世帯が快適に、安心して暮らせる住宅の供給に努める必要があります。建替の実施に係る計画や高齢化対応を含めた住戸の改善が課題となっています。

また本市では、市街地域と周辺地域では住宅の需要動向や地域事情が異なるため、多様なニーズに対応した住宅施策が求められており、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、住宅に困窮する低所得者・高齢者・障害者等に対する低廉な家賃の住宅の提供など、より一層住宅セーフティネットの機能向上に努める必要があります。

図表 市営住宅の管理戸数

(単位：件)

| | 昭和 20～ 29 年 | 昭和 30～ 39 年 | 昭和 40～ 49 年 | 昭和 50～ 63 年 | 平成元年 ～5年 | 平成 6～ 10 年 | 平成 11～ 15 年 | 平成 16 年 以降 | 合計 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|---------------|----------------|---------------|-------|
| 管理戸数 | 47 | 80 | 481 | 419 | 66 | 120 | 160 | 30 | 1,403 |
| 公営住宅 | 45 | 45 | 346 | 188 | 63 | 66 | 64 | 22 | 839 |
| 改良住宅 | | 24 | 120 | 202 | | 30 | 54 | 8 | 438 |
| 定住促進住宅 | | | | | | 24 | 36 | | 60 |
| 単身者住宅 | | | | | | | 6 | | 6 |
| その他の住宅 | 2 | 11 | 15 | 29 | 3 | | | | 60 |

資料：市建築住宅課

就労施策について、本市の産業別就業者の割合は第三次産業の比率が高く、平成 17 年の国勢調査では、第一次産業 14.5%、第二次産業 20.4%、第三次産業 64.1%となっていますが、長引く不況の中、労働力の需要状況は依然として厳しく、平成 18 年 2 月の有効求人倍率は 0.60 倍に留まっています。

こうした状況のもと、本市では雇用促進奨励金制度等により雇用の拡大と労働環境の向上に取り組んでいます。また、産業・経済状況の急激な変化等により地元での就業を望む若者が増えていることから、田辺商工会議所を中心としたUターンフェア実行委員会により毎年Uターンフェアを開催し、就業情報の提供に努めています。

こうした施策を継続的に推進することにより雇用機会の拡大、労働環境の向上等を図っていくことが必要であり、現在、社会的にクローズアップされているニート^(※1)やフリーター^(※2)問題に対する取り組みも重要な課題となっています。

図表 産業別就業人口の推移

(単位：人)

| | | 総数 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和40年 | 就業人口(人) | 38,470 | 13,762 | 7,152 | 17,556 |
| | 構成比 | 100.0% | 35.8% | 18.6% | 45.6% |
| 昭和45年 | 就業人口(人) | 39,860 | 12,142 | 7,702 | 20,016 |
| | 構成比 | 100.0% | 30.5% | 19.3% | 50.2% |
| 昭和50年 | 就業人口(人) | 38,150 | 9,498 | 8,289 | 20,363 |
| | 構成比 | 100.0% | 24.9% | 21.7% | 53.4% |
| 昭和55年 | 就業人口(人) | 39,545 | 8,339 | 8,366 | 22,840 |
| | 構成比 | 100.0% | 21.1% | 21.1% | 57.8% |
| 昭和60年 | 就業人口(人) | 40,430 | 8,026 | 8,621 | 23,783 |
| | 構成比 | 100.0% | 19.9% | 21.3% | 58.8% |
| 平成2年 | 就業人口(人) | 40,788 | 6,912 | 9,523 | 24,353 |
| | 構成比 | 100.0% | 16.9% | 23.4% | 59.7% |
| 平成7年 | 就業人口(人) | 42,669 | 6,737 | 10,127 | 25,805 |
| | 構成比 | 100.0% | 15.8% | 23.7% | 60.5% |
| 平成12年 | 就業人口(人) | 41,012 | 5,949 | 9,484 | 25,579 |
| | 構成比 | 100.0% | 14.5% | 23.1% | 62.4% |
| 平成17年 | 就業人口(人) | 39,040 | 5,705 | 8,055 | 25,280 |
| | 構成比 | 100.0% | 14.5% | 20.4% | 64.1% |

※就業人口の総数には、分類不能の人数を含んでいない。

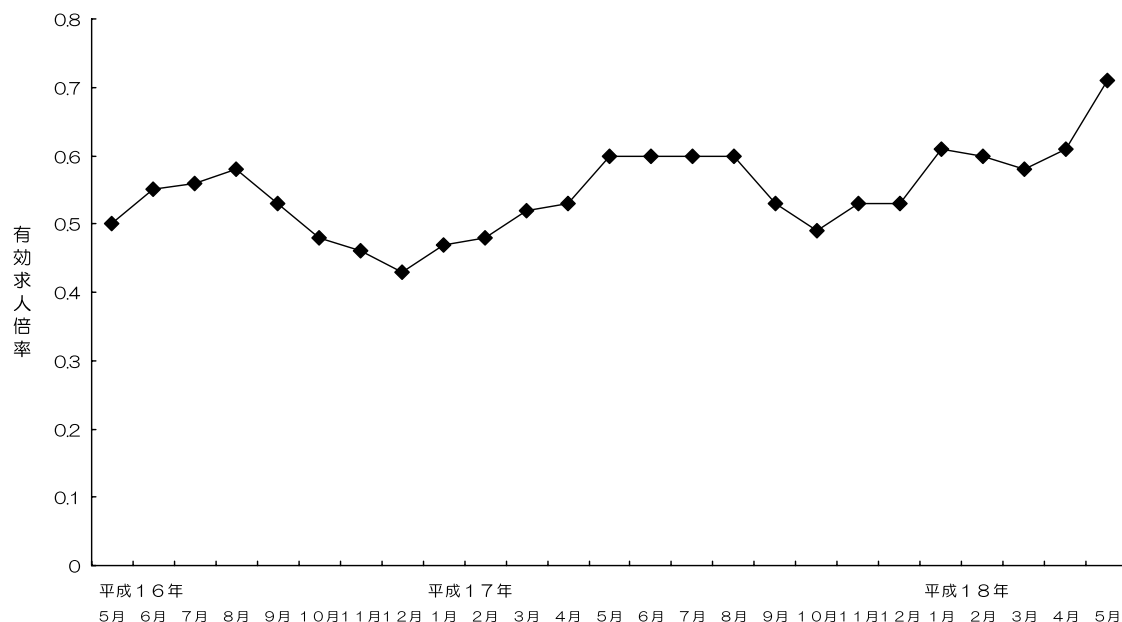
資料：国勢調査

(※1) ニート・・・非労働力人口のうち就業、就学又は職業訓練を受けていない15歳～35歳までの未婚者。

(※2) フリーター・・・15歳～35歳未満の学生、主婦でない者のうちパート、アルバイトで働いている者やパート、アルバイトで働く意思のある無職の者。

図表 有効求人倍率推移

(単位：人)



資料：市商工振興課

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤をなすものとして社会保障の一翼を担っており、本市の平成18年3月末での国民健康保険加入者は45,364人で、人口に占める加入率は53.4%と非常に高く、本市の医療保険の中核的役割を果たしています。

近年、高齢化の進展に伴う医療費の増加、平成14年度の医療制度改正に伴う老人保健制度の75歳への引上げ、前期高齢者制度の創設等により、保険給付額が増大し、国民健康保険事業の運営は極めて厳しい状況にあります。

このような中、本市では事業の健全化のために、人間ドックに対する補助等により保健事業の充実を図るとともに、これまでも保険税の口座振替の促進や滞納者指導について取り組んできました。

今後は、事業の適切な運営が図れるよう、医療費抑制対策としての保健事業の推進、レセプト点検^(※3)による保険給付の適正化、保険税収入の確保など、より一層取り組みを強化していく必要があります。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるシステムとして定着してきましたが、急速な高齢化の進展による要介護認定者数の増加、在宅・施設利用者の増加による介護サービス給付費の増大により、第1号被保険者が負担する保険料の高騰等、介護保険事業運営は厳しい状況に

あると言えます。

本市では、制度施行時より要介護認定の公平・公正を期するために、認定調査は保健師、看護師等の職員で行っており、給付費通知、医療情報と介護保険情報の突合や介護給付適正化システムの活用など、介護費用の適正化対策にも取り組んでいます。

介護保険料については、口座振替等を積極的に推進して収納率の向上に努めるとともに、滞納者については、被保険者の公平性を確保する観点から、償還払い化等保険給付上の措置を実施する一方、平成13年度には介護保険利用料の助成制度を、平成14年度には介護保険料の減免制度を独自に創設し、低所得者対策を講じています。

平成18年度の介護保険法改正により、軽度認定者を対象に要介護状態の軽減・悪化防止に資する予防給付が創設され、地域包括支援センターの保健師等による適切なケアマネジメント^(※4)を行うとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした地域支援事業に積極的に取り組むことにより、将来の介護給付費の抑制を図ることと、本市がこれまで実施してきた施策を十分に活用し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めることが今後の課題となっています。

図表 要介護認定者数の推移

(単位：人)

| | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定者数 | 2,323 | 2,733 | 3,169 | 3,463 | 3,789 | 4,003 | 4,188 |

資料：市やすらぎ対策課

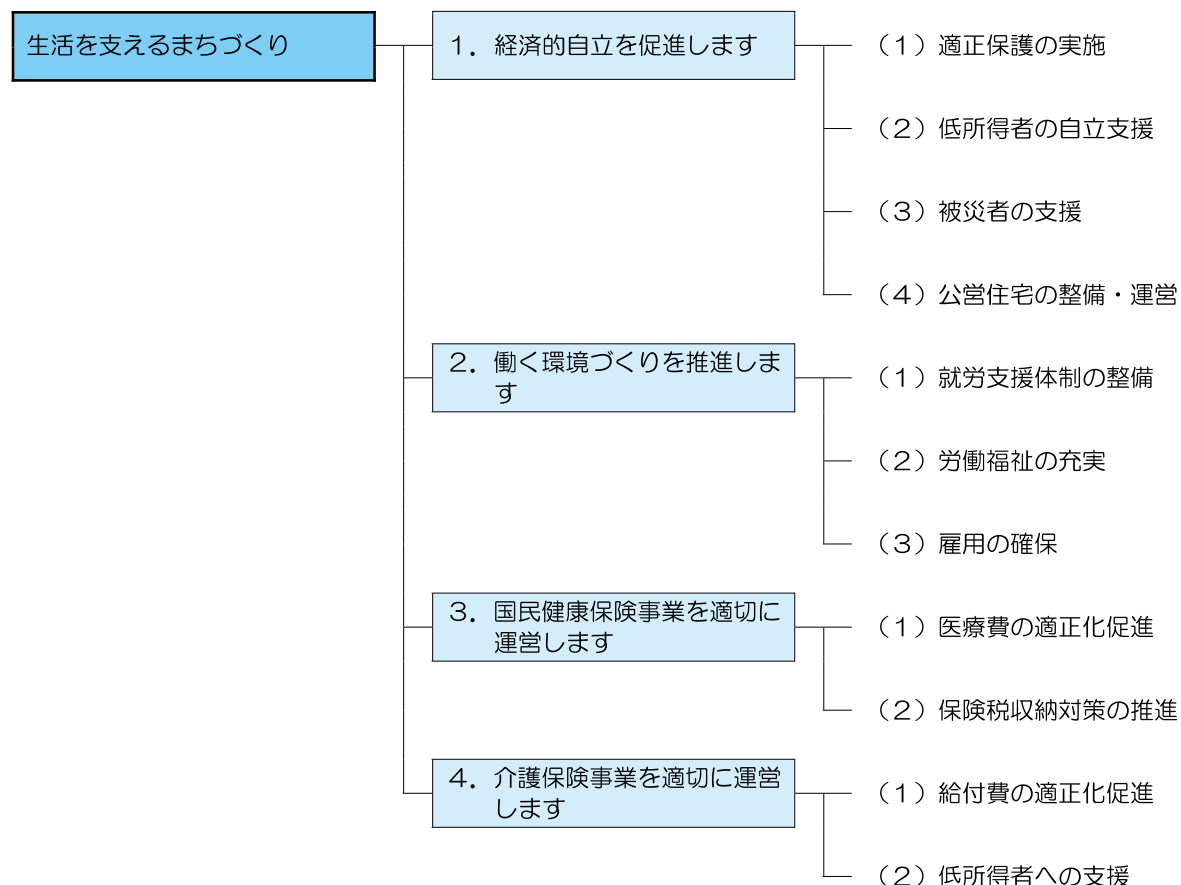
(※3) レセプト点検・・・診療報酬明細書を点検して、請求金額を確認する作業のこと。

(※4) ケアマネジメント・・・要介護者等に対して、適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援すること。

基本方針

生活困窮者の実態に即した適正な保護や住宅困窮者への住宅の提供などによって、経済的自立を支援します。また、地域産業の育成・強化によって、雇用の拡大や労働福祉を充実し、働く環境づくりを促進するとともに、国民健康保険事業や介護保険事業の適切な運営を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 経済的自立を促進します

(1) 適正保護の実施

- 生活困窮者に対する生活保護の適正実施に努めます。
- 「自立支援プログラム」の導入を推進し、経済的給付だけでなく、被保護世帯の「就労自立」「社会性自立」の支援に取り組みます。
- 公共職業安定所等の関係機関との連携をより密にし、被保護者個々のニーズにあった援助指導を行います。

(2) 低所得者の自立支援

- 低所得世帯に対し「応急小口資金」の貸付けにより緊急時の支援を行い、生活の安定と生活意欲の促進に努めます。
- 和歌山県社会福祉協議会の貸付制度等を利用し、低所得世帯等の経済的自立や安定した生活の支援を図ります。

(3) 被災者の支援

- 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付制度や、市の災害見舞金支給規程による見舞金の支給等により、被災者への支援に取り組みます。
- 交通災害共済事業の健全運営のため、広報紙やホームページ等によるPR活動に努め、更新手続の徹底と新規加入を促進するとともに、自治会をはじめとする各種関係団体と緊密に連携を取りながら、加入率の向上に取り組みます。

(4) 公営住宅の整備・運営

- 田辺市営住宅ストック総合活用計画に基づき、建替実施計画及び改修・修繕実施計画を策定し、老朽化した市営住宅の建替や維持修繕を進めます。
- 住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸するため、住宅家賃減免措置を実施します。

2. 働く環境づくりを推進します

(1) 就労支援体制の整備

- 地場産業の育成・強化により、雇用機会の拡充に取り組みます。
- 職業訓練センターの運営を支援し、その活用を図ることで、就業者の職業能力開発を促進します。
- 若者に対する就労支援に取り組みます。

(2) 労働福祉の充実

- 高齢者や障害者等の雇用機会の拡充と安定を図るため、雇用促進奨励金制度の利用促進を図ります。
- 女性の雇用については、男女雇用機会均等法の啓発や女性の就業機会の創出に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、事業主に対する努力義務の達成を目指し、指導に努めます。

- 共同作業所の協力企業や運営委員会と連携し、経営基盤の充実を図りながら、就労の拡充や労働条件の向上に努めます。
- 働きやすい職場環境の向上を図るため、事業所に対して啓発活動を行うほか、各種助成制度の利用促進を図ります。

（3）雇用の確保

- 企業誘致を推進するとともに、地域資源を活用した新産業の創造やベンチャー企業^{（※5）}等の新事業の構築を支援することで、新たな雇用の確保を図ります。
- 就労が困難な方について、公共職業安定所の助成に続いて雇用主への支援を行うことで雇用の継続を図ります。
- 公共職業安定所との連携により、雇用関連施策等の推進に努めます。
- 関係機関への協力によりUターンフェアの円滑な実施を図り、地域雇用の促進に取り組みます。

（※5）ベンチャー企業・・・新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業を指す。

3. 国民健康保険事業を適切に運営します

（1）医療費の適正化促進

- 健康の保持増進を図る健康づくりを推進することにより、増大する医療費の適正化を図ります。
- 疾病の早期発見・早期治療のための健康診査等を推進することにより、増大する医療費の適正化を図ります。

（2）保険税収納対策の推進

- 納税指導員などによる指導啓発の徹底や、口座振替制度の推進を図り、収納率の向上に努めます。

4. 介護保険事業を適切に運営します

(1) 給付費の適正化促進

- 被保険者が安心して介護保険のサービスが利用できるよう、広報紙等により情報提供を行います。
- 利用者等に対する給付費通知の実施や、国保連合会の給付適正化システムを活用した給付実績の点検等により、介護給付の適正化に努めます。
- 地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターにおいて、要支援認定者のケアマネジメントを適切に行うとともに、地域支援事業の実施により介護予防を推進します。
- 口座振替等の積極的な推進により保険料収納率の向上に努めるとともに、滞納者に対しては被保険者の公平性確保の観点から、支払方法の変更など、法令上の給付制限に関する処分を適切に実施します。

(2) 低所得者への支援

- 保険料や利用料の公平・公正な負担を基本とし、低所得者等への適正な措置を講じます。
- 社会福祉法人等による低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を積極的に推進します。
- 高額介護サービス費の支給による利用者負担の軽減を図ります。

第3章 安全で住みよいまち

| | |
|--------------------|-----|
| 第1節 災害に強いまちづくり | 105 |
| 第2節 日々の暮らしを守るまちづくり | 112 |

第1節 災害に強いまちづくり

現況と課題

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、台風の経路となることが多く、また環太平洋造山帯の南海トラフに起因する地震や、これらに伴う津波の危険性など、気象的にも地質的にも自然災害が発生しやすい危険な条件下にあります。こうしたことから、過去には、たびたび、台風による風水害や高潮の被害、河川のはん濫等に見舞われており、特に昭和21年の南海地震の津波によって沿岸部は大きな被害を受けました。

このため本市では、地域防災計画に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧などに関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、災害時における市民の生命や身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減に努めています。

市や関係機関では、実践的な防災実務の習熟、協力体制、防火意識の向上を図るための総合防災訓練や個別防災訓練を行っていますが、最も効果的な方法で実施していかなければなりません。また、自治会^(※1)や小中学校、各種団体に対し、防災学習会を実施していますが、今後さらに推進し、災害に対する備えと被害の拡大防止に努める必要があります。

大規模災害時には、行政の対応できる範囲は限られるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方が必要になります。そのため、現在市内の7割以上の自治会で自主防災会が設立されており、今後は、市内全地域での結成に向けて働きかけをする必要があります。また、継続性のある自主防災活動を支援するよう補助制度を設けていますが、活動の活性化のためには制度の充実を図る必要があります。

本市では、平成17年度に作成した津波ハザードマップ（災害予測図）により、浸水想定区域や避難場所、危険箇所を把握するとともに、避難確保対策施設の整備や学習会等での防災教育、避難等の訓練に活用しているところであり、今後は平成18年度に作成した洪水ハザードマップ（災害予測図）も生かしながら、より一層の浸水被害の軽減に努める必要があります。また、海拔表示板、避難路及び避難路誘導灯の設置や一時避難場所の整備も必要に応じて継続するなど、安全に避難するための施設整備が求められています。

浸水対策では、都市下水排水や高潮関連のポンプ場は老朽化が著しく、設置から23～48年が経過し改修が必要となっています。

熊野川流域の低地は、頻繁に浸水に見舞われ、これまで多大な被害を受けてきました。特に支流との合流点や流れの大きく湾曲する地区においては浸水が顕著であり、洪水の大きな要因であったことから、河床整備事業を実施し、浸水家屋等の減少に努めてきました。しかし、未だに浸水のおそれのある地域が残っており、事業の継続など、適切な洪水対策が必要となっています。

さらに、台風・高潮による越波等からの浸水被害防護のため、田辺漁港での整備事業は第1期

工事が終了していますが、第2期工事の早期着手も課題となっています。

保安林においては、水源かん養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林の保全に努め、治山・治水機能の整備と維持管理に努めるとともに、田辺、龍神、本宮地区で実施している急傾斜地崩壊対策事業についても、市全域にわたって整備を推進し、市民の安全を確保するなど予防対策に取り組む必要があります。

東南海・南海地震などの大地震の発生が予想される状況において、木造建築物の耐震化は家屋倒壊被害を軽減するために非常に有効であり、また地震発生後の応急対策や復興、復旧に必要な公費負担を大幅に軽減できることから、耐震診断や耐震改修を非常に重要な事業として位置付けています。

本市では、木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助事業を実施しており、今後も、耐震診断を推進し、改修が必要な住宅に対し早期改修を促すとともに、公共建築物で災害救助の拠点となる施設等や上水道の管路についても耐震強化を実施し、市民が安心して暮らせる基盤づくりを図る必要があります。

気象情報等の各種情報などの的確かつ迅速な伝達は、災害による被害を軽減するために非常に重要であり、耐用年数を経過した防災行政無線を順次デジタル化し円滑な情報伝達に取り組む必要があります。また、県行政防災無線についても、衛星系無線と高速通信回線の2ルートの総合防災情報システムに移行するための事業が進められ、県・市が連携した確実な情報伝達システムを構築しているところです。

近年、急速に進展する少子高齢化や、変化する都市構造や生活環境などを要因として、消防分野でも火災をはじめとする各種災害の潜在的な危険性が高まり、これに対応する消防力の強化のため、災害・事故発生時の対策と平常時からの備えという大きな二つの視点に基づいた施策への取り組みが重要となっています。

本市の常備消防は、広範な管轄を有し、これを1本部4消防署（上富田消防署を含む）1分署2出張所の体制で住民の安全確保に努めていますが、今日の災害は複雑多様化しており、様々な災害に迅速かつ的確に対応していくことが求められるとともに、有事に備えた国民保護など新たな対応も求められています。

こうした中、合併により2つの消防本部を統合したものの、119番通報を本宮消防署と田辺消防署の2箇所を受信しそれぞれで指令管制を行っていることから、早急に新指令システムに移行し、119番通報の受信を統合するとともに、デジタル無線設備を導入して情報通信網の高度化を図る必要があります。また、震災などの大規模災害時に防災活動拠点としての機能を有する新消防庁舎の建設が課題となっています。

消防車両や消防装備、防火水槽等消防資機材・施設については、計画的に整備を図っていく必要があります。

消防団については、定員 1,050 名体制で、常備消防とともに消防防災体制の両輪としての役割を担っています。特に、近い将来発生が予想される東南海・南海地震では消防団の地域密着性、要員動員力等からも重要な防災組織ですが、地域によっては消防団員の高齢化や団員のなり手不足という大きな問題を抱えていることから、若年層の入団者を確保するため、若者にとって魅力ある消防団づくりへの取り組みが急務となっています。

火災を出さないまちづくりのため、春・秋の火災予防運動期間中の各種行事や年間を通じた住宅防火診断、防火講習会などにより、市民への幅広い広報を展開し、なお一層の防火意識の向上を図る必要があります。特に、建物火災における死者の大部分を占めている住宅火災での被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、その設置促進について重点的な取り組みが必要となります。

また、事業所等における火災予防のため、立入検査等を通じ消防用設備等の維持管理など防火管理業務が適正に実施されるよう適切な指導等を行っていく必要があります。

広域連携の強化としては、災害時の周辺広域相互応援体制の充実や、大規模災害時の緊急対応体制である全国の消防機関で組織された緊急消防援助隊に積極的に参加するとともに、東南海・南海地震の発生を想定した受援体制の整備を進める必要があります。

図表 火災発生状況 (単位：件)

| 年 | 平成 13 年 | 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 火災発生件数 | 65 | 60 | 40 | 72 | 53 |

資料：市消防本部

図表 救急出動状況 (単位：件)

| 年 | 平成 13 年 | 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 救急出動件数 | 3,341 | 3,475 | 3,646 | 4,023 | 4,317 |

資料：市消防本部

(※1) 自治会・・・自治会をはじめ、町内会、区会、常会を含む。

基本方針

火災をはじめ災害時における市民の生命や身体、財産を守るため、災害対応力や消防力の強化を図ります。また、被害を軽減するため、災害時における市民一人ひとりの判断力の育成をはじめ、防災・防火意識の高揚、地域の防災体制の充実とともに、防災・防火基盤の強化を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 地域防災体制を充実します

(1) 防災意識の向上

- 総合防災訓練や個別防災訓練については、現実に即した内容など効率よく実施するとともに、自治会や学校、各種団体等において防災学習会を実施し、防災意識や知識の向上を図り、災害に対する備えと被害の防止に努めます。

(2) 自主防災体制の確立

- 自主防災組織が結成されていない自治会に結成を積極的に働きかけ、市全体における自主防災体制の確立を目指します。

2. 災害予防を推進します

(1) 地震対策

- 東南海・南海地震などの大地震の発生が予想される状況において、木造住宅での被害を軽減するため、耐震診断・耐震改修の補助制度を利用し、早期の診断・改修を推進します。また、公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設についても耐震診断を実施し、その結果を踏まえて耐震改修の推進に努めます。

(2) 津波・高潮対策

- 津波ハザードマップ（災害予測図）を基に護岸工事等を推進し、津波からの被害軽減に努めるとともに、高潮対策としての田辺漁港の整備事業等を推進し、浸水被害防護に努めます。

(3) 河川災害対策

- 河川の洪水による被害を軽減するため、洪水ハザードマップ（災害予測図）の周知を徹底するとともに、堤防改修工事や河床整備事業等を推進します。

(4) 土砂災害対策

- 保安林をはじめとして国土の保全に努めます。また、治山・治水機能の整備と維持管理に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策事業の推進など予防対策にも取り組みます。

3. 災害対応力の強化を図ります

(1) 情報基盤の整備

- 気象情報等の正しい情報を的確かつ迅速に伝達するため、防災行政無線のデジタル化を図ります。

(2) 防災基盤の整備

- 東南海・南海地震などの大地震に伴う津波等からの早期避難対策として、地域の状況に即した避難路の設置や津波避難タワーなど一時避難場所の整備、また海拔表示板など安全に避難するための基盤整備を行うほか、耐震性の高い水道の管路を敷設し、ライフラインを強化します。

(3) 広域連携の推進

- 大規模災害時の応援協定として、大阪府羽曳野市や奈良県橿原市と相互応援協定を締結しており、今後も県外自治体との協定の締結など、広域連携に取り組みます。
- 大規模災害時の緊急対応体制の強化を図るため、全国の消防機関で組織された緊急消防援助隊に積極的に参加するとともに、東南海・南海地震の発生を想定した受援体制の整備にも取り組みます。
- 複雑多様化する災害に対応するため、和歌山県下消防相互応援協定等に基づく実働訓練の実施や防災航空隊へ積極的に隊員を派遣するなど、消防相互応援体制の強化に取り組みます。

4. 火災予防を推進します

(1) 防火意識の向上

- 防火意識を高めるため、春・秋の火災予防運動や危険物安全週間などの機会を利用し、各種行事の実施、防災行政無線や広報紙による啓発活動を行います。
- 地域内の初期消火体制の強化を図るため、自治会や事業所等での消火訓練、避難誘導訓練等を積極的に進めます。
- 一般住宅での火災の危険性を再認識し、その危険性を解消するため、一般住宅の防火診断を継続的に進めます。
- 幼少年期に火災予防の大切さ等を身につけるため、幼年消防クラブや少年消防クラブの育成に努めます。また、家庭や地域における自主防火体制の確立を図るため、婦人防火クラブとの連携を図ります。

(2) 火災予防体制の整備

- 事業所などにおける火災予防を推進するため、立入検査を実施し、関係者に対して防火管理体制の強化・充実を図るよう指導します。また、法令違反対象物に対しては、違反是正がなされるよう適切に対応します。
- 住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくすため、すべての一般住宅に住宅用火災警報器を設置するよう普及活動を推進します。

5. 消防力の強化を図ります

(1) 常備消防力の充実

- 119番通報の受信から現場到着までの時間短縮と、本宮地域からの119番通報の出動指令を一元化するため、新型消防緊急通信指令システムの導入に取り組みます。
- 災害情報の共有化や災害活動時の指揮命令系統の一元化を図り、迅速で効果的な災害活動を行うため、消防無線設備のデジタル化による情報通信網の高度化に取り組みます。
- 東南海・南海地震等の大規模災害時の消防防災拠点施設としての機能を持ち、新型消防緊急通信指令システムやデジタル無線設備の導入に対応できる消防庁舎の建設に取り組みます。
- 消防力の充実のため、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプなど消防車両や消防用資機材を整備するとともに、火災発生時に有効な水利を確保するため、消火栓や防火水槽の設置を推進します。

(2) 消防団機能の強化

- 地域防災体制の要である消防団のより一層の幅広い防災活動を強化するため、研修や訓練の充実と車両装備の整備充実を図ります。
- 消防団の動員力を維持するため、若者にとって魅力ある消防団づくりを進め、団員の確保に取り組みます。

第2節 日々の暮らしを守るまちづくり

現況と課題

現在、自動車の普及は日常生活や経済活動に大きな利便性をもたらし、必要不可欠なものとなっている反面、本市においても年々交通事故の死傷者数も増加する傾向にあります。

このため、歩行者等の安全を確保するための交通安全施設や自転車歩行者用道路を整備するとともに、ガードレールやカーブミラーなどの整備・充実に取り組むほか、交通道德の高揚と交通ルールの遵守徹底を進めています。

図表 交通事故発生状況

| | 発生件数 (件) | 死傷者数 (人) | 人口千人当たり死傷者数 (人) | | | 運転免許証 保有者数 (人) |
|--------|-------------|-------------|-----------------|------|------|-------------------|
| | | | 田辺市 | 県平均 | 全国平均 | |
| 平成 8年 | 734 | 896 | 10.4 | 9.0 | 7.6 | 53,431 |
| 平成 12年 | 817 | 999 | 11.7 | 10.3 | 9.2 | 55,804 |
| 平成 16年 | 808 | 1,023 | 12.2 | 10.2 | 9.3 | 57,087 |

※発生件数及び死傷者数は田辺市内の数値

資料：田辺警察署

しかしながら、危険走行や二輪車駐車等による歩道の妨害、路上駐車など市街地における交通マナーの悪化が問題になっており、学校、交通指導員会、交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会を中心に、関係団体が連携を密にして、交通安全に関する意識の啓発活動や指導、交通安全教室などを実施しているところであり、今後も一層の取り組みを進めていく必要があります。

本市における犯罪件数は、暴力団対策法が平成4年3月に施行されて以降、暴力団関係者が関与する事件等は減少しているものの、一般市民が関連する犯罪や凶悪犯罪の発生については増加の傾向にあります。

そうしたことから、本市では生活安全条例を制定するなど、市民生活を脅かす犯罪をなくし、安全で明るく住みよい社会を築くための取り組みを進めています。

本市の中心街であるJR紀伊田辺駅前周辺地域については、「安全安心パトロール」を実施するほか、警察と連携した地域ボランティア団体「弁慶パトロール隊」の協力を得て、犯罪や市民に対する迷惑行為の防止に努めています。

また、本市では防犯灯の設置にかかる補助制度を設け、自治会^(※1)の実施する防犯灯の設置への支援に努めるとともに、学校・地域・保護者が一体となった子供たちの安全確保への取り組みをはじめ、高齢者や女性等社会的弱者の保護など、地域安全活動を展開し安全なまちづくりの推進を図っています。

さらに、田辺警察署管内の1市2町（田辺市・みなべ町・上富田町）により「田辺地区防犯協議会」を組織し、警察行政への支援や協力を行うとともに、各交番・駐在所ごとに、ボランティアの地域安全推進員を委嘱し、積極的な防犯活動を進めています。また、市内の関係約100団体で「田辺市暴力追放協議会」を結成し、市民の基本的な人権を侵害するあらゆる暴力を排除し、明るく平和なまちづくりを進めています。

こうしたことから、今後も市民生活の安全を守るため、各種団体や警察と連携を図り、市民あがいで、より一層の防犯活動に取り組んでいく必要があります。

また、現在の複雑な社会情勢の中にあっては、市民から民事関係等多種多様な相談があることから、市民相談並びに弁護士による無料の市民法律相談を実施するとともに、行政相談委員による相談事業についても相談所を開設するなど、支援を行っています。

経済社会の急速な変化の中で、消費者を取り巻く環境の多様化・複雑化に伴い、電子商取引や通信販売、訪問販売における悪質商法等による様々な問題が増加の傾向にあります。

こうした中、本市では市民が豊かな消費生活を築くための啓発活動を推進するとともに、県消費生活センター紀南支所とも連携を図り、苦情相談や生活教養講座、街頭啓発活動の推進、あるいは悪質商法への対応策等の情報提供に努めています。

図表 法律相談（弁護士による相談）

（単位：件）

| 区 分 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 割合（％） |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 1. 金銭貸借売買契約関係 | 2 | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | 25 | 10.33 |
| 2. 借地借家等賃貸借関係 | 4 | 3 | 3 | 1 | 8 | 0 | 1 | 4 | 3 | 2 | 0 | 29 | 11.98 |
| 3. サラ金関係 | 1 | 4 | 2 | 3 | 5 | 0 | 5 | 2 | 5 | 2 | 2 | 31 | 12.81 |
| 4. 相続登記関係 | 2 | 5 | 4 | 8 | 2 | 6 | 6 | 2 | 6 | 3 | 5 | 49 | 20.25 |
| 5. 離婚関係 | 3 | 1 | 5 | 2 | 4 | 7 | 7 | 4 | 5 | 2 | 6 | 46 | 19.01 |
| 6. 商品取引割賦販売関係 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 8 | 3.31 |
| 7. その他民事関係 | 3 | 4 | 3 | 2 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 7 | 6 | 43 | 17.77 |
| 8. 公害関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0.41 |
| 9. その他 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 10 | 4.13 |
| 合計 | 20 | 23 | 21 | 19 | 26 | 18 | 27 | 19 | 27 | 21 | 21 | 242 | 100.00 |
| 実施回数 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 41 | |
| 1回当たり件数 | 6.7 | 5.8 | 5.3 | 4.8 | 6.5 | 4.5 | 6.8 | 6.3 | 6.8 | 5.3 | 7.0 | 5.9 | |

資料：市広聴広報課

図表 市民相談（来庁、電話等による相談）

（単位：件）

| 区分 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 割合（％） |
|---------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|--------|
| 1. 金銭貸借売買契約関係 | 1 | 2 | 5 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 18 | 5.49 |
| 2. 借地借家等賃貸借関係 | 1 | 5 | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 19 | 5.79 |
| 3. サラ金関係 | 5 | 9 | 5 | 3 | 2 | 3 | 9 | 3 | 1 | 1 | 3 | 44 | 13.41 |
| 4. 相続登記関係 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 3 | 3 | 1 | 0 | 2 | 5 | 23 | 7.01 |
| 5. 離婚関係 | 6 | 3 | 3 | 1 | 6 | 4 | 2 | 2 | 6 | 4 | 3 | 40 | 12.20 |
| 6. 商品取引割賦販売関係 | 7 | 11 | 9 | 9 | 11 | 12 | 12 | 9 | 5 | 16 | 4 | 105 | 32.01 |
| 7. その他民事関係 | 3 | 4 | 1 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 8 | 0 | 4 | 41 | 12.50 |
| 8. 公害関係 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0.91 |
| 9. その他 | 5 | 5 | 5 | 3 | 1 | 2 | 4 | 4 | 3 | 2 | 1 | 35 | 10.67 |
| 合計 | 31 | 41 | 31 | 26 | 30 | 33 | 39 | 23 | 24 | 26 | 24 | 328 | 100.00 |

※上表データは平成 17 年度のもの。

資料：市広聴広報課

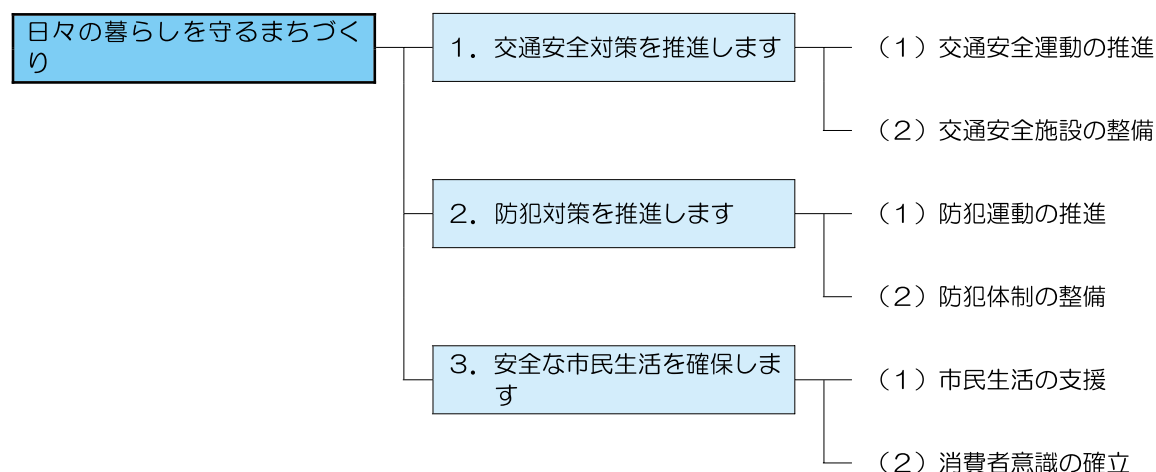
このように、社会が複雑化並びに急激な変化をする中で、今後より一層、安全な市民生活の確保のための支援制度の充実や啓発、情報提供の推進を図っていく必要があります。

（※1）自治会・・・自治会をはじめ、町内会、区会、常会を含む。

基本方針

交通安全施設の整備・充実や市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、明るく住みよい社会を築くため、市民生活を脅かす暴力行為や犯罪を抑制する取り組みを進めるとともに、市民生活に関する情報提供や消費者意識を高めるなど、安全な市民生活の確保を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 交通安全対策を推進します

(1) 交通安全運動の推進

- 児童生徒や園児を対象とした交通安全教室の開催や、交通指導員を中心とした通学・通園路における保護誘導指導等を通して、子供たちの交通安全意識の高揚を図ります。
- 夜間の交通安全のため、自転車の無灯火指導及び夜間歩行者への反射材の着用を普及・促進します。
- 「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」を中心に、関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識やマナーの向上を図ります。

(2) 交通安全施設の整備

- 歩行者の安全確保のため、歩道の新設、点字ブロックの布設や段差の解消、ガードレール、カーブミラー等の交通安全対策施設の整備を進めるとともに、盲人用信号機や押ボタン式信号機の新設を警察へ要望します。
- 夜間歩行者の多い横断歩道や幹線道路の交差点、見通しの悪い交差点等における事故防止のため、照明灯の設置を積極的に推進します。

2. 防犯対策を推進します

(1) 防犯運動の推進

- 田辺地区防犯協議会、田辺地区地域安全推進員連絡会等の関係団体が推進する防犯に関する各種啓発活動への支援を通して、市民一人ひとりの防犯意識を高揚させるとともに、それぞれの地域での自主的、主体的な防犯運動へと発展するよう取り組みます。
- 田辺警察署と連携を密にし、また地域の協力を得ながら、夜間、特に人通りの多いJR紀伊田辺駅前周辺のパトロール活動の強化に努めます。
- 田辺市暴力追放協議会が開催する暴力追放のための講演会、街頭啓発パレード等への積極的な支援を通して、暴力追放運動を推進します。
- 青少年の健全育成、児童生徒の安全確保のため、学校・地域・保護者等が一体となった、地域で子供を見守り育てる活動を推進します。

(2) 防犯体制の整備

- 犯罪防止や市民の通行安全のため、各自治組織の防犯灯設置を支援し、地域の安全を確保します。
- 子供たちの安全確保のため、田辺警察署をはじめ関係機関等との連携を密にしながら、地域コミュニティを核とした地域ぐるみの防犯体制の整備を推進します。

3. 安全な市民生活を確保します

(1) 市民生活の支援

- 複雑な社会情勢に伴う、市民からの多種多様な相談に対し、安心して生活を送れるよう、市民相談や弁護士による無料の市民法律相談を実施します。
- 市民相談事業のうち、行政相談委員による国・県・市・特殊法人等、行政機関に対する各種相談を支援します。

(2) 消費者意識の確立

- 悪質商法やクーリングオフ^(※2)など消費生活にかかわる情報について、広報紙等により被害防止の啓発に努めるほか、県消費生活センターと連携して、消費者問題に関する相談事業を強化します。

(※2) クーリングオフ・・・一定期間、無条件で申込みの撤回、又は契約を解除できる法制度。

第4章 活力みなぎる産業のまち

| | |
|----------------------|-----|
| 第1節 農林水産業を大切にするまちづくり | 119 |
| 第2節 地域産業を活性化するまちづくり | 128 |
| 第3節 交流型観光を推進するまちづくり | 133 |

第1節 農林水産業を大切にすまちづくり

現況と課題

近年、BSE^(※1)の発生などを契機に、食の安全性や健全な食生活に対する消費者の関心が高まり、全国各地で我が国の農業に新たな価値を見いだす動きが芽生え、消費者ニーズに対応した付加価値の高い生産への取り組みや産地ブランド化、高品質を生かした海外への輸出、地産地消などの取り組みが広がりつつあります。

また一方で、ゆとりや安らぎを求め、豊かな自然環境に触れることや体験することのできる農業など、農村の持つ多面的機能への期待が高まっています。

しかし、担い手の減少や高齢化の進展などによる農業労働力の低下など、深刻な農業生産構造のぜい弱化が進行し、労働条件や所得面などを含め効率的かつ安定的な農業経営の確立が課題となっています。

こうした中、本市の農業は、温暖湿潤な気候を生かした梅・かんきつを主体とする果樹栽培が盛んであり、農業者や生産組織の栽培技術の向上と生産基盤の整備により、梅は全国でも一、二の生産規模を誇る約25,000トンを生産しており、専業農家率は40%を超え、平成17年度では、農業生産額(130億円)、生産農業所得(67億円)ともに、県下第2位となっています。

図表 耕地面積と専業・兼業別農家数の推移

| | 耕地面積(ha) | | | 専業・兼業別農家数(戸) | | | 就業人口 (人) |
|-------|----------|-------|-----|--------------|-------|-------|-------------|
| | 田 | 樹園地 | 普通畑 | 専業 | 第1種兼業 | 第2種兼業 | |
| 平成7年 | 917 | 2,740 | 95 | 1,419 | 903 | 1,812 | 7,114 |
| 平成12年 | 709 | 2,748 | 60 | 1,065 | 749 | 1,007 | 5,878 |
| 平成17年 | 641 | 2,853 | 76 | 1,110 | 627 | 824 | 5,367 |

資料：市農政課（旧5市町村合計）

図表 農業粗生産の推移

| | 農業粗生産(億円) | | | | | | 農家1戸当り 生産農業所得 (万円) |
|-------|-----------|-------|------|------|------|-------|--------------------------|
| | | 果樹 | 花き | 米 | 野菜 | その他 | |
| 平成7年 | 153.11 | 99.65 | 9.57 | 8.81 | 4.37 | 30.71 | 194.2 |
| 平成12年 | 130.68 | 91.97 | 4.79 | 5.09 | 3.17 | 25.66 | 169.4 |
| 平成17年 | 130.60 | 99.70 | 3.80 | 5.00 | 3.20 | 18.90 | 171.3 |

資料：市農政課（旧5市町村合計）

梅は、本市第一の基幹作物として農業を支えています。生産面では年ごとの気象変動の影響を受けた豊凶差が解消されておらず、安定した生産が第一の課題となっています。また、梅の園

地は急傾斜地が多い上、小規模な園地が散在し、雇用労力の不足なども加わり、生産コストが高くなる傾向にあるため、栽培技術の向上と小規模基盤整備等によるコスト低減への取り組みも課題となっています。

また、梅の生育不良の状況は、平成14年頃から次第に新規発生本数は減少傾向にありますが、明確な原因の解明や梅の生理生態的基礎研究、現場での技術対策の確立が求められています。

近年、中国産や国内他産地の低価格品の出回り増大による競合と消費者の低価格志向の影響で、紀州梅干しの売行きが停滞し、梅干しの在庫の増加と価格下落につながるなど、かつてない厳しい販売情勢となっています。このため消費者への紀州梅ブランドの認知度向上のための効果的な宣伝と、消費拡大のため新たな梅の用途や加工の開発、販売の拡大強化が課題となっています。

かんきつについては、古くから盛んな温州みかんをはじめ豊富な品種を栽培していますが、他産地との品質競争、新品種導入や栽培技術の向上、ブランド化の推進による需要の拡大が課題となっています。

生産基盤については、農地造成や区画整理を行うとともに、農業用排水路や農道等の農業施設を整備してきましたが、本市は平たん地が少なく、急傾斜地に散在する農地の割合が多くなっており、生産性や収益性の点からも、現在の国内外との競争が激化する中で、優良な農地の確保や農業用施設を整備することにより、コスト縮減や品質の向上を図り、競争に負けない足腰の強い魅力ある農業を確立することが重要な課題となっています。

また、農業労働力を確保するため、認定農業者や集落営農などの担い手の育成を促進するとともに、農家の安定した所得の確保など経営安定化に取り組む必要があります。

山間地域では、過疎化に伴い、高齢化や後継者の不足による耕作放棄地が増加している傾向にあり、優良農地の損失という面だけでなく、農村景観の悪化、近隣耕作地へ与える影響などが問題視されていることから、このような荒廃地の拡大を防ぐため、空き家と合わせて農業への新規参入に活用するなど、農地の有効利用の促進が重要な課題となっています。

近年、本市では、鳥獣による農作物被害が深刻なものとなっており、農家の収益の確保を図るためにも、従来の捕獲や防除柵の設置等による防除に加え、個体の調査分析など新たな対策も必要となっています。

本市の森林は、91,633haと県内の4分の1を占める広大な面積を有し、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が実施されている人工林帯、さらには大径木の広葉樹を含む天然性の樹林帯まで多様な林分構成になっています。

これらの森林をはぐくんできた林業は、外材占有の伸長により国産材需要が減少し、木材価格の低迷とともに、林業経営は深刻化を増し、林業の先行き不透明感が強まっています。

また、林業の経営基盤となっていた山間地域の活力が低下しつつあり、森林の荒廃が懸念される一方、森林に対する市民の意識・価値観が多様化し、求められる機能も多くなっています。

図表 林業の現状

(単位：ha、人)

| | 林野面積 (ha) | | | | 林業就業者数 (人) | |
|--|-----------|--------|--------|-----|---------------|-----|
| | 民有林 | | | 国有林 | | |
| | 人工林 | 天然林 | その他林 | | | |
| | 91,633 | 57,983 | 24,920 | 866 | 7,864 | 307 |

※林野面積は、平成 18 年 4 月 1 日現在、地域森林計画（県）による。

※林業就業者数は、平成 17 年国勢調査の産業別人口による。

資料：市山村林業振興課

森林は、木材生産としての機能のほか、治山・治水をはじめとする公益的機能を有しており、特に水源のかん養、土砂の流出防備や潮害防備など、今後も市民生活の安全のために森林の維持管理に努める必要があります。さらに近年、二酸化炭素の吸収・固定により地球温暖化防止に貢献する森林の役割は、地球規模での環境保全へと広がり、人間が健康で快適な生活を営むための基礎としての役割が再認識されてきており、適切な森林整備を計画的に実施し、森林の有する多面的機能の総合発揮を図ることが重要となっています。

本市を中心とした紀南地域は、古くから林業が地域の基幹産業となっており、本市には、木材生産地域や木材集積・木材加工地域が形成され、林業・木材産業は、主要な地域の産業・経済基盤となっています。伐期を迎える人工林の増加に対応できる素材生産体制の充実、地域産材の利用拡大を図るためのPR、ブランド化、地産地消の取り組み及び木材加工施設の高度化や木質バイオマス^(※2)資源利用など、木材の新しい利用開発の推進、また今後増大すると考えられる国産材需要に対応し、安定供給、品質・コスト競争への対応力の強化を図るため、紀南地域が一体となった木材生産・加工・流通体制の構築と強化が課題となっています。

さらに、森林施業の合理化を図るために必要な林業の機械化を促進するとともに、林道や作業道の整備を推進し、生産性の向上、労働強度及び生産コストの軽減により林業経営の改善と木材の安定供給体制の構築を図る必要があります。

このほか、紀州備長炭や花木類をはじめとする特用林産物については、就業者の高齢化等で減少が続いていますが、林家が安定した林業経営を行う上で欠かせない副収入となっているため、生産の継続・拡大、新規産物の導入開発、技術や文化の伝承を図る必要があります。

本市には、県管理の田辺漁港（江川・戎・湊浦）、市管理の芳養・目良・内の浦漁港があり、今後は荒天時においても安全に係船が可能で、漁業活動が円滑かつ効率的にできる漁港整備や時代のニーズに応じた開かれた漁港づくりが課題となっています。

漁獲量や漁獲高については、大きなウェイトを占めている巻き網漁などの低迷により、減少傾向にあるため、田辺湾における漁場環境の保全とともに、放流事業による維持増殖など、「つくり育てる漁業」の促進が必要です。

漁業協同組合は田辺（芳養・目良・江川・戎）・湊浦・新庄の3組合があり、平成17年12月現在、漁業就業者数は381人で、就業者の平均年齢は65.6歳と高齢化が進んでおり、漁業の担い手の確保と育成が大きな課題です。

図表 漁業の現状

| | 漁獲量 (t) | 漁獲高 (億円) | 漁船数 (隻) | 就業者数 (人) | 就業者の平均 年齢(歳) | 組合員数(正組合員/準組合員)(人) | | | |
|-------|------------|-------------|------------|-------------|-----------------|--------------------|-----|-----|-----|
| | | | | | | 田 辺 | 湊 浦 | 新 庄 | |
| 平成 6年 | 6,672 | 17.5 | 420 | 620 | 66.3 | 620 | 454 | 50 | 116 |
| | | | | | | 402 | 124 | 22 | 256 |
| 平成17年 | 4,178 | 9.7 | 327 | 381 | 65.6 | 381 | 282 | 26 | 73 |
| | | | | | | 432 | 86 | 56 | 290 |

資料：市水産課（港勢調査）、田辺・湊浦・新庄漁業協同組合

(※1) BSE・・・伝達性海綿状脳症という、いまだ十分に解明されていない伝達因子(病気を伝えるもの)と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能などの症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病のこと。

(※2) バイオマス・・・再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

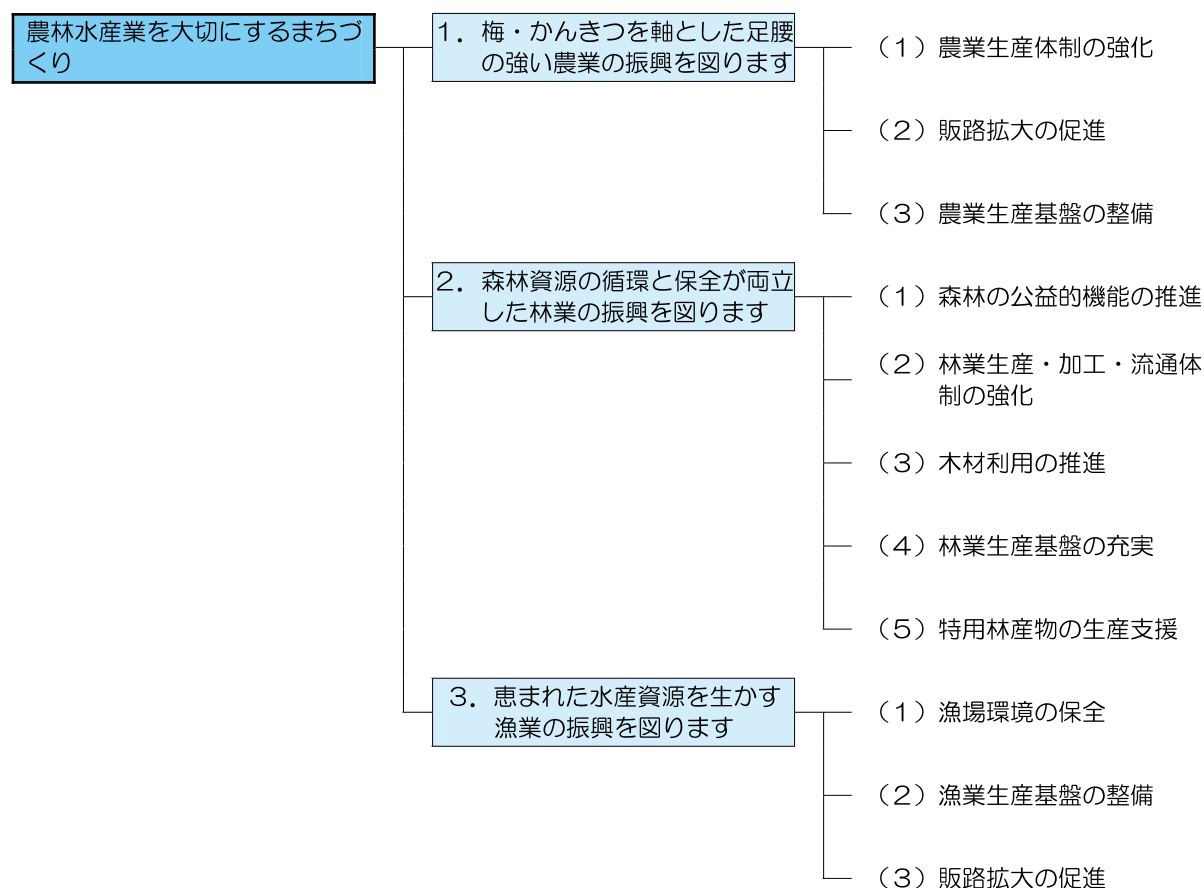
基本方針

優良農地の確保と担い手の育成を促進し、力強い農業構造の確立、農業の体質強化を図り、安定的かつ効率的な農業経営の推進により、国内外との生産・品質・流通競争に対応できる梅・かんきつを軸とした足腰の強い農業の振興を図ります。

また、森林に求められる多面的機能の総合的発揮が図られるよう、適切な森林整備による公益的機能の維持増進と、生産・加工・流通体制の強化、木材の新たな利用開発の推進など、森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります。

さらに、水産業の振興を図るため、漁港などの基盤整備や担い手の育成、高級化・多様化する水産需要への対応や魚価の安定化を目指すとともに、漁場環境の保全に努めるほか、漁業経営の安定のため「つくり育てる漁業」を促進し、水産物の販路拡大を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 梅・かんきつを軸とした足腰の強い農業の振興を図ります

(1) 農業生産体制の強化

- 梅は、気象変動の影響を受け易いことから、栽培管理技術の向上と生理生態についての基礎研究を進めるとともに、その生産安定技術の普及に努めます。また、減農薬・肥料栽培技術の普及による生産コストの低減を図るとともに、安全・安心な梅の生産に努めます。
- 梅の生産安定のため、生育不良の明確な原因の解明と現場での技術対策の確立をはじめ、

その他の技術的課題についても、県や農業協同組合等と連携し、調査や研究に取り組みます。

- かんきつは、温暖な気候を生かし、収益性の高い極早生や高糖系品種の産地化、マルチ資材^(※3)を活用するなどの栽培技術の向上、かんきつの周年供給が可能となるよう消費ニーズの高い中晩柑新品種への転換を促進し、高収益・高付加価値型農業を進めます。
- 中山間地域の夏季における冷涼な気候と昼夜の温度差などを生かしたシイタケ、茶、備長炭等の特産物や、みそなどの加工製品づくりを推進し、経営規模が零細で生産条件が厳しい中山間地域の農業の振興に努めます。
- 意欲的で経営能力の高い担い手育成のため、認定農業者制度を活用し、経営規模拡大のための農地取得の円滑化、経営技術の改善指導などの支援活動に取り組みます。また、集落営農などを促進し農業労働力を確保するとともに、安定した所得の確保など農家の経営安定化に取り組みます。
- 荒廃地や遊休農地の拡大を防ぎ、優良農地の確保や豊かな農村の景観を保全するため、農地の利用集積や新規参入者への活用を図るなど、農地の有効利用を促進します。
- イノシシやシカ、アライグマなどによる農作物被害を防ぎ、農家の収益の確保を図るため、捕獲や防除柵等に加え、個体の調査分析など新たな対策に取り組みます。
- 海岸部から山間部に至る広大な市域の特色、農業・農村の持つ豊かな自然環境や景観への期待、熊野古道や本宮大社などに代表される世界遺産の効果を生かし、農業・農村の持つ多面的機能を有効に活用するため、観光農業や体験農業等に積極的に取り組みます。

(※3) マルチ資材・・・雑草の繁茂や乾燥を防ぐとともに、雨による肥料の流亡を抑制するシート。

(2) 販路拡大の促進

- 梅については、「紀州田辺うめ振興協議会」の活動を主体に、都市での梅加工講習会や消費宣伝イベントの実施による消費の拡大、市場・量販店等への販売促進の強化、梅体験による観光客の受け入れに取り組みます。
- 梅加工品・梅料理の普及開発や梅の機能性研究等により、新たな用途開発と梅関連製品の開発を進め、消費の拡大を目指します。
- 「紀州梅」ブランドを一層確立するため、田辺広域の生産農家・農業協同組合・梅干し組合・行政が連携して、「紀州梅の会」の活動を中心に宣伝等の事業を進めます。また、平成18年度に制定された、6月6日「梅の日」を全国的に定着させるよう記念イベント等を実施し、消費宣伝活動に取り組みます。
- 産地直送やインターネット販売などの多様化する流通体系に対応するため、流通体制の研究や情報収集に努める一方、それに対応できる計画的な生産・出荷、品質向上、産地ブラン

ド化を推進します。

- 地域内の生産者と消費者を直接的に結び、地域で生産された物を地域で消費するよう、消費者ニーズを的確にとらえながら生産するなど、学校給食等への活用をはじめとした「地産地消」に向けての取り組みや、農林水産まつりなどを通して特産物の宣伝を推進します。

(3) 農業生産基盤の整備

- 農地整備事業・区画整理事業などにより優良農地を確保し、農道等の施設基盤整備によって、農作業の省力化・効率化によるコスト縮減を図り、魅力ある農業の実現と持続的発展を目指します。
- 農業生産基盤の整備に関する農家の意向を調査し、そのニーズにこたえられる、柔軟できめ細かな施策を農業協同組合との連携を図りながら実施します。
- 農地の改良や交換・分割を推進し、農地の集団化を行うとともに、意欲ある農家への農地の集積を図ります。
- 急傾斜園や生産性の低い園を中心に、小規模な園地改良等を進めます。
- ため池・用水路などの水利施設の保全・活用については、今後の利用状況や環境保全機能の有効性などを見極めた上で、廃止又は保全・整備を図ります。

2. 森林資源の循環と保全が両立した林業の振興を図ります

(1) 森林の公益的機能の推進

- 間伐等保育の積極的な推進や長伐期林・複層林づくりを推進するとともに、伐採後の放置林の増加防止や生育不良人工林の天然林への転換を推進します。
- 森林の有する公益的機能の高度発揮と良質材の安定生産を確保し、地域林業の育成を図るため、森林所有者に対する施業意欲の喚起、知識・技術の向上のための普及活動を行い、森林組合を中心に計画的・組織的な施業を促進します。
- 森林の公益的機能の確保を図るために、その社会的要請との調和に留意した積極的な林業活動を推進します。
- 水源のかん養をはじめとする森林機能の重要性への認識を高めるため、市民参加による森林整備や森とのふれあい活動等を推進します。

(2) 林業生産・加工・流通体制の強化

- 森林施業計画に基づく適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図ります。

- 今後伐期を迎える人工林の増加に対応できる素材生産体制の充実を図るため、林業担い手確保対策を推進するとともに、森林組合などの林業事業者の強化・育成に取り組みます。
- 木材の新しい製品化に伴う加工施設の整備を支援します。
- 西牟婁地域の市町、林業関係団体で構成する紀南流域林業活性化センターが中心となって、今後成長に伴って利用可能量が増大する地域産材の利用拡大と安定供給、品質、コスト競争などの対応力を持った木材流通システムの構築に努めます。

(3) 木材利用の推進

- 地域産材の利用促進をはじめ、公共施設の木質化、内装材加工など消費者ニーズの高い製品開発を進めるなど、木材の利用拡大を推進します。
- 森林資源の循環と保全を図るとともに、木質資源の新しい利用開発を進めるため、公共施設等における木質バイオマスエネルギーの利用に向けた取り組みを進めます。

(4) 林業生産基盤の充実

- 森林施業の合理化と生産コストの軽減を図るため、基幹林道の整備を推進するとともに、きめ細かい作業道の整備を促進します。また、生産性の向上と労働力の省力化を図るため林業の機械化を推進します。

(5) 特用林産物の生産支援

- 紀州備長炭の振興を図るため、後継者の育成や原木の生育研究など生産振興に取り組みます。
- 林家の副収入を確保するため、花木類など特用林産物の生産拡大や、新しい産物の導入開発などの支援を進めます。

3. 恵まれた水産資源を生かす漁業の振興を図ります

(1) 漁場環境の保全

- 各種集落排水施設や個別浄化槽などによる適正な下水処理により、田辺湾の水質保全を図るとともに、海洋ごみを収集し、沿岸漁業における生産力の回復を図ります。
- 密漁や不法投棄を未然に防止するため、漁業者自らが行う漁場の保護・管理を支援します。
- 海洋生物の棲息・生育の場として重要な藻場の再生に努めます。

(2) 漁業生産基盤の整備

- 安全な漁船の係留や、円滑で効率的な漁業活動ができるような漁港づくりのため、防波堤や突堤、給油施設、荷さばき所等の整備を図るとともに、加工場用地についても効率的な水産加工の場の提供に努めます。
- 漁業後継者の確保と育成のため、漁業者・漁業協同組合との協議や検討を行うとともに、漁業集落の生活環境を改善し、魅力ある漁業の確立を目指します。
- 水産資源の維持増殖を図るため、効果的な放流事業等を実施し、「つくり育てる漁業」を推進します。
- 内水面漁業については、効率的・効果的な放流事業を支援し、振興を図ります。

(3) 販路拡大の促進

- 地場産品の販路拡大に向けた宣伝等を実施するとともに、安定供給を図るため、ヒロメ等のブランド化を進めます。

第2節 地域産業を活性化するまちづくり

現況と課題

バブル経済崩壊後、我が国の経済は産業の空洞化やデフレスパイラル^(※1)等の課題に直面し、長期にわたる不況の下、厳しい事業再編や構造改革を経て、再び安定的な成長軌道に乗り活気を取り戻しつつあります。しかし、この景気回復の動きも大都市圏を中心とした大企業や特定の業種に偏るところが多く、中小企業が主体である地方の景気回復にまで及んでいないのが実情であり、本市を中心とした紀南地方もなお景気の低迷が続いています。特に、基幹産業である梅産業は、消費の減少や他産地との競合等により近年経営環境が厳しさを増しており、本市経済の回復を図るためにも梅産業の振興が大きな課題となっています。

近畿で最大の面積を有する本市は、近畿を代表する観光のまちとして観光産業の振興による地域づくりに大きな期待が寄せられています。今後は、本市が持つ優れた地域の資源を活用し、農林水産業との連携や地場産品を生かした観光関連産業の創造など、観光を核とした複合産業の育成によって本市の産業の活性化を図る必要があります。

また、本市は和歌山市に次ぐ県下第2の商業力を有しており、紀南地方における商業の中心地となっています。しかし、少子高齢化や人口減少、道路網の発達に伴う消費行動の変化等によりシェアは徐々に縮小しており、平成9年度と平成16年度を比較すると卸売販売額で18.3%、小売販売額で17.3%の減少となっています。

図表 卸売業の現状

| 業種 | 事業所数 | | 従業員数(人) | | 商品販売額(億円) | | |
|---------------|------|-------|---------|-------|-----------|---------|--------|
| | 平成9年 | 平成16年 | 平成9年 | 平成16年 | 平成9年 | 平成16年 | H16/H9 |
| 繊維・衣服等 | 5 | 10 | 24 | 39 | 6.0 | 5.8 | 96.7% |
| 飲食料品 | 112 | 99 | 865 | 927 | 494.5 | 430.8 | 87.1% |
| 建築材料、鉱物、金属材料等 | 55 | 66 | 435 | 471 | 324.1 | 184.1 | 56.8% |
| 機械器具 | 73 | 72 | 473 | 478 | 203.4 | 217.3 | 106.8% |
| その他 | 69 | 70 | 346 | 397 | 203.3 | 173.4 | 85.3% |
| 合計 | 314 | 317 | 2,143 | 2,312 | 1,237.9 | 1,011.4 | 81.7% |

資料：商業統計調査(旧5市町村合計)

図表 小売業の現状

| 業種 | 事業所数 | | 従業員数(人) | | 商品販売額(億円) | | |
|--------------|-------|--------|---------|--------|-----------|--------|--------|
| | 平成 9年 | 平成 16年 | 平成 9年 | 平成 16年 | 平成 9年 | 平成 16年 | H16/H9 |
| 各種商品 | 5 | 10 | 247 | 294 | 100.8 | 142.6 | 141.5% |
| 織物、衣服、身の回り品 | 273 | 215 | 712 | 609 | 104.5 | 73.1 | 70.0% |
| 飲食品 | 599 | 528 | 2,146 | 2,209 | 322.8 | 294.7 | 91.3% |
| 自動車・自転車 | 90 | 84 | 441 | 374 | 150.2 | 94.7 | 63.0% |
| 家具・じゅう器・機械器具 | 162 | 140 | 582 | 497 | 100.5 | 57.5 | 57.2% |
| その他 | 490 | 404 | 1,848 | 1,842 | 299.2 | 229.2 | 76.6% |
| 合計 | 1,619 | 1,381 | 5,976 | 5,825 | 1,077.9 | 891.7 | 82.7% |

資料：商業統計調査（旧5市町村合計）

特に、中心商業地では市街地の拡大等を背景に、国道やバイパス沿線への大規模小売店やロードサイド^(※2)型専門店の立地といった外的要因に加え、店舗の老朽化、経営者の高齢化と後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が著しく進んでおり、大きな問題となっています。

こうした状況を改善するため、これまで商店街近代化事業をはじめとしたハード事業や共通商品券事業等のソフト事業を行い商店街の振興を進めてきましたが、中心市街地の再生には商業の振興策だけではなく、まちづくりや都市づくりの観点も含めた総合的な取り組みが必要となっています。

工業では、食料品製造業、木材・木製品製造業が製造品出荷額全体の80.4%を占めています。特に食料品製造業出荷額の大部分が梅加工であり、梅加工を中心とした梅関連産業の動向が本市の経済を左右する状況となっていますが、近年、中国産を中心とした海外輸入梅の増加や国内他産地との競合激化、さらには梅の消費の減少等による価格の低下等、梅をとりまく経営環境が厳しさを増しており、本市経済に大きな影響を与えています。

このため、今後、基幹産業である梅加工をはじめ、工業全般の発展を図るために、製品の企画や開発機能の強化、販路拡大に向けた情報発信機能の充実、流通の合理化等をさらに進めていくことが求められています。

図表 工業の現状

| 業種 | 事業所数 | | 従業員数(人) | | 製造品出荷額(億円) | | |
|-------------|------|-------|---------|-------|------------|-------|--------|
| | 平成8年 | 平成16年 | 平成8年 | 平成16年 | 平成8年 | 平成16年 | H16/H8 |
| 食料品 | 76 | 100 | 1,160 | 1,561 | 212.6 | 238.0 | 111.9% |
| 飲料・飼料・たばこ | 6 | 8 | 71 | 86 | 7.3 | 4.4 | 60.3% |
| 繊維工業製品 | 4 | 1 | — | 29 | — | — | — |
| 衣服・その他の繊維製品 | 34 | 14 | 436 | 190 | 17.0 | 5.7 | 33.5% |
| 木材・木製品 | 36 | 22 | 461 | 274 | 98.1 | 47.2 | 48.1% |
| 家具・装備品 | 24 | 4 | 82 | 21 | 6.3 | 1.2 | 19.0% |
| パルプ・紙・紙加工品 | 4 | 5 | 57 | 57 | 13.9 | 10.7 | 77.0% |
| 出版・印刷・同関連品 | 12 | 8 | 193 | 90 | 26.1 | 10.3 | 39.5% |
| プラスチック製品 | 2 | 3 | — | 84 | — | 11.1 | — |
| 窯業・土石製品 | 13 | 13 | 126 | 104 | 24.6 | 5.5 | 22.4% |
| 金属製品 | 12 | 7 | 100 | 109 | 12.9 | 7.1 | 55.0% |
| 一般機械器具 | 5 | 7 | 80 | 73 | 7.6 | 4.7 | 61.8% |
| 輸送用機械器具 | 5 | 1 | 29 | 9 | 2.5 | — | — |
| その他の製品 | 7 | 7 | 214 | 117 | 20.5 | 8.8 | 42.9% |
| 合計 | 240 | 200 | 3,009 | 2,804 | 449.4 | 354.7 | 78.9% |

資料：工業統計調査(旧5市町村合計)

図表 上のうち主な地場産業の状況

| 業種 | 事業所数 | | 従業員数(人) | | 製造品出荷額(億円) | | |
|-------|------|-------|---------|-------|------------|-------|--------|
| | 平成5年 | 平成15年 | 平成5年 | 平成15年 | 平成5年 | 平成15年 | H15/H5 |
| 製材 | 27 | 16 | 423 | 194 | 96.0 | 39.7 | 41.4% |
| 梅加工 | 25 | 42 | 594 | 1,010 | 160.6 | 202.4 | 126.0% |
| ポタン | 9 | 8 | 285 | 175 | 27.5 | 9.1 | 33.1% |
| 水産練製品 | 10 | 10 | 92 | 83 | 7.4 | 6.1 | 82.4% |
| 水産加工 | 25 | 19 | 226 | 187 | 13.1 | 6.5 | 49.6% |

資料：市商工振興課(旧田辺市)

このように地域産業の活力が停滞していることから、既存産業の育成強化はもとより、企業誘致による新産業の創造等によって産業構造の多様化を図ることが、地域を活性化する上で必要となっています。

(※1) デフレスパイラル・・・物価が下落しても需要の上昇が見られず、さらにデフレを進行させる悪循環のこと。

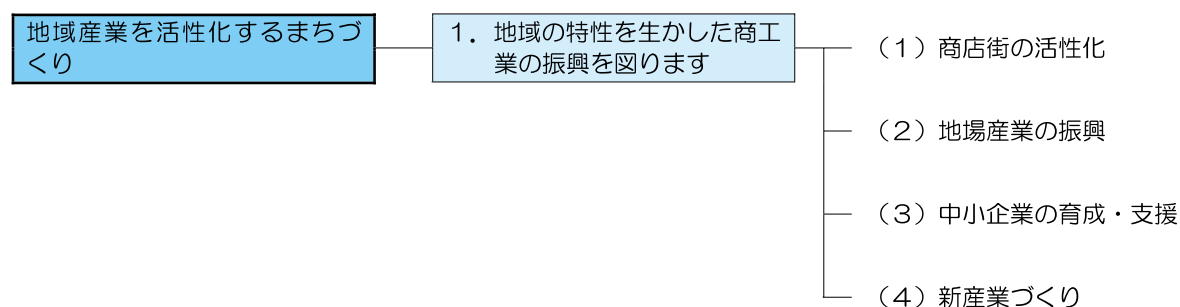
(※2) ロードサイド・・・道沿い。特に主要道路やバイパス沿いを指す。

基本方針

経済環境の変化に対応できる産業構造を構築するため、地場産業の育成・強化を図るとともに、地域が有する多様な資源を生かした新産業の創造に向けた取り組みを推進します。

また、空洞化する商店街の再生を図るため、関係団体との連携による推進体制を確立し、再生に向けた取り組みを進めます。

施策体系



施策の展開

1. 地域の特性を生かした商工業の振興を図ります

(1) 商店街の活性化

- 紀南地方の拠点都市にふさわしい個性的で魅力ある中心市街地を形成するため、中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の再生に取り組みます。
- 海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業に併せて実施される街並みづくり事業等を積極的に支援します。
- 街路灯等の共同施設の整備については、各種補助制度により支援を行い、商店街の商業環境の整備を進めます。
- 商店街の整備に際しては、オープンスペースをできるだけ確保し、景観等にも配慮しながら、安全で快適な買物空間や歩行者空間の創出を図ります。

- 空き店舗を活用した事業展開を行う新規事業者に対し、各種補助制度や融資制度等の情報提供等を通して積極的に支援します。

(2) 地場産業の振興

- 市内に点在する優れた地域資源の活用を図り、本市として統一した地域戦略を構築するため、田辺ブランドの確立に向けた取り組みを推進します。
- 梅、備長炭をはじめとした地場産品の販路拡大に向け、大手量販店等との連携により開催する「田辺フェア」などや、和歌山県が実施している販路拡大事業との連携強化を推進するとともに、地域団体や企業等が行う新たな商品づくりの取り組みを支援します。
- 情報化の進展に伴う新しい市場と流通形態に対応するため、経営関連セミナーの開催等を通して、地場産品の直売システム等の構築など、情報の受発信機能の充実に努めます。
- 本市が持つ優れた観光・レクリエーション機能と商業機能との連携を強化し相互の振興を図るため、観光客のニーズにも対応できる施設の充実や強化を図るとともに、特色ある商品や郷土料理の開発、サービスの在り方等の研究に取り組みます。
- 商業振興に向け、ニーズに対応した新たな商業イベント等の研究に取り組みます。また、イベント等を通して地域の情報を発信するコミュニティの場の形成を図ります。

(3) 中小企業の育成・支援

- 中小企業の育成と強化を図るため、経営・技術の個別相談や診断指導、情報収集・提供等について関係機関との連携による支援を推進します。
- 多様化・高度化する消費者ニーズに対応するための各種情報の提供や経営支援セミナー等を開催し、事業者の経営基盤の強化を図ります。
- 中小企業信用保証料補助事業や小企業資金利子補給補助事業等を通して、中小企業の支援に努めます。

(4) 新産業づくり

- 急激に進化する技術革新に対応するため、企業が持つ情報や技術の相互活用を図る異業種間交流を支援します。
- 各産業間の連携を強化し、新しい発想による商品開発や観光サービスの創造等の取り組みを推進するための人材や団体等の育成に努めます。
- 南紀白浜空港、高速道路等の交通基盤や魅力ある自然環境等、便利で快適な職場環境を積極的にPRし、情報・通信関連分野の知識集約的な新規企業の立地誘導に取り組みます。
- 自然環境や文化遺産等の観光資源を生かした健康や福祉分野の新規企業の立地誘導に向けた研究を進めます。

第3節 交流型観光を推進するまちづくり

現況と課題

観光振興の取り組みでは、「訪れたいくなるような魅力ある地域」をつくり出し、地域内外の交流を活発化させることによって活力ある地域をつくるのが大切です。

本市は、神秘的で奥深い森林・溪谷、世界遺産に登録された「熊野古道」や「熊野本宮大社」に代表される史跡、そして、日本三美人の湯の「龍神温泉」や日本最古の湯である「湯の峰温泉」といった有数の秘湯、自然環境保全の象徴である天神崎に代表される豊かな海など、人々の心と身体を癒す文化と自然にあふれた地域であり、同時に、商工業、交通、情報通信などの都市的機能が集まる紀南の中核都市となっています。

こうした本市の魅力を背景に、平成17年には宿泊客約41万人を含め、観光入込み客約416万人を受け入れています。

図表 観光動態

(単位：人)

| | 宿泊客数 | | 日帰り客数 | | 観光客総数 | | |
|-------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | 平成16年 | 平成17年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成16年 | 平成17年 | H17/H16 |
| 旧田辺市 | 179,709 | 160,056 | 677,937 | 761,376 | 857,646 | 921,432 | 107.4% |
| 旧龍神村 | 71,890 | 69,130 | 675,544 | 631,701 | 747,434 | 700,831 | 93.8% |
| 旧中辺路町 | 12,783 | 8,775 | 685,921 | 796,741 | 698,704 | 805,516 | 115.3% |
| 旧大塔村 | 11,886 | 12,963 | 181,565 | 223,747 | 193,451 | 236,710 | 122.4% |
| 旧本宮町 | 167,860 | 159,307 | 983,173 | 1,339,907 | 1,151,033 | 1,499,214 | 130.2% |
| 合計 | 444,128 | 410,231 | 3,204,140 | 3,753,472 | 3,648,268 | 4,163,703 | 114.1% |

資料：県観光振興課

しかし、広大な地域に点在する地域資源の中には、なお磨きをかけることが必要なものも多く残されており、さらに、それらが相互に効果を及ぼす関係が築かれていない状況にあります。

また、観光振興を図る上で重要な役割を担っている観光協会は地域ごとに存在しており、それぞれが地域の特性を生かした個性的なまちづくりを進められるかどうか課題となっています。こうしたことから、田辺市熊野ツーリズムビューローを設立し、広域合併による相乗効果を生かすために、各々の地域特性を考慮したプロモーション^(※1)業務等を積極的に展開しています。

本市は、「豊かな自然とその中ではぐくまれた産業や文化を活かした最先端の観光都市」へと成長する可能性を十分に秘めていることから、商工農林水産部門における経済活動はもとより、教育あるいは文化活動等による外部との交流や観光を通して地域の価値を見つめ直し、さらに地域内での交流を通して地域の在り方を考え、それらの価値を保存し発展させることが重要となってきます。こうした視点に立った取り組みが活力ある地域づくりや魅力あるまちづくりへとつなが

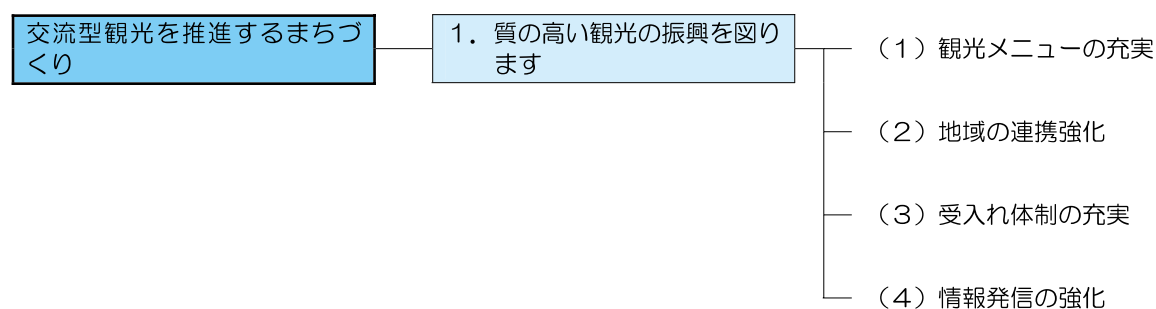
るものであり、そこに携わるすべての人々に、地域活性化の有効な手段としての観光に対する認識を深めてもらうことが今後の課題です。

(※1) プロモーション・・・促進活動や売り込みをいう。

基本方針

自然や歴史、文化、産業など豊かな地域資源を最大限に生かした観光施策を展開し、地域の豊かさを高める質の高い観光振興を図るため、観光メニューや受入れ体制を充実するとともに、地域の連携と情報発信の強化を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 質の高い観光の振興を図ります

(1) 観光メニューの充実

- 恵まれた自然環境を利用し、質の高い観光の振興を図るために、自然体験やエコツアーリズム(※2)などを積極的に展開します。
- 熊野古道に代表される世界遺産と豊富な温泉資源を組み合わせた「ほんまもんの癒し」を実感できる交流事業に取り組みます。

- 「日本三美人の湯」龍神温泉や「日本最古の温泉」湯の峰温泉がある本宮温泉郷などを中心とした温泉地間の連携強化を図り、周辺の地域資源と組み合わせたメニューを確立し、経済効果の拡大や魅力の向上に取り組みます。

(※2) エコツーリズム・・・自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然保護や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

(2) 地域の連携強化

- 「観光のまち田辺」を確立するために、観光関連事業者、市民、企業、行政がそれぞれ役割を分担し、連携を図ります。
- 田辺市熊野ツーリズムビューローを核とした市内の観光協会間の連携を密にするとともに、県や周辺自治体の観光協会及び観光関連事業者等との積極的な連携を促進します。
- 地域づくり団体と観光協会及び観光関連事業者等が連携し、観光客が訪れたい地域づくりを進めます。
- 農林水産業、商業、工業等と積極的に連携した産品開発を進めるなど、新たな観光資源の創出に取り組みます。

(3) 受け入れ体制の充実

- JR紀伊田辺駅前ビジターセンターの充実を図るとともに、高速道路の南進に伴う案内機能の強化など、来訪者に対する情報提供の充実を図ります。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の中心地としての役割を果たすため、熊野の歴史や文化、自然などを身近に感じることができる本宮ビジターセンターの整備に取り組みます。
- 日本ナショナルトラスト運動発祥の地として、環境を重視したエコツーリズム、マリネジャーの情報拠点を整備するとともに、修学旅行等の受け入れ体制を整え、吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園、田辺南部海岸県立自然公園、大塔日置川県立自然公園の自然公園を有効活用し、人と自然との共生を柱にした環境教育の先進地を目指します。
- 観光ガイド・語り部、体験リーダーなどによる本物の熊野の魅力を来訪者に伝え、より深い感動と満足・癒しを提供できる体制を強化します。また、再び訪れたいと思ってもらえる観光地を目指すため、観光関連事業者をはじめとする市民の受け入れやもてなし意識の向上を図ります。
- 公共の観光施設の美化に努めるとともに、公衆トイレや駐車場の充実、外国語表記のある案内標識や看板類、パンフレット等の整備など来訪者の利便性向上に取り組みます。
- 公共交通の利便性を向上させるとともに、自家用車乗り入れ規制等の地域指定など、観光地域としてのイメージアップを検討します。

- 「風情ある温泉街」等の地域イメージづくりのため、地域住民と共に、懐かしい癒しの街並整備、環境整備に取り組みます。

(4) 情報発信の強化

- ホームページによる情報発信では、携帯電話等からの接続も可能となるようシステムの開発を行い、インターネット技術を活用した情報の発信により、情報力を強化します。
- 観光パンフレットやポスターなど、地域のイメージ写真を掲載した視覚的に効果のある媒体を作成するとともに、グルメや特産品、熊野古道、地図情報などの魅力のあるパンフレットやチラシを作成します。
- 外国語によるホームページや観光パンフレットを作成し、世界に向けて情報を発信します。

第5章 快適な環境のまち

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 第1節 | 環境にやさしいまちづくり | 139 |
| 第2節 | うるおいとやすらぎのあるまちづくり | 147 |
| 第3節 | 便利で機能的なまちづくり | 149 |
| 第4節 | 魅力あふれるまちづくり | 156 |

第1節 環境にやさしいまちづくり

現況と課題

私達の生活や経済活動はそのほとんどが自然の恵みを活用した後、再び自然に排出することによって成り立っています。しかし、今日の私達の暮らしや経済活動が自然に対し大きすぎる負荷をかけることで、地球温暖化やオゾン層の破壊といった深刻な地球規模の環境問題が生じています。

こうした環境問題は一人ひとりの意識や地域での総合的な取り組みを進めることが大切です。

1997年に開催された、地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組み条約締約国会議、COP3^(※1)）において、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減目標が定められ、国や県、企業においても取り組みを進めています。本市でも「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定しその削減に取り組むとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「田辺市グリーン購入基本方針」を定め、環境への負荷が小さい製品の購入や使用を率先して行っています。また、市民や事業者等にこれらの製品に関する情報提供に取り組んでいます。

さらに、温室効果ガス削減のため太陽光発電やE S C O事業^(※2)を導入するなど新エネルギー・省エネルギーにも取り組んでいます。

自然公園については、吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園、田辺南部海岸県立自然公園、大塔日置川県立自然公園が指定されており、国や県による一定の規制が設けられる中、その保全に取り組んでいます。このうち田辺南部海岸県立自然公園のひき岩群周辺地域については、ふるさと自然公園国民休養地の指定を受けており、ふるさと自然公園センター等を整備し、自然観察指導の専門員を配置するなど、市民の自然観察の場として活用しています。

また、中辺路町小松原には笠塔森林公園を設置し、自然のままの森林に触れる場としての活用と原生林の保全に努めています。

図表 自然公園の指定状況

(単位：ha)

| 公園名 | 特別地域 | | | | 普通地域 | 合計 |
|--------------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|
| | 特別保護地区 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | | |
| 吉野熊野国立公園 | 0 | 0 | 171 | 211 | 1,396 | 1,778 |
| 高野龍神国定公園 | 101 | 175 | 424 | 4,726 | 51 | 5,477 |
| 田辺南部海岸県立自然公園 | — | 25 | 405 | 374 | 11 | 815 |
| 大塔日置川県立自然公園 | — | 171 | 302 | 1,177 | 3 | 1,653 |

※自然公園の指定は、田辺市域における面積（陸域）とする。

※国立公園の内〇は指定があるが市域にその面積が無い。県立公園の内（—）はその指定が無い。

資料：市環境課

本市が有する豊かな自然には、多様で希少な生物が生息しています。こうしたことから、本宮町皆地地区の「ふけ田」と秋津川谷川地区においてビオトープ^(※3)を整備し、その保全に努めるとともに、自然とふれあえる場づくりを行い生物の多様性確保の推進を図っています。

日本のナショナルトラスト運動発祥の地である天神崎については、(財)天神崎の自然を大切にすることが保全を目的とした買取りを行うため、全国的な募金運動を展開し、用地を購入しており、本市でも自然保護推進地域として位置付け、県と協調して用地を購入しその保全に努めています。

公共用水域における水質保全を目的とした河川水質調査については、年間を通し市内全域で実施するとともに、河川 14 箇所、海域 17 箇所、底質 7 箇所河川等環境調査を年 1 回実施し、監視に努めています。

振動や騒音を発生するおそれのある施設や建設作業については、特定施設設置届出又は特定建設作業実施届出の提出を義務付け、事前指導や監視を行っています。

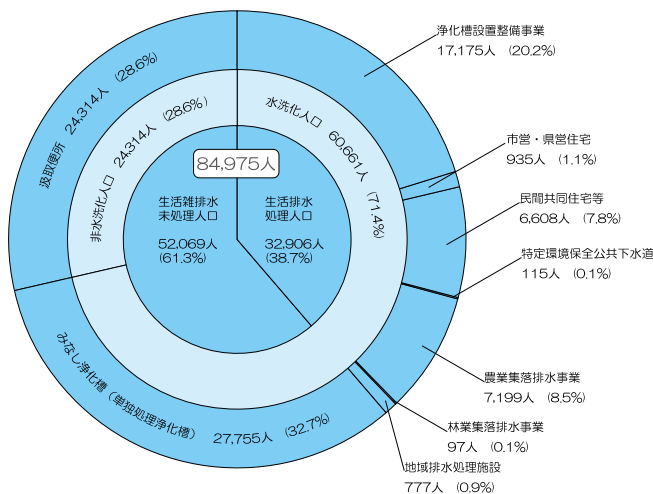
美しいまちづくりの推進のため自治会等をはじめ、各種団体と事業所により「田辺市環境美化連絡協議会」を組織し、環境フェアの開催や地域におけるクリーン作戦などに取り組むとともに、市もこうした各種関係機関と連携し、啓発講座の開催や地域学習会を実施するなど、市民、企業、行政の協働により、環境保全・環境美化の推進に努めています。

本市は、日高川、富田川、日置川、熊野川、左会津川等の河川と田辺湾という豊かな水環境に恵まれており、これらを維持する必要がありますが、平成 18 年 3 月末において生活排水処理人口は 32,906 人で、全人口の 38.7%となっており、全国平均を下回っている状況です。

このため、平成 18 年 3 月に策定した生活排水処理基本計画を踏まえ、公共下水道、集落排水、個別浄化槽等の生活排水処理施設の整備等を総合的に進めていく必要があります。

図表 生活排水の処理方式別人口

(単位：人)



資料：市水処理対策課（平成18年3月31日現在）

図表 集合排水処理施設

| | 地区名 | 供用開始年度 | 加入戸数(戸) | 加入人口(人) |
|-------------|--------|---------|---------|---------|
| 特定環境保全公共下水道 | 川湯温泉 | H 8.9 | 38 | 70 |
| | 龍神温泉 | H14.4 | 65 | 99 |
| 農業集落排水処理施設 | 中芳養平野 | H14.4 | 45 | 161 |
| | 上秋津川西 | H6.4 | 315 | 951 |
| | 三栖左岸 | H6.4 | 179 | 824 |
| | 中芳養 | H7.10 | 278 | 1,192 |
| | 上秋津川東 | H7.10 | 415 | 1,715 |
| | 三栖右岸 | H10.4 | 596 | 2,075 |
| | 上芳養 | H10.4 | 262 | 1,038 |
| | 上野鎌倉 | H12.4 | 18 | 68 |
| | 上野中根 | H12.4 | 20 | 89 |
| | 長野 | H14.4 | 189 | 585 |
| | 古屋谷 | H15.4 | 74 | 242 |
| | 芳養 | H17.8 | 143 | 548 |
| 林業集落排水処理施設 | 龍神村大垣内 | H13.4 | 24 | 67 |
| | 龍神村津越 | H16.4 | 19 | 63 |
| 漁業集落排水処理施設 | 松原・井原 | H18一部供用 | 650 | 1,587 |
| 地域排水処理施設 | 神島台 | S60.11 | 218 | 488 |
| | 中芳養貝田 | H7.4 | 39 | 94 |
| | 城山台 | H13.4 | 369 | 195 |
| 合計 | | | 3,956 | 12,151 |

資料：市水処理対策課

ごみの減量・リサイクルのために、循環型社会形成推進基本法に基づく、3 R〔Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）〕の推進が求められています。

このため、15の分別収集を徹底し、収集したごみに含まれる資源物を積極的に再生利用しています。また、市民や事業者の自主的な活動を支援する事業として、自治会や子どもクラブ等が実施する古紙類の回収に対して助成を行う資源ごみ集団回収奨励事業、生ごみ処理機購入費補助事業による自家処理の推進、量販店などで行われている過剰包装の自粛や店頭での容器類の回収等を推進するごみ減量及びリサイクル推進協力店制度、ペットボトルのリサイクル樹脂を活用した浄化槽の設置を推進するための補助制度など、ごみ減量とリサイクル推進事業を展開しています。

図表 ごみ15分別表

| 定期収集（4種5分別） | 特別収集（1分別） | 拠点回収（9分別） |
|---------------------------------|-----------|---|
| 燃えるごみ、資源ごみ、埋立ごみ（乾電池含む）、プラスチックごみ | 粗大ごみ | ダンボール、新聞、雑誌、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、無色ビン、茶色ビン、その他ビン |

資料：市廃棄物処理課

また、資源化可能なペットボトルやトレイなどを含むプラスチックごみが増加傾向にあるため、平成18年度に容器包装プラスチック類を資源化するための選別圧縮施設を整備し、リサイクル率の向上とごみの減量によるごみ処理施設への負荷の低減に努めています。

図表 リサイクル率

（単位：t）

| 項目 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ発生量 | 38,210 | 36,188 | 35,259 | 35,954 | 36,274 | 37,076 | 34,339 |
| 総排出量 | 35,591 | 33,407 | 32,542 | 33,302 | 33,407 | 34,158 | 31,336 |
| 資源化量 | 3,981 | 3,767 | 3,635 | 3,496 | 3,469 | 3,926 | 2,857 |
| 集団回収量 | 2,619 | 2,781 | 2,717 | 2,652 | 2,867 | 2,918 | 3,003 |
| 総資源化量 | 6,600 | 6,548 | 6,352 | 6,148 | 6,336 | 6,844 | 5,860 |
| リサイクル率（%） | 17.3% | 18.1% | 18.0% | 17.1% | 17.5% | 18.5% | 17.1% |

※ごみ発生量は、総排出量+集団回収量

※リサイクル率は、総資源化量のごみ発生量に対する割合

※リサイクル率は、一般廃棄物処理基本計画において、平成22年度には24%を達成することを目標としている。

資料：市廃棄物処理課

ごみの収集体制については、市全域収集の実施、また高齢者や障害者など自己搬入が困難な世帯に対して粗大ごみ等を収集する特別収集を実施しています。さらに、市内74箇所でペットボト

ル等を対象に拠点回収を実施するとともに、ごみ集積所の整備、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書の作成により、市民がごみを分別し、出しやすい環境づくりを行っています。

また、ごみの排出量に応じた公平な費用負担とごみの減量を図るため、ごみ分別指定袋制度を導入しています。さらに、ごみ処理場への自己搬入を有料にするとともに、電化製品等の処理困難物についても有料で適正処理を行っています。

本市におけるごみ焼却等の中間処理については、中辺路地域と大塔地域の燃えるゴミを上大中クリーンセンターで処理していますが、その他のごみについては、田辺市ごみ処理場内で行っています。

将来的には、県の広域化計画に基づく田辺広域ブロック構成市町（みなべ町～すさみ町）と連携し、広域での焼却処理施設等の整備が課題となっています。

図表 中間施設の概要

| 施設の名称 | 施設の種類 | 規模 | 処理方式 | 稼働年 | 運営主体 | |
|-------------|-------------------|------------------------|------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 田辺市ごみ処理場 | 一般廃棄物焼却施設 | 焼却処理施設 | 100t/日 | ストーカ式 准連続燃焼式 | H8.4 | 田辺市 |
| | プラスチックごみ減容処理施設 | 減容施設 | 1.0t/h | 誘導加熱式 | H8.4 | |
| | ストックヤード施設 | ストックヤード | 約 1,300 m ² | 10 区画 | H13.3 | |
| | 容器包装プラスチックリサイクル施設 | リサイクルセンター | 4.9t/日 | 圧縮梱包方式 | H19.9 (予定) | |
| 自走式破砕機 | 破砕機 | 35~60m ³ /h | 回転式 | H13.2 | | |
| 上大中クリーンセンター | 焼却処理施設 | 22t/日 | ストーカ式機械化 バッチ燃焼式 | S63.4 | 上大中清掃 施設組合 | |

資料：市廃棄物処理課

焼却残渣や埋立てごみを処理する本市の最終処分場については、延命化工事を実施し、平成 23 年に埋立てが完了する予定となっています。次期最終処分場の整備については、本市を含めた紀南地域全体の永年の課題であることから、(財)紀南環境整備公社^(※4)が事業主体となり、平成 22 年度の供用開始に向けて、市町村が処理する一般廃棄物と併せて、地域の課題である産業廃棄物の処理も可能な施設の整備に取り組んでいます。

図表 最終処分場の概要

| | |
|---------|------------------------|
| 施設の名称 | 田辺市ごみ処理場（一般廃棄物最終処分場） |
| 施設の区分 | 管 理 型 |
| 規 模 | 230,620 m ² |
| 稼 働 年 | H8. 4 |
| 埋 立 方 法 | 破砕後埋立 |
| 遮 水 工 | 鉛直遮水工（カーテングラウチング） |
| 埋立終了年 | H23 年度（予定） |

資料：市廃棄物処理課

し尿や浄化槽汚泥の処理については、現在3箇所の陸上処理施設（田辺地域及び龍神地域は田辺市周辺衛生施設組合、中辺路地域及び大塔地域は富田川衛生施設組合、本宮地域は紀南環境衛生施設事務組合）で適正に処理を行っています。

（※1）第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3・・・気象変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書が議決された。

（※2）ESCO事業・・・無効電力削減装置設置事業。施設低圧側に無効電力補償装置を設置し使用する無効電力の力率改善を図り使用電力を削減する。

（※3）ピオトープ・・・本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生息することができる空間。

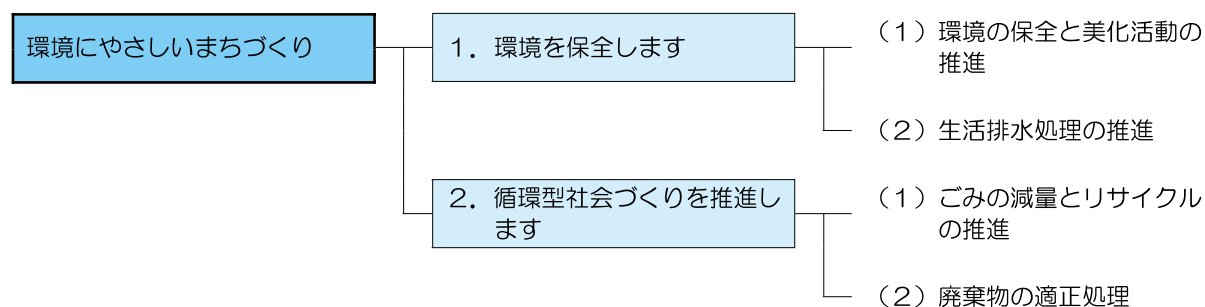
（※4）（財）紀南環境整備公社・・・県・市町村（みなべ町から新宮市までの11市町村）・産業界が協力して、廃棄物の適正処理の推進に不可欠な最終処分場の整備を図ることにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に貢献し、もって、安全で快適な地域社会の実現に資することを目的として平成17年7月1日に設立された。

基本方針

環境にやさしいまちづくりに向け市民、企業、行政が協働しての美化活動推進や環境に対する意識の高揚を図るとともに、温室効果ガス対策等の地球環境問題についての取り組みや生活排水処理施設の整備を総合的に推進するなど環境の保全に努めます。

また、ごみの排出抑制や資源化のため、循環型社会形成推進基本法に基づく3R〔Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）〕を積極的に展開し、循環型社会づくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 環境を保全します

(1) 環境の保全と美化活動の推進

- 「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」や、グリーン購入の推進等により地球環境問題に取り組むとともに、省・新エネルギーの導入等に努めます。
- 豊かな自然を未来へ引き継ぐため、関係機関との連携のもと自然公園等での自然環境の保全と活用に努めます。
- 県等関係機関との連携を図り、水質汚濁の監視のための調査の継続と不法投棄防止のための取り組みを推進するとともに、騒音等の公害防止に向け、事業者・市民に対する啓発に努めます。
- 市民、企業、行政の協働による美しいまちづくりに向け、「田辺市環境美化連絡協議会」等と連携し、クリーン作戦や環境フェアを実施するとともに、啓発活動に取り組み、環境保全・環境美化の推進に努めます。

(2) 生活排水処理の推進

- 生活排水処理率の向上のため、公共下水道や個別浄化槽などの生活排水処理施設の総合的な整備に取り組みます。
- 特定環境保全公共下水道、農業・林業・漁業集落排水処理施設、地域排水処理施設等の供用率の向上に努めるとともに、各施設的能力を発揮させるため、適正な維持管理の徹底を図ります。

2. 循環型社会づくりを推進します

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

- 排出されるごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど拠点回収の積極的な活用と、さらには、容器包装プラスチックのリサイクル施設での選別・圧縮こん包を行い、資源化の向上を図ります。
- 子どもクラブや自治会等による古紙類の資源ごみ集団回収を、引き続き積極的に奨励・支援し、ごみの減量や資源の有効利用を促進します。
- 生ごみの減量化とたい肥としての資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を推進します。
- ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善や買物袋持参運動、トレイ、牛乳パック及びペットボトルなどの回収を推進します。
- ごみの量や質の推移、ごみの排出方法などの情報を、「広報田辺」や「ごみ収集と保健カレンダー」等により定期的に市民に提供するとともに、地域学習会や施設見学会を開催し、ごみ減量とリサイクルに対する啓発を行います。

(2) 廃棄物の適正処理

- 職員と車両を適正に配置することにより、効率的な収集運搬を行うとともに、経営の合理化を図るため清掃業務の民間委託を進めます。また、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集を実施します。
- ごみ分別の徹底と排出量に応じたごみ処理経費負担のため導入したごみ分別指定袋制度を、引き続き実施します。
- 県の広域化計画に基づき、ごみ焼却処理施設の整備について、田辺広域ブロックで検討を進めます。
- 最終処分場の延命を図るため、不透水層工事を行うとともに、(財)紀南環境整備公社により紀南地域の新たな最終処分場の整備を進めます。

第2節 うるおいとやすらぎのあるまちづくり

現況と課題

本市の都市計画区域内において開設している都市公園は22箇所50.96ha(平成17年3月現在)、都市計画区域内における人口一人当たりの都市公園面積は約8.8㎡で、全国的な水準(8.9㎡)にほぼ近いものとなっていますが、住宅の近くに必要な街区公園・近隣公園が不足しています。

図表 都市公園

| 種別 | 公園名 |
|----|--|
| 総合 | 新庄総合公園、扇ヶ浜公園 |
| 運動 | 三四六公園 |
| 地区 | 目良公園、内之浦干潟親水公園 |
| 近隣 | 朝日ヶ丘北公園、天神公園、神楽公園 |
| 街区 | 江川公園、会津公園、錦水公園、明洋第1公園、明洋第2公園、明洋第3公園、明洋第4公園 |
| | 朝日ヶ丘第1公園、朝日ヶ丘第2公園、末広公園、芳養公園、東部公園、稻成第1公園、稻成第2公園 |

資料：市管理課

都市公園のうち扇ヶ浜公園については、漁港や海水浴場などの整備と併せ、市民の憩いの場づくりを行う海浜親水拠点の整備が進められており、2期工事の着手についても県と連携の上、促進する必要があります。

たきない町・新庄町内之浦地区においては、「花」「芸術」「音楽と集い」をテーマとして、23.0haの広大な敷地の中に、市立美術館、野外音楽堂、芝生広場、水のゲート等を整備した、自然環境に親しみながら文化活動を楽しめる新庄総合公園があります。また、県下でも珍しい自然に近い干潟を保全・再生し、その生態環境を利用した学習・レクリエーションの場づくりを行い、自然とふれあえる憩いの場を提供する内之浦干潟親水公園や、山間地域においても、親水公園や子供・高齢者などが身近に憩える小公園を整備しており、これらの公園を適正に管理する必要があります。

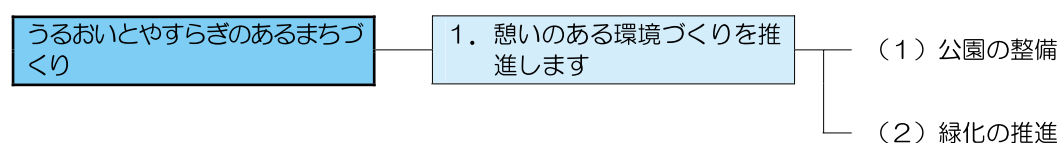
さらに、市民の生命や財産を守るため、避難地等として機能を発揮するための公園整備をはじめ、地域の歴史的・文化的・自然的資源との一体化、地域間の交流・連携を促進する公園の整備を図る必要があります。

緑や花は私達に潤いや安らぎを与え、心なごむ空間と快適な生活をもたらしてくれます。今後も、市民、企業、行政が協働して、緑化を推進し、花と緑豊かな環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

公園の整備・充実や緑化を推進し、市民が憩える環境づくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 憩いのある環境づくりを推進します

(1) 公園の整備

- 児童や高齢者をはじめとして、市民が身近に親しめる公園として、地域の実情を踏まえながら、街区公園、近隣公園、小公園の整備を進めます。

(2) 緑化の推進

- 市内の緑化を推進するとともに、憩いのある環境の保全を図ります。
- 市民の緑化活動を支援する助成事業など、緑豊かな環境づくりを進めます。

第3節 便利で機能的なまちづくり

現況と課題

本市の道路状況は、紀伊半島の大動脈である国道42号が海岸部に沿って走り、紀南地域の政治、経済、産業の中心地である、市南西部の中心市街地を縦断するとともに、近畿自動車道紀勢線によって県都和歌山市や京阪神と結ばれようとしています。中心市街地と龍神地域は県道田辺龍神線で、大塔・中辺路・本宮地域は県道上富田南部線を経由し、国道311号で結ばれているほか、龍神地域と中辺路地域が県道龍神中辺路線で結ばれています。

龍神地域では、国道371号、424号、425号が交差し、国道371号によって高野山や紀北方面と、中辺路地域は、国道311号が縦断し大塔、本宮地域を結んでいます。大塔地域では、国道311号、国道371号や県道下川上牟婁線、市鹿野鮎川線、日置川大塔線が幹線道路として地域内を結んでおり、本宮地域は、国道168号が縦断し、新宮市や奈良県十津川村、五條市と結んでいます。

中心市街地では、近畿自動車道紀勢線の整備とともに、市街地域と周辺地域を連携する地域間道路ネットワークを構築することが大変重要な課題となっています。中でも幹線道路である国道42号については、通過交通と地域交通の両方が流入するため、市街地への道路との分岐点を中心に交通混雑が生じるなどの課題を抱えており、さらに災害時や、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震への対応が重要な課題となっています。このため、国道42号田辺西バイパス（稲成～芳養）の早期完成が望まれるところです。

また、市街地における道路網の幹線である都市計画道路は、都市づくりの骨格となるものであり、街路事業元町新庄線、扇ヶ浜秋津線、内環状線等の整備をさらに進めていく必要があります。

山間地域においては、龍神地域では国道425号の福井バイパスが整備中であるとともに、京阪神地域や関西国際空港への最短ルートとして、県道美里龍神線の改良促進が期待され、大塔地域では、国道371号や県道下川上牟婁線、市鹿野鮎川線、日置川大塔線の未改良区間の早期改良が課題となっています。中辺路地域では、国道311号の栗栖川地内の改良や国道371号の龍神～中辺路間の不通区間解消、石船～大内川、川合～温川間の改良、県道平瀬上三栖線の改良、本宮地域では、国道168号の本宮道路が整備中であるとともに、国道168号に接続する国道311号と県道静川請川線の早期改良が課題となっています。

その他市道については、主要幹線道路や都市計画道路と連結する生活に密着した道路であることから、地域の実情に応じた改良を促進するとともに、道路局部改良事業、道路舗装事業、道路維持事業、橋りょう維持事業、交通安全施設整備事業などを推進していく必要があります。

図表 道路状況

| | 国道（国土交通省所管） | 国道（県所管） | 県道 | 市道 |
|------------|-------------|---------|---------|-----------|
| 路線数（本） | 1 | 5 | 27 | 2,789 |
| 総延長（m） | 10,130 | 240,362 | 262,251 | 1,342,539 |
| 規格改良済延長（m） | 10,130 | 149,561 | 135,404 | 524,608 |
| 未改良延長（m） | 0 | 63,693 | 115,675 | 805,006 |

※国土交通省所管の国道は国道42号、県所管の国道は国道168号、311号、371号、424号、425号

資料：紀南工事事務所、西牟婁振興局建設部、市管理課（平成18年4月1日現在）

図表 都市計画道路状況

| | 都市計画道路 |
|------------|--------|
| 路線数（本） | 14 |
| 総延長（m） | 54,923 |
| 規格改良済延長（m） | 25,250 |
| 未改良延長（m） | 29,673 |

資料：都市計画課（平成18年4月1日現在）

本市における公共交通機関の現況は、鉄道輸送については、JR紀勢本線が海岸部を通り、市の玄関口である紀伊田辺駅のほか、無人駅である芳養駅と紀伊新庄駅があります。

各駅の1日あたりの平均乗降客数は自家用車の普及に伴い年々減少傾向にあり、現状の運行を維持していくためには、乗降客数の確保が唯一最大の課題であり、県内の関係25市町村で組織する紀勢本線活性化協議会を中心として、利用促進施策を展開しています。また、永年の懸案である紀伊田辺駅のバリアフリー化対策も課題となっています。

図表 1日あたりの平均乗降客数

（単位：人）

| 駅名 | 昭和55年度 | 昭和60年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 芳養駅 | 502 | 338 | 162 | 182 | 216 | 206 | 186 |
| 紀伊田辺駅 | 6,024 | 6,888 | 4,544 | 4,314 | 4,218 | 4,062 | 3,986 |
| 紀伊新庄駅 | 118 | 60 | 60 | 50 | 84 | 66 | 70 |

資料：JR西日本

航空輸送については、隣接する白浜町に立地する南紀白浜空港と東京国際空港との間を1日2往復（時期によっては3往復）就航しており、現在は台湾からのチャーター便が週1便、期間限定で就航しています。航空輸送による定期便、臨時便の就航を促進することにより国内外からの誘客を進め、観光を中心とした産業振興を図る必要があります。

路線バスについては、国・県補助対象路線が5事業者15路線、市単独補助や廃止代替路線が4

事業者 25 路線、独自運行路線が 2 事業者 2 路線運行しており、鉄道と同様に自家用車の普及と過疎化の進展に伴い乗降客数が減少傾向にあり、市の補助金の額は年々増加しています。

本市が運行する住民バスについては、中辺路地区で 4 路線を週 2 日 3 往復ずつ、本宮地区では 5 路線を週 1 日 1 往復、1 路線を平日のみ毎日 1 往復、1 路線を毎日 1 往復運行しており、自動車等の独自の交通手段を持たない高齢者を中心に貴重な移動手段となっています。

広大な市域を持つ本市にとって、バス輸送は、特に農山村地域において市民の生活の中で大きな役割を担うものですが、赤字路線維持のための補助金支出は厳しい市の財政に少なからず負担となっています。また、住民バス運行事業は一部地域での実施となっていることから、スクールバス事業や高齢者の外出支援事業、診療所の送迎事業を含めた総合的な公共交通体系について、再構築を図ることが課題となっています。

図表 国庫補助路線

| 路線名 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | 便数 | 運行事業者 |
|-------|---------|-------------|--------|------|-----------|
| 田辺印南線 | 紀南病院前 | 田辺駅前 | 印南 | 5.0 | 明光バス(株) |
| 田辺日置線 | 紀南病院前 | 田辺駅前 | 日置駅 | 6.0 | 明光バス(株) |
| 田辺白浜線 | 三段壁 | 文里、田辺駅前 | 紀南病院前 | 9.0 | 明光バス(株) |
| 田辺白浜線 | 新湯崎 | 田辺駅前 | 紀南病院前 | 4.0 | 明光バス(株) |
| 田辺白浜線 | 三段壁 | 医療センター | 田辺駅前 | 9.0 | 明光バス(株) |
| 田辺白浜線 | 三段壁 | 医療センター、田辺駅前 | 紀南病院前 | 11.0 | 明光バス(株) |
| 福井線 | 御坊南海バス前 | 川原河 | 福井 | 3.0 | 御坊南海バス(株) |
| 龍神線 | 紀南病院 | 田辺駅 | 季楽里龍神 | 5.0 | 龍神自動車(株) |
| 龍神線 | 紀南病院 | 田辺駅 | 西 | 4.8 | 龍神自動車(株) |
| 熊野本宮線 | 紀南病院 | 田辺駅 | 道の駅奥熊野 | 4.0 | 龍神自動車(株) |
| 川添日置線 | 紀南病院前 | 田辺駅前、医療センター | 日置駅 | 3.0 | 明光バス(株) |
| 鮎川線 | 田辺駅前 | 医療センター | 大塔役場前 | 6.0 | 明光バス(株) |
| 川丈線 | 新宮駅 | 川湯温泉、湯の峰温泉 | 本宮大社前 | 4.0 | 熊野交通(株) |
| 川丈線 | 新宮駅 | 請川、熊野本宮 | 土河屋 | 3.0 | 熊野交通(株) |
| 八木新宮線 | 八木駅 | 湯の峰温泉、川湯温泉 | 新宮駅 | 3.0 | 奈良交通(株) |

資料：市政策調整課（平成 18 年 4 月 1 日現在）

図表 市単独補助路線

| 路線名 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | 便数 | 運行事業者 |
|---------|----------|------------|-------|-----|----------|
| 川添線 | 田辺駅前 | | 合川 | 2.0 | 明光バス(株) |
| 稲成線 | 田辺駅前 | 栄町、大坊下 | 流越 | 3.0 | 明光バス(株) |
| 長野線 | 田辺駅前 | 紀南病院前、中三栖 | 長野 | 7.0 | 明光バス(株) |
| 長野線 | 田辺駅前 | 紀南病院前、長野 | 伏菟野 | 3.0 | 明光バス(株) |
| 南部線 | 田辺駅前 | 江川大橋、明洋団地 | 南部駅前 | 3.0 | 明光バス(株) |
| 南部線 | 紀南病院前 | 田辺駅前、明洋団地 | 南部駅前 | 2.0 | 明光バス(株) |
| 南部線 | 紀南病院前 | 田辺警察署、目良団地 | 目良 | 2.0 | 明光バス(株) |
| 西原線 | 新岩内橋 | 中宮 | 西原 | 5.0 | 龍神自動車(株) |
| 上芳養線 | 紀南病院 | 松原 | 上小恒 | 2.0 | 龍神自動車(株) |
| 上芳養線 | 紀南病院 | 松原 | 古屋谷 | 1.0 | 龍神自動車(株) |
| 上芳養線 | 紀南病院 | 松原 | 東郷 | 2.0 | 龍神自動車(株) |
| 上芳養線 | 本社車庫前 | 古屋谷 | 上小恒 | 2.0 | 龍神自動車(株) |
| 上秋津線 | 紀南病院 | 田辺駅 | 新岩内橋 | 5.0 | 龍神自動車(株) |
| 龍神線 | 手谷橋 | 西 | 季楽里龍神 | 1.0 | 龍神自動車(株) |
| 上山路十津川線 | 西 | 殿原 | 東平 | 3.0 | 龍神自動車(株) |
| 大熊線 | 龍神温泉 | | 旧大熊 | 3.5 | 龍神自動車(株) |
| 中辺路町内線 | 栗栖川 | 近露王子 | 高尾隧道 | 3.0 | 龍神自動車(株) |
| 富里線 | 大塔役場前 | 打越 | 苔口 | 3.0 | 明光バス(株) |
| 三川線 | 大塔役場前 | 合川 | 清水 | 2.0 | 明光バス(株) |
| 三川線 | 大塔役場前 | 合川 | 百間口 | 1.0 | 明光バス(株) |
| 川添線 | 合川 | | 清水 | 1.0 | 明光バス(株) |
| 川添線 | 殿山 | | 合川 | 2.0 | 明光バス(株) |
| 十津川線 | 新宮駅 | 湯の峰温泉、川湯温泉 | 折立 | 1.0 | 熊野交通(株) |
| 十津川線 | 五條バスセンター | 本宮大社前 | 湯の峰温泉 | 1.0 | 奈良交通(株) |
| 十津川線 | 上野地 | 本宮大社前 | 湯の峰温泉 | 1.0 | 奈良交通(株) |

資料：市政策調整課（平成 18 年 4 月 1 日現在）

情報通信基盤の整備については、テレビ・ラジオ難視聴及びブロードバンド^(※1)未対応地域において、平成 18 年度からケーブルテレビ^(※2)整備事業を実施していますが、残るテレビ難視聴地域の解消が課題となっています。

また、携帯電話についても、採算性等の問題から不感地域が山間部に多く点在しており、その解消が課題となっています。

- (※1) ブロードバンド・・・高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービスのこと。
- (※2) ケーブルテレビ・・・テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。

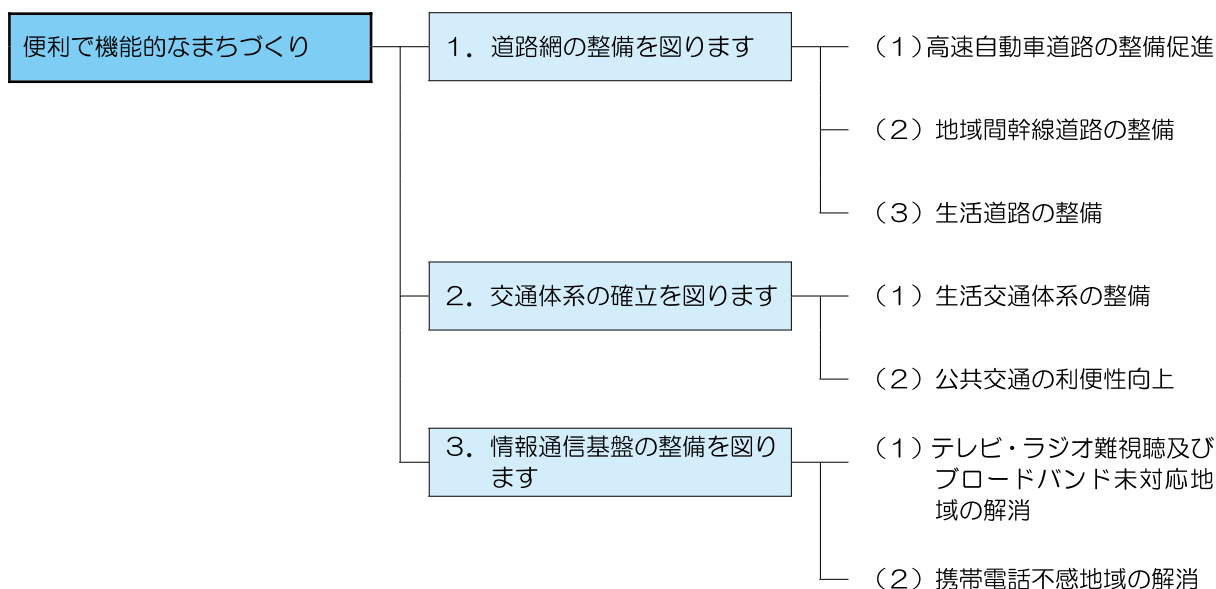
基本方針

近畿自動車道紀勢線や国道42号田辺西バイパスの整備の促進など、国道や県道をはじめとする主要幹線道路の計画的な整備を進め、市内を結ぶ道路網の構築を図るとともに、都市計画道路や市道の整備を推進し、市民の利便性・安全性の向上を図ります。

また、路線バス等総合的な公共交通体系の整備を図り、他市町村との連携のもと、鉄道・航空輸送の利便性の向上に努めます。

さらに、情報通信の地域間格差を解消するため、情報通信基盤の整備を図ります。

施策体系



施策の展開

1. 道路網の整備を図ります

(1) 高速自動車道路の整備促進

- 近畿自動車道紀勢線みなべ～田辺間の早期完成と、田辺以南の早期整備を国、県、関係機関に要望します。

(2) 地域間幹線道路の整備

- 高速道路田辺インターチェンジ（仮称）と市内各地域の連絡道路となる国道42号田辺バイパス（田鶴地区）や田辺西バイパスの早期完成を国、県に要望します。
- 地域高規格道路である国道168号の整備促進と、国道311号をはじめ、市内各地域を結ぶ国道、主要県道の未改良区間の早期解消を県などに要望していくとともに、その他の幹線道路の整備促進に努めます。
- 中心市街地の都市基盤向上を図るため、元町新庄線や内環状線など、都市計画道路の整備を進めます。
- 中心市街地と山間地域を結ぶ県道平瀬上三栖線（〔仮称〕真砂三栖道路）や中心市街地と南紀白浜空港を直結する（仮称）文里湾横断道路等の実現に向け、県との連携を強化し、整備促進に努めます。

(3) 生活道路の整備

- 地域内の生活道路の利便性を確保するため、局部改良、舗装、道路維持、橋りょう維持、交通安全施設整備など、効率的な整備を進めます。

2. 交通体系の確立を図ります

(1) 生活交通体系の整備

- 住民生活に必要な路線バスの運行維持に努めます。
- 市内を運行する路線バスや住民バス、スクールバスとともに、高齢者の外出支援事業、診療所の送迎事業などを含めた公共交通体系について、市全体の総合的な再構築を図ります。
- NPOなどの非営利団体が実施するボランティア有償運送事業の導入を推進します。

(2) 公共交通の利便性向上

- 沿線の各市町村との連携により、JR紀勢本線の利用促進に努めるとともに、利便性・快適性の向上のため、新型車両の導入や、紀伊田辺駅のバリアフリー化等について、鉄道事業者や県などの関係機関と共に取り組めます。
- 県や周辺市町村との連携により、南紀白浜空港の利用促進と観光を中心とした産業振興につながる臨時便の就航や新規航路の開拓に取り組めます。

3. 情報通信基盤の整備を図ります

(1) テレビ・ラジオ難視聴及びブロードバンド未対応地域の解消

- テレビ・ラジオ難視聴及びブロードバンド未対応地域においては、ケーブルテレビ整備事業を実施するとともに、テレビ難視聴のみが課題の地域においては、NHKと連携しながら、共同受信施設の地上デジタル放送受信対策の促進を図ります。

(2) 携帯電話不感地域の解消

- 携帯電話不感地区の解消のため、基地局等の整備を携帯電話事業者に要望します。

第4節 魅力あふれるまちづくり

現況と課題

本市の市街地中心部では、商業施設の集積はあるものの、かつての城下町の町割りが市街地内の交通の利便性を阻害しているため、商業・業務機能を十分発揮できない状況にあります。さらに、郊外型大型店の進出によってまちの活力が低下した状況にあり、道路や駐車場などの都市基盤整備や商店街整備等が課題となっています。

特に、紀伊田辺駅周辺地区は、熊野古道の玄関口であることから、駅舎や駅前広場等の根幹的な施設を再構築し、駅利用者の利便性・バリアフリー^(※1)化と交通体系の円滑化や景観整備を図り、併せて中心市街地の活性化に役立てることも必要です。

図表 市営駐車場駐車台数

(単位：台)

| 名称 | 位置 | 自動車 | 二輪車 |
|---------------|-----------------|-----|-----|
| 紀伊田辺駅前駐車場 | 田辺市湊 950 番地の4 | 19 | |
| 紀伊田辺駅前第二駐車場 | 田辺市湊 919 番地の6 | 95 | 400 |
| 田辺市役所駐車場 | 田辺市新屋敷町 1 番地 | 48 | |
| | 田辺市中屋敷町 24 番地の2 | 19 | |
| 田辺市民総合センター駐車場 | 田辺市湊 1619 番地の8 | 98 | |
| 田辺市営扇ヶ浜海岸駐車場 | 田辺市扇ヶ浜 3 番 1 号 | 400 | 95 |

資料：市管理課

さらに、国道 42 号田辺バイパスの整備に伴い、市街地が北部の郊外地域に拡大した結果、中心市街地の空洞化が顕著になっているため、中心市街地に良好な居住環境を確保し、人口増加政策を図るとともに、市街地中心部への道路整備や公共施設を再配置するなど、市街地を再生するためには都市環境をより向上させる事業展開も必要です。

本市の内陸部には山村地域が位置し、それぞれ日高川、富田川、日置川、熊野川の4つの流域に沿って地域が形成されています。この地域の面積は、本市の約90%を占め、優れた自然環境の中、豊富な森林資源と水資源のほか、熊野古道や本宮大社に代表される世界遺産や豊かな温泉地などの観光資源を有していますが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う都市部への人口流出により過疎・高齢化が進み、現在の人口は、市全体の約19%となっています。

こうした中、これらの地域では、交通網や農林業生産基盤の整備をはじめ、生活環境整備、都市と山村の交流施設等の整備を進め、農林家の所得向上や就労の場の創出等について成果を収めてきたところですが、未だに十分ではない状況にあります。

山村地域の過疎化・高齢化は、今後も懸念されますが、価値観の多様化等による都市住民の山

村地域への居住志向の高まりや団塊の世代の退職を背景として、都市から地方への人口流入の促進を図る取り組みを推進し、山村地域の活性化につなげていくことがこれからの課題となっています。

物の豊かさから心の豊かさを求める社会へ変わりつつある中、本市の山村地域にある多様な資源や環境に改めて着目し、民間と行政がそれぞれの役割を分担し、連携しながら、活力ある魅力的な地域を創造していく必要があります。

本市の土地の主な利用形態は、農用地 36.55 km² (3.6%)、森林 916.65 km² (89.3%)、住宅地や工業用地等の宅地 12.27 km² (1.2%) となっており、平成 12 年に比べ、農用地で 0.94 km² 増、森林で 0.16 km² 減、宅地で 0.48 km² 増となっています。

図表 土地利用現況

(単位：km²)

| 利用区分 | 農用地 | 森林 | 水種・河川・水産 | 道路 | 宅地 | その他 | 合計 |
|---------|-------|--------|----------|-------|-------|-------|----------|
| 平成 12 年 | 35.61 | 916.81 | 19.00 | 17.51 | 11.79 | 25.90 | 1,026.62 |
| 平成 17 年 | 36.55 | 916.65 | 18.93 | 18.45 | 12.27 | 23.89 | 1,026.74 |

資料：市土地対策課（各年 10 月 1 日現在）

土地は国民の限られた貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠な基盤であることなど、公共の利害に関係する特性を有しています。このことから土地については、公共の福祉を優先し、適正かつ合理的な利用を基本理念とする土地基本法に基づき、適切な土地の有効利用を図り、行政諸般の基礎資料とするため地籍調査に取り組んでいます。

現在、土地に関する記録として法務局に備え付けられている地図の多くは、明治時代の地租改正によって作られた図面を基礎としたもので、不明確な土地の境界や、当時の測量技術の低さにより、土地の実態を正確に把握することが困難です。また、長い年月の間、土地の異動（分合筆、売買、相続等）が反映されていないなど、現地と大きく異なっている場合もあります。

このため、地籍調査によって地籍の明確化を図ることで、効率的な土地の利用や取引が可能となり、公共事業や災害復旧の円滑化など、大きな効果が期待されます。

本市においては、平成 18 年 3 月末現在で面積 1,026.74 km²（国有林等を除いた要調査面積は 931.41 km²）のうち、108.54 km²（11.65%）の調査を完了しており、引き続き地籍調査の推進を図る必要があります。

(※1) バリアフリー・・・高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

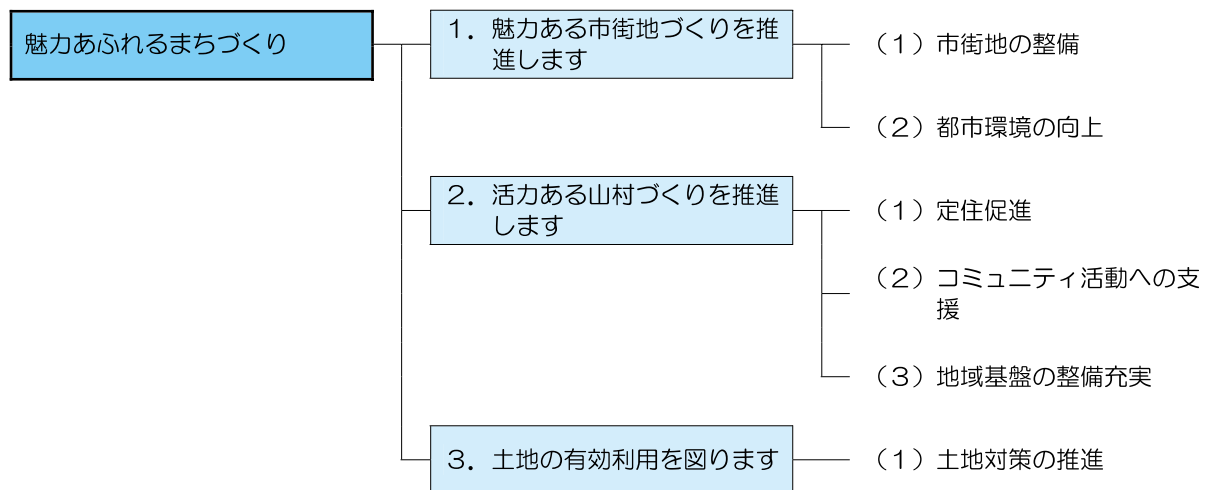
基本方針

田辺らしい都市景観の形成を図り、魅力ある市街地づくりを推進するとともに、市街地中心部への道路整備や公共施設の再配置、住環境の整備を進めるなど、空洞化が進む中心市街地の活性化を図ります。

山村地域においては、多様な資源の活用と環境の保全を図り、定住促進対策や産業基盤、生活環境基盤を整備・充実するなど、活力ある山村づくりを推進します。

また、土地の有効利用の基礎となる地籍調査を推進します。

施策体系



施策の展開

1. 魅力ある市街地づくりを推進します

(1) 市街地の整備

- JR紀伊田辺駅を中心に熊野古道の玄関口にふさわしい、魅力ある景観づくりに取り組むとともに、周辺住民をはじめ駅利用者の利便性の向上や交通体系の円滑化を推進します。
- 銀座地区からアオイ地区に続く海蔵寺地区の沿道区画整理型街路事業を促進し、回遊性の

ある商店街づくりと道路交通網の整備を図ります。

- 空洞化が顕著になっている中心市街地において、道路整備や公共施設の再配置等により、良好な居住環境を確保し、人口の増加を促進します。
- 本宮地区の熊野本宮大社周辺において、歴史的情緒があふれ、自然との調和がとれた街並み景観づくりを推進します。
- 扇ヶ浜総合整備については、防災機能も兼ねた魅力ある海浜親水拠点として、多くの人々の憩いの場となるよう県と連携し、引き続き事業の推進に努めます。

(2) 都市環境の向上

- 扇ヶ浜駐車場をはじめとする各種駐車場の適正な管理と利用の促進を図ります。
- 市街地の景観向上や、バリアフリー環境を維持するため、駅や路上などの放置自転車等を適正に管理するなど、都市環境の向上を図ります。
- 住所が煩雑な市街地や大規模な宅地造成地において、引き続き地元の合意を得ながら住居表示整備事業を推進します。

2. 活力ある山村づくりを推進します

(1) 定住促進

- 第一次産業を活性化し、定住促進を図るため、農林道の整備や機械化など、生産基盤整備を進めるとともに、一次産品の販路拡大や循環型社会構築のための木質バイオマスエネルギー^(※2)の利用促進に取り組みます。
- 緑の雇用事業や後継者育成事業等を活用した第一次産業への就業支援を行い、担い手の確保と就業機会の創出を図ります。
- 都市住民や団塊の世代の受け入れを推進するために必要な情報提供体制を整備し、交流事業の展開やインターネットなど様々な媒体を活用して、U・J・Iターン^(※3)に関する総合的な情報の発信に取り組みます。
- 移住者の生産活動や生活を総合的に支援する受け入れ体制の整備を推進します。

(2) コミュニティ活動への支援

- 山村地域の活性化を図り、活力の維持増進を図るため、地域おこしイベントや、地域の特性を生かした活動、交流事業などを支援します。

(3) 地域基盤の整備充実

- 山村地域におけるテレビ難視聴地域の解消やインターネット環境の改善、携帯電話不感地域の解消など高度情報基盤の整備をはじめ、簡易水道や浄化槽等の給排水施設、公営住宅、コミュニティ施設の整備など快適な生活環境づくりを図ります。

3. 土地の有効利用を図ります

(1) 土地対策の推進

- 土地の有効かつ円滑な利用、権利関係の明確化、公共事業や災害時の復旧の円滑化を図るための基礎となる地籍調査を推進します。

(※2) バイオマスエネルギー・・・もともと生物 (bio) の量 (mass) のことだが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

(※3) Uターン・・・元々地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、再び地元に戻ることを。

Jターン・・・地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、元の生まれ故郷でない別の地方に転居すること。

Iターン・・・都市部で生まれ育った人が、自然に恵まれた環境や人とのふれあいを重視したライフスタイルを求めて地方に転居すること。

第6章 市民と行政が共につくるまち

| | |
|----------------------|-----|
| 第1節 市民が参画するまちづくり | 163 |
| 第2節 健全に行財政を運営するまちづくり | 167 |

第1節 市民が参画するまちづくり

現況と課題

協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民の積極的な参加を促進し、市民の創意と工夫をまちづくりに生かすことが大切です。

本市からの情報発信については、広報紙「広報田辺」の充実が不可欠であり、表紙のカラー化、レイアウト^(※1)の工夫などにより、読みやすい紙面づくりを目指すとともに、点字広報や声の広報を使っての広報活動を推進しています。

また、情報の発信はもとより、情報交流の手段として本市のホームページの活用にも積極的に取り組んでいますが、さらに情報化社会に対応した情報発信手段等の高度化に努めるとともに、市民が親しみやすい広報活動のより一層の推進に努めていく必要があります。

広報紙については、平成18年7月から、田辺市自治会連絡協議会の理解と協力により全戸配布に努めているところであり、今後も、未配布世帯が生じないよう常時点検しながら取り組んでいく必要があります。

広聴活動では、住民に密着した行政サービスや特色ある地域づくりを進めていくために、直接多くの市民の声を聞くことが大切であり、各行政局での「1日市長室」や市政「未来ポスト」をはじめ、市内各会場においてまちづくり対話の集いを実施するほか、各種審議会・委員会等への市民参加やアンケート等を通じて、市民各層の意見や市民の声を把握し、市政への反映に努めるなど、今後も多様化する市民ニーズに合わせ、広聴広報機能を充実することが必要です。

さらに、個人情報の保護を図りながら、本市の行政施策等に関する情報の公開に努めることにより、公正で透明な行政を推進し、市民による市政への参加を進めていく必要があります。

協働のまちづくりを推進するためには、市民と行政が共通する目的の達成に向けて、お互いの特性を生かされるよう役割分担を明確にした上で、対等なパートナーとして地域におけるサービスの向上を進めることが重要です。そうした協働のまちづくりの一環として既に取り組まれている行政への市民参画活動、自治会^(※2)等による活動、各種ボランティア活動など、それぞれの市民活動団体等が行う個性的な地域づくり活動等を促進又は支援するため「みんなでまちづくり補助金」制度や、市民活動参加者等の事故災害に対する補償を行う「市民活動災害補償保険（ふれあい保険）制度」など、環境整備を行ってきました。

今後は、協働のまちづくりを具体的に推進するため、平成18年度に策定した「田辺市協働推進指針」をもとに、市民と行政の役割を明確にし、協働に向けた体制の整備に努める必要があります。

また、全国的に自治会への未加入世帯の問題が生じており、本市においても年々増加傾向にあります。こうした連帯意識が希薄化傾向にある時代にあっては、地域コミュニティの核となる自

治会の役割は益々重要となっています。こうした現状を踏まえ、今後も田辺市自治会連絡協議会と連携を図りながら、自治会への加入促進を積極的に推進するとともに、さらなる住民自治の確立に努めていく必要があります。

施設等の拠点整備については、自治会館等の新築・改修工事、放送設備や消防法に基づく警報設備の設置等への支援を行っていますが、今後も施設や設備等へのより充実した支援策を講じていく必要があります。

近年、多くのNPO団体^(※3)が結成され、市民の主体的・自発的な公益活動が展開されています。そうした団体の活動を支援するために、公設民営方式により市民活動センターを設立し、総合的な市民活動の拠点として市民のニーズにこたえる事業や市民活動に関する講座、NPO運営に関する助言、情報提供など、幅広い活動を推進しています。

(※1) レイアウト・・・配置や配列のこと。

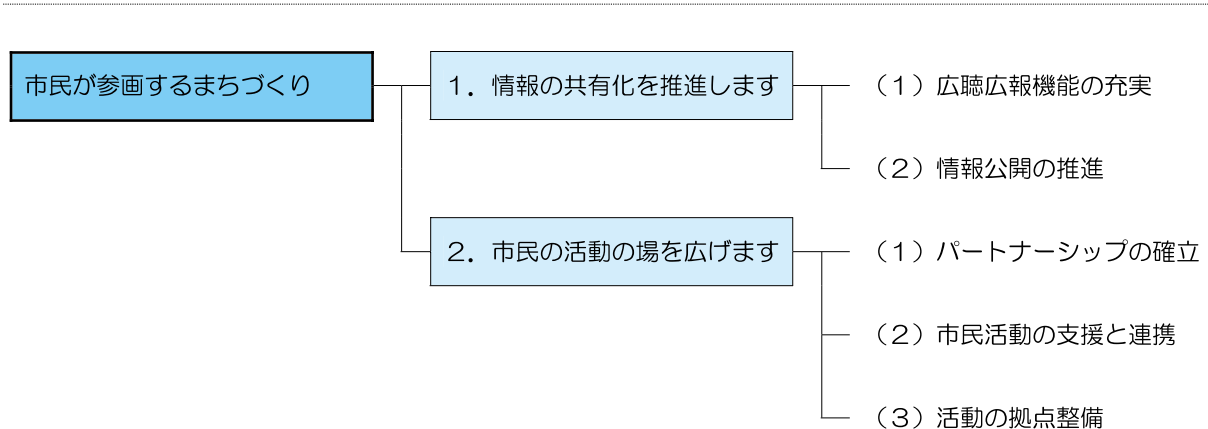
(※2) 自治会・・・自治会をはじめ、町内会、区会、常会を含む。

(※3) NPO団体・・・非営利組織・団体。

基本方針

本市の行政施策や事業等に関する情報の公開に努め、広聴広報機能を充実することで、市民と行政が情報を共有し、市民が積極的にまちづくり活動に参加できる機会や活動の場を広げるとともに、人と人や地域と地域の交流をさらに深め、より良いまちづくりを推進します。

施策体系



施策の展開

1. 情報の共有化を推進します

(1) 広聴広報機能の充実

- 市民のニーズを的確に把握し、広報の内容を充実するとともに、広報紙やホームページなどの媒体に加え、新しいメディアの活用による広報活動を検討します。
- 刊行物やパンフレットなど市政に関する情報を、手軽に入手できるように、市内の公共施設へ市政情報コーナーを設置します。
- 市民の要望や意見を的確に把握するため、1日市長室や市政「未来ポスト」、まちづくり対話の集い等を実施し、市民の声を市政に反映するほか、各種審議会や委員会等への参画機会の充実を図ります。

(2) 情報公開の推進

- 公正で透明な行政を推進し、市民の市政への参加を進めるため、個人情報の保護を図りつつ、田辺市情報公開制度の適切な運用に努めます。

2. 市民の活動の場を広げます

(1) パートナーシップの確立

- 市民と行政の役割分担を明確にし、より充実した公益的サービスを提供するため、協働を進めます。
- 市民や市民活動団体等が施策の企画立案等に参画できるとともに、民間手法を生かした様々な行政サービスを提供するなど、効率的かつ効果的な市政の実現を目指します。

(2) 市民活動の支援と連携

- 市民の自主的な地域づくりの支援を行うため、事故災害の補償を行う「ふれあい保険制度」や、「みんなでまちづくり補助金」制度等の充実に努めます。
- 田辺市自治会連絡協議会や単位自治会等の自治組織、市民団体などと連携を図り、協働や交流を促進します。
- 市内にある市民活動団体等の相互交流を積極的に促進し、市民活動のより一層の充実発展に努めます。

(3) 活動の拠点整備

- 地域の振興やその他福祉の増進に期する市民活動の拠点である自治会館等の新築及び改修費補助事業等の充実に努めます。
- 市民活動センターの活動をさらに充実させるため、民間手法による長所を生かしながら、市民が利用しやすく魅力ある拠点施設の整備に努めます。

第2節 健全に行財政を運営するまちづくり

現況と課題

国・地方の厳しい財政状況の改善と従来型の国の施策に基づく全国一律の行政運営を改め、地方の特色を生かした独自のまちづくりを展開できる体制をつくるため、平成11年7月に地方分権一括法が成立し、国は「三位一体の改革」の名のもと地方交付税制度の見直しや国庫補助負担金などの廃止・縮小、地方への権限と税源の移譲を含めた配分の見直しを進めています。

今後も、地方分権に向かう流れはさらに加速していくものと予想され、分権の受け皿として、少子高齢化の進展や高度情報化、国際化、地球環境問題など、地方をとりまく社会経済情勢の変化と市民の地方行政に対するニーズの高度化・多様化に対応できる体制づくりが求められています。

こうした中で、本市においては、地域経済が低迷する中、自主財源の要である税収の確保に努めているものの、地方交付税や国庫補助負担金の見直しなどにより、財源不足が深刻な問題となっています。一方歳出面では、事務事業の見直しや効率化を図るなど、歳出抑制に一定の効果を上げているものの、扶助費等の義務的経費の増加や新たな行政需要などへの対応で、大変厳しい状況が続くものと予想されます。

地方分権の時代に対応した高度な行政運営能力と強固な財政基盤を確立していくため、本市では平成18年3月に策定した田辺市行政改革大綱をもとに行政改革実施計画や財政健全化計画を策定するほか、県との連携のもと役割分担の見直しを推進するなど、さらなる行財政改革に取り組み、効率的かつ効果的な行財政運営を確立していく必要があります。

また、本市の情報化への取り組みについては、公式ホームページを通して、行政情報の提供や申請書のダウンロード等のサービスを実施しているとともに、不審者情報連絡システム（安心安全メール）といった行政からの情報を積極的に届けるプッシュ型サービスも実施していますが、より一層の充実が求められています。

加えて、国においては、平成22年度までに公的個人認証に対応した電子申請システムの導入、公共施設の予約、税の電子申告、公共工事や物品購入等の電子入札等、行政への申請・届出の手續のオンライン利用率を50%以上にするという目標が設定されており、それらの対応や、税金・公共料金や使用料・手数料等の電子納付・電子納税の導入が課題となっています。

広域行政の取り組みについては、これまで本市を中心にみなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町の1市4町による田辺周辺広域市町村圏組合が休日急患診療所、紀南文化会館の運営や病院群輪番制の実施、ふるさと市町村圏基金を活用した地域づくり活動への支援を行っています。さらに、みなべ町、白浜町、上富田町との1市3町による公立紀南病院組合の運営のほか、ごみ処理、し尿処理、火葬場や老人福祉施設などの運営を周辺市町村との連携により行っています。

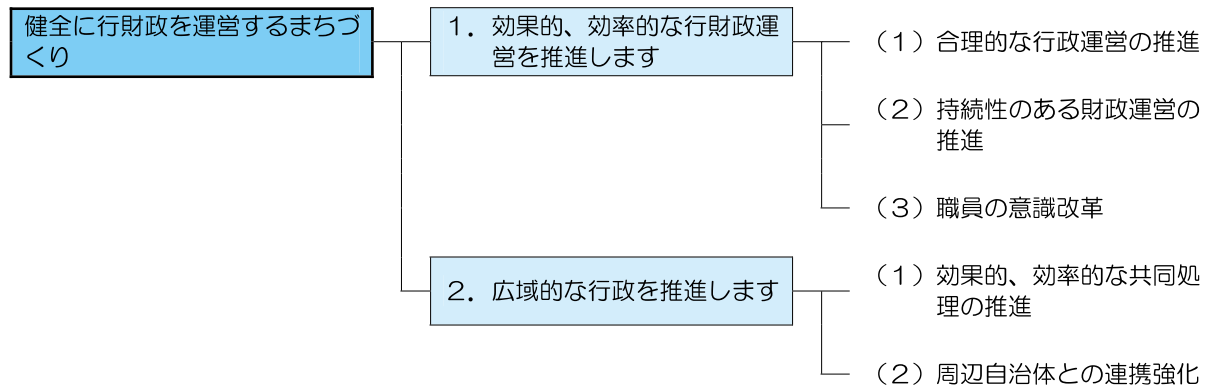
今後は、厳しい財政状況の下、一部事務組合の運営の在り方を含めた広域行政全般について検討を行うことが必要であるほか、新たな取り組みとしてみなべ町以南の地域における一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の建設や、田辺周辺広域圏域での一般廃棄物のごみ焼却処理施設整備の検討が課題となっています。

基本方針

田辺市行政改革大綱に基づき、さらなる行財政改革に取り組み、効率的かつ効果的な行財政運営を進めることにより、地方分権時代に対応した高度な行政運営能力と強固な財政基盤の確立を推進します。

また、田辺周辺広域市町村圏を中心に組みこんできた様々な広域行政事務については、時代の状況に応じた事務の再編を検討していくとともに、紀南地域における一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分場の建設など、新たな課題への検討を進めます。

施策体系



施策の展開

1. 効果的、効率的な行財政運営を推進します

(1) 合理的な行政運営の推進

- 定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、指定管理者制度の活用をはじめとして民間委託等の推進に向け積極的に取り組みます。
- すべての公共サービスについて、行政と民間の役割や機能の分担、また相互の協働の在り方を再検討し、住民団体をはじめNPOや企業等の積極的な参画を進めます。
- 総合計画の施策体系や地域性に対応した市の組織・機構の見直しと、外郭団体や第3セクターなど、市関係団体の組織の見直しや経営の合理化に取り組みます。
- すべての事務事業について、公共関与の妥当性、施策への貢献度、費用対効果、緊急性等の観点から常に見直しを行いながら、整理・統合や新たな事務事業への転換等を積極的に推進し、組織・機構の合理化に伴う職員の適正配置に努め、職員数の抑制など適正な定員管理に取り組みます。
- 各種手当を含む給与制度と水準、その運用について検討し、適正化を推進します。
- ホームページの充実や各種申請・届出のオンライン化等、情報化による行政サービスの充実に努めるとともに、個人情報保護のため適正な情報管理と情報セキュリティ対策^(※1)を推進します。
- 行政運営の透明性・公平性を確保するため、常に情報の公開に努めるとともに、広く市民の意見を収集し反映できる体制を構築します。

(※1) 情報セキュリティ対策・・・通信回線などを經由してコンピューターに対して違法な攻撃を仕掛けてくるコンピューターウイルスや不正侵入に対して防御すること。

(2) 持続性のある財政運営の推進

- 健全な財政基盤の確立に向け、中長期的な視点に立った、効果的かつ計画的な財政運営を行います。
- 自主財源の確保に努めるとともに、各種事業の推進にあたっては、国や県の補助金等の活用や、有利な地方債の活用など、効果的な財源確保を図ります。また、住民負担の公平性の観点から、使用料等について受益者負担の適正化に努めます。
- 限られた財源の効率的な運用のため、事務事業の見直しや、徹底したコスト削減を図ります。

- 市債の累増により公債費が増加傾向にある中、有利な地方債の活用により、実質的な公債費負担を抑制するなど、健全で計画的な市債の運用に努めます。
- 市の財政に対する市民の理解を深めるため、財政状況や財務諸表の公表により、財政情報の提供を行います。

(3) 職員の意識改革

- 社会経済情勢の変化や行政需要の高度化・多様化に対応できる職員を育成するため、効率的・効果的な事務事業の推進のための職員の意識改革を進めるとともに、経験年数や役職、職種に応じた研修を計画的に推進します。
- 能力と意欲のある人材の登用を推進するとともに、女性職員のより一層の職域拡大を図ります。
- 職員の意欲、能力、実績を適切に評価する人事評価システムの構築に取り組みます。

2. 広域的な行政を推進します

(1) 効果的、効率的な共同処理の推進

- ごみやし尿の処理など、一部事務組合によって処理している事務について、状況に対応した事務の再編と新たな共同処理の可能性を検討します。
- 紀南地域での一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の建設を推進します。
- 田辺周辺広域圏域での一般廃棄物のごみ焼却処理施設整備の検討を進めます。

(2) 周辺自治体との連携強化

- 市町村合併や道州制など、今後も進む地方行政の広域化と地方分権の流れに留意し、効率的な行政運営を図るため、周辺市町村との連携を密にし、事務事業の共同化をはじめ県下全域を見据えた事務事業の執行に取り組みます。
- 現在、周辺市町村との間で一部事務組合以外において、委託もしくは受託している事務事業について、社会情勢の変化に合わせた見直しを図ります。

参 考 资 料

諮問書・答申書

田政第 6 号
平成 18 年 4 月 25 日

田辺市総合計画審議会
会長 池田裕明様

田辺市長 真砂充敏

田辺市第 1 次総合計画について（諮問）

田辺市総合計画審議会条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 14 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

田辺市第 1 次総合計画について、貴審議会の意見を問います。

平成 18 年 11 月 8 日

田辺市長 真砂充敏様

田辺市総合計画審議会
会長 池田裕明

第 1 次田辺市総合計画について（答申）

平成 18 年 4 月 25 日付け田政第 6 号で諮問のあった第 1 次田辺市総合計画については、本審議会において慎重な審議の結果、別紙のとおり答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、審議会の審議過程で出された意見を十分尊重するとともに、各種施策の着実な実現に努められたい。

第1次田辺市総合計画策定経過

平成17年

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 12月20日 | 田辺市総合計画調査特別委員会設置 |
| 〃 | 第1回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 12月22日 | 第1回田辺市総合計画策定委員会及び第1回同専門部会合同会議 |

平成18年

- | | |
|-------|-----------------------|
| 1月16日 | 第1回田辺市総合計画審議会（全体会） |
| 1月24日 | （中学生アンケート実施 |
| 2月 1日 | |
| 1月27日 | （市民アンケート実施 |
| 2月13日 | |
| 1月31日 | 第2回田辺市総合計画策定委員会専門部会 |
| 2月 8日 | （田辺市総合計画審議会 委員アンケート実施 |
| 2月17日 | |
| 2月22日 | 団体ヒアリング実施 |
| 2月23日 | 〃 |
| 3月10日 | 田辺市総合計画審議会 意見交換会 |
| 3月11日 | 〃 |
| 3月17日 | 第2回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 4月 7日 | 第3回田辺市総合計画策定委員会専門部会 |
| 4月10日 | 第2回田辺市総合計画策定委員会 |
| 4月14日 | 第3回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 4月25日 | 第2回田辺市総合計画審議会（全体会・部会） |
| 5月 8日 | 田辺市総合計画審議会 第2回活力・快適部会 |
| 5月11日 | 田辺市総合計画審議会 第2回安心・安全部会 |
| 5月13日 | 田辺市総合計画審議会 第2回誇り・協働部会 |
| 5月26日 | 田辺市総合計画審議会 第3回安心・安全部会 |
| 5月30日 | 田辺市総合計画審議会 第3回活力・快適部会 |
| 5月31日 | 田辺市総合計画審議会 第3回誇り・協働部会 |

| | |
|--------|------------------------------------|
| 6月29日 | 第4回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 7月7日 | 第4回田辺市総合計画策定委員会専門部会 |
| 7月9日 | 第3回田辺市総合計画審議会（全体会） |
| 7月26日 | 第5回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 7月31日 | 第6回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 8月7日 | 第3回田辺市総合計画策定委員会 |
| 8月21日 | 第4回田辺市総合計画策定委員会 |
| 8月29日 | 第4回田辺市総合計画審議会（全体会） |
| 9月4日 | 第7回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 9月11日 | （ |
| | 田辺市総合計画基本構想に係る市民意見募集 |
| 9月29日 | |
| 9月27日 | 第8回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 9月29日 | 第5回田辺市総合計画審議会（全体会） |
| 10月23日 | 第9回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 10月31日 | 第6回田辺市総合計画審議会（全体会） |
| 11月6日 | 第10回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 11月8日 | 田辺市総合計画審議会会長より答申提出 |
| 11月13日 | 第5回田辺市総合計画策定委員会 |
| 12月15日 | 第11回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| 12月21日 | 第12回田辺市総合計画調査特別委員会 |
| ” | 第5回田辺市議会定例会・田辺市総合計画調査特別委員会委員長報告 可決 |

田辺市総合計画審議会委員名簿

| 職名 | 氏名 | 部会 | 備考 |
|-----|-------|-------|-------------------|
| 会長 | 池田裕明 | 誇り・協働 | 和歌山県立医科大学教授 |
| 副会長 | 良原昌子 | 安心・安全 | 田辺市社会福祉協議会 |
| 委員 | 網本成吉 | 活力・快適 | 田辺市水産振興会 |
| 〃 | 泉庄治 | 誇り・協働 | 本宮地域審議会 |
| 〃 | 糸川和子 | 誇り・協働 | 田辺市文化協会 |
| 〃 | 大倉豊 | 安心・安全 | 田辺市老人クラブ連合会 |
| 〃 | 笠松能充 | 活力・快適 | 牟婁商工会 |
| 〃 | 木村則夫 | 誇り・協働 | 秋津野塾 |
| 〃 | 久保周市 | 安心・安全 | 元気たなべ応援団 |
| 〃 | 倉尾伊佐男 | 活力・快適 | 中辺路地域審議会 |
| 〃 | 栗栖健二 | 安心・安全 | 自主防災組織連絡委員会 |
| 〃 | 栗栖崇 | 誇り・協働 | 田辺市連合PTA |
| 〃 | 桑原久仁夫 | 誇り・協働 | 田辺市体育連盟 |
| 〃 | 小松利幸 | 活力・快適 | 大塔村世界遺産プロジェクト |
| 〃 | 小森淳平 | 誇り・協働 | 校長会 |
| 〃 | 小山武春 | 安心・安全 | 田辺市保育所保護者会連合会 |
| 〃 | 坂本守 | 活力・快適 | 紀南農業協同組合 |
| 〃 | 坂本みや子 | 誇り・協働 | 田辺市女性会連絡協議会 |
| 〃 | 志波元昭 | 誇り・協働 | 田辺市人権擁護連盟 |
| 〃 | 島倉峰子 | 誇り・協働 | 大塔地域審議会 |
| 〃 | 庄司充生 | 安心・安全 | 和歌山県（西牟婁振興局） |
| 〃 | 鈴木重清 | 活力・快適 | 熊野本宮語り部の会 |
| 〃 | 寒川洋右 | 安心・安全 | 龍神地域審議会 |
| 〃 | 多田稔子 | 活力・快適 | 田辺市観光協会連絡協議会 |
| 〃 | 谷地昇 | 誇り・協働 | 田辺市自治会連絡協議会 |
| 〃 | 谷峯敦雄 | 活力・快適 | （社）白浜・田辺青年会議所 |
| 〃 | 玉置信彦 | 安心・安全 | 田辺市医師会 |
| 〃 | 中西力三郎 | 安心・安全 | 田辺市身体障害者連盟 |
| 〃 | 那須敏夫 | 活力・快適 | 西牟婁森林組合 |
| 〃 | 那須正治 | 誇り・協働 | NPO法人 漂探古道 |
| 〃 | 畑谷倫成 | 安心・安全 | 公募委員 |
| 〃 | 初山丈夫 | 活力・快適 | （財）天神崎の自然を大切にする会 |
| 〃 | 濱口公一 | 活力・快適 | 田辺商工会議所 |
| 〃 | 松本千賀子 | 安心・安全 | Com. 子育て環境デザインルーム |
| 〃 | 山崎照宣 | 安心・安全 | 田辺市民生児童委員協議会 |
| 〃 | 山本利光 | 誇り・協働 | 市民活動フォーラム田辺 |
| 〃 | 山本博之 | 安心・安全 | 田辺地域労働者福祉協議会 |
| 〃 | 吉田悠 | 活力・快適 | NPO法人 ええとこねっと龍神村 |

役職等の異動により途中で退任された委員

| | | | |
|--|------|-------|-------------|
| | 樫本春彦 | 誇り・協働 | 田辺市自治会連絡協議会 |
|--|------|-------|-------------|

田辺市総合計画審議会条例

制定 平成 17 年 5 月 1 日 条例第 14 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査審議するため、田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の規定による市の基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、政策調整部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

第1次田辺市総合計画 平成19年3月

発行 田辺市
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL 0739-22-5300(代)
URL <http://www.city.tanabe.lg.jp/>
編集 政策調整部 政策調整課
